

令和 6 年第 4 回定例会

東吾妻町議会議録

令和 6 年 12 月 4 日 開会

令和 6 年 12 月 13 日 閉会

東吾妻町議会

令和六年 第四回 「十二月」定例会

東吾妻町議会議録

令和6年東吾妻町議会第4回定例会会議録目次

第 1 号 (12月4日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	3
○議長挨拶	4
○町長挨拶	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○議員派遣の件について	6
○承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	11
○議案第6号～議案第10号の一括上程、説明、議案調査	13
○議案第11号の上程、説明、議案調査	16
○議案第12号の上程、説明、議案調査	18
○議案第13号の上程、説明、議案調査	19
○議案第14号の上程、説明、議案調査	20
○議案第1号の上程、説明、議案調査	21
○議案第2号の上程、説明、議案調査	31
○議案第3号の上程、説明、議案調査	32
○議案第4号の上程、説明、議案調査	33
○議案第5号の上程、説明、議案調査	35
○議案第15号の上程、説明、議案調査	36
○議案第16号～議案第18号の一括上程、説明、議案調査	37

○請願書・陳情書の処理について	39
○散会の宣告	39

第 2 号 (12月12日)

○議事日程	41
○本日の会議に付した事件	42
○出席議員	42
○欠席議員	42
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	42
○職務のため出席した者	43
○開議の宣告	44
○議事日程の報告	44
○議案第6号～議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決	44
○議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決	58
○議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決	59
○議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決	60
○議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決	60
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	61
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	62
○議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決	62
○議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決	63
○議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決	64
○議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決	65
○議案第16号～議案第18号の質疑、自由討議、討論、採決	69
○請願書・陳情書の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決	77
○発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	82
○議員派遣の件について	83
○委員会報告について	84
○閉会中の継続審査（調査）事件について	89
○町政一般質問	89

高 橋 弘 君	89
増 子 京 子 君	100
○延会について	105
○延会の宣告	105

第 3 号 (12月13日)

○議事日程	107
○本日の会議に付した事件	107
○出席議員	107
○欠席議員	107
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	107
○職務のため出席した者	108
○開議の宣告	109
○議事日程の報告	109
○町政一般質問	109
高 橋 徳 樹 君	109
齋 藤 貴 史 君	120
井 上 日出来 君	130
重 野 能 之 君	143
○町長挨拶	150
○議長挨拶	150
○閉会の宣告	151
○署名議員	153

令和 6 年 12 月 4 日 (水曜日)

(第 1 号)

令和6年東吾妻町議会第4回定例会

議 事 日 程（第1号）

令和6年12月4日（水）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 承認第 1 号 専決処分の承認について（令和6年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号））
- 第 6 議案第 6 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 7 号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 8 号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 9 号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第10号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第11号 東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第12号 東吾妻町立小中学校児童生徒等表彰基金条例について
- 第13 議案第13号 東吾妻町育英条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第14号 東吾妻町特別支援学校児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第 1 号 令和6年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）
- 第16 議案第 2 号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第 3 号 令和6年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第 4 号 令和6年度東吾妻町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第 5 号 令和6年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第2号）

- 第20 議案第15号 損害賠償の額を定めることについて
- 第21 議案第16号 物品購入契約の締結について（令和6年度小学校教師用指導書・教材購入）
- 第22 議案第17号 物品購入契約の締結について（令和2年度小学校教師用指導書購入）
- 第23 議案第18号 物品購入契約の締結について（令和2年度小学校指導用教材備品購入）
- 第24 請願書・陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	佐藤聰一君	2番	齋藤貴史君
3番	増子京子君	4番	渡一美君
5番	井上日出来君	6番	高橋弘君
7番	高橋徳樹君	8番	里見武男君
9番	小林光一君	10番	重野能之君
11番	竹渕博行君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	石村文明君
教育長	茂木一弘君	総務課長	酒井文彰君
企画課長	寺嶋正春君	まちづくり 推進課長	玉橋晃君
保健福祉課長	小池さつき君	町民課長	谷直樹君
税務課長	堀込恒弘君	農林課長	白石彰久君
建設課長	福原治彦君	上下水道課長	高橋篤君
会計課長兼 会計管理者	関和夫君	学校教育課長	水出悟君

社会教育課長 角 田 良 信 君

職務のため出席した者

議会事務局長 西 山 孝 弘

議会事務局佐
補

西 卷 雅 子

議会事務局
会計年度
任用職員
田 中 すずの

◎議長挨拶

○議長（佐藤聰一君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和6年第4回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集いただき、開会できますことに対し、心から感謝申し上げます。

本定例会には、条例関係、令和6年度補正予算案、その他の重要案件が提案される予定となっております。議員各位におかれましては、格別なるご精励をもって、ご審議をお願いいたしたいと思います。

会期中、町長はじめ執行部各位におかれましても、特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（佐藤聰一君） 開会に当たり町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

令和6年第4回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年もいよいよ師走を迎え、気ぜわしい年の瀬となりました。本日ここに令和6年第4回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共にご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、来年度予算につきまして、12月2日に予算編成会議を開催し、年内には各課からの予算要求書が提出をされる予定でございます。引き続き厳しい財政状況ではございますが、主要事業に対し、必要性、費用対効果などを精査して、財源の重点配分や効率化を図るとともに、町民の視点に立った行政サービスの向上を目指し、予算を編成したいと考えております。

本定例会では、専決処分の承認について1件、条例関係9件、令和6年度一般会計補正予

算など予算関係5件、その他4件、合計19件を提案させていただく予定でございます。

慎重かつ熱心なご審議をいただき、全てを原案どおりご議決を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤聰一君） ただいまより令和6年第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時03分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤聰一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤聰一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、3番、増子京子議員、4番、渡一美議員、5番、井上日出来議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤聰一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月13日までの10日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤聰一君） 異議なしと認め、会期は10日間と決定し、日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は、明日12月5日の正午までといたしますので、よろしくお願ひいたします。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確に分からぬ場合、または町の事務の範囲外であつたり適正を欠く内容の場合は、通告書の修正を求めたり受理しないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（佐藤聰一君） 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであります。後ほどご覧をいただき、議会活動または議員活動に資していただければと思います。

なお、町長から提出された「東吾妻町議会採択請願・陳情処理経過一覧」を添付してあります。

なお、11月13日に開催されました全国町村議会議長会主催の「第68回町村議会議長全国大会」並びに全国豪雪地帯町村議会議長会主催の「第49回豪雪地帯町村議会議長全国大会」の関係資料も併せて添付してありますので、参考としてください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議員派遣の件について

○議長（佐藤聰一君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

12月9日開催、上信自動車道関連工事の現地視察については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思います。

お配りしました定例会の会期日程の12月9日の上信視察の括弧を外し、正式な議員派遣といたします。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤聰一君） 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤聰一君） 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

去る10月18日開催、吾妻郡町村議会議長会主催「吾妻郡町村議会議員研修会」、10月23日開催の「東吾妻町・杉並区グラウンドゴルフ交流会」、11月5日に開催されました群馬県町村議会議長会主催の「町村議会議員研修会」の3件について、8番、里見武男議員より報告をお願いします。

8番、里見武男議員。

(8番 里見武男君 登壇)

○8番（里見武男君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議員派遣について、ご報告申し上げます。

去る令和6年10月18日に長野原町住民総合センターにて、山本一太群馬県知事を講師に迎え、午後2時から3時までの約1時間、吾妻郡町村議会議員研修会が行われましたので、報告いたします。

「新・群馬県総合計画～2040年に向けた政策の方向性～」を課題に研修を受けました。

群馬県が2040年に目指す姿では、年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての県民が誰一人取り残されることなく自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型社会を目指し、基本政策として3つを掲げ、基本政策第1では、県民幸福度の向上で、新・群馬県総合計画を着実に実施し、県民の幸福度を向上させる。基本政策2では、新・群馬の創造で、3つの近未来構想の実現に向けた政策を展開する。基本政策3として、群馬モデルの発信で、劣化版東京をつくらず、群馬ならではの地域の在り方を世界に示す政策を語られていました。

また、今後の方針について、攻めの4年間を貫く4つの姿勢について述べられました。

1、なぜ透明な県政を貫くのか。

県民全体のためになるかを第一に考える。隠し事をせず不当な圧力を絶対に屈しない。記者会見を重視する。知事就任後、332回実施したそうです。内部統制推進評議会議を設置した。

2として、ワイススペンドイングとは限られた予算で最大の効果を追求し、必要な事業投資に重点的に配分を行い、劣化版東京ではない一流の群馬モデルを構築する。

3では、なぜトップセールスが必要なのかを語り、プロジェクトの誘致はトップの熱意が決め手、首相や大臣、企業経営者、海外の要人にダイレクトに群馬県の要望や提案を伝え、新たな富を生み出すプロジェクトの誘致を行う。また、総理や大臣への要望回数は76回に及んだ。

4では、なぜ市町村、県議会との連携が大事なのかでは、市町村や県議会との協力があつてこそ県政は進められ、新しい施策など市町村や県議会に丁寧に説明し、理解を得て進める。

以上、4つの姿勢について報告を受けました。

その他首都圏からのアクセスのよい群馬県の最大の魅力である数多くの温泉、豊かな自然、新鮮な農畜産物などじっくり楽しんでもらうリトリートの聖地を目指していきたいと語られていました。山本知事におかれましては、他県の衆議院立候補者の応援で大変お忙しい中、講演をいただきました。

以上で、令和6年10月18日に行われた吾妻郡町村議会議員研修会の報告といたします。

次に、去る10月23日恒例の東吾妻町・杉並区グラウンドゴルフ交流会が開催されましたので報告いたします。

毎年交互に開催されます交流会は、今年はコニファーいわびつグラウンドを会場として、午前9時より中澤町長をはじめ杉並区の保健福祉部高齢者施設課課長の海津課長出席の下、開催されました。東吾妻町老人クラブ連合会と杉並区いきいきクラブ連合会の会員約60名にて和気あいあいと競技が行われ、3時間があつという間にたち、午後から表彰式と懇親会が行われました。

杉並区と当時の旧吾妻町は、平成元年に友好協定を結んで今年で35年が経過しました。今後も教育、文化、経済の交流をさらに推し進めていくことを競技された皆さんと誓い合い、来年は杉並区での再会を楽しみにして、杉並区・東吾妻町グラウンドゴルフ交流会が行われました。

これを報告いたします。

次に、去る11月5日に行われました群馬県町村議会議員研修会の議員派遣の報告を行います。

研修会場は玉村町文化センターで、13時から16時までの講師2人による研修会が行われました。最初の講師は、早稲田大学マニフェスト研究所事務局長で、大正大学公共政策学部の中村健教授による「住民に期待される議会になろう～議会力によって地域の未来が変わる～」をテーマに受講いたしました。

中村先生は、当時の徳島県池田町で27歳にて町長に当選し、2期務められ全国最年少の町長と話題になりました。講演の中で、住民に期待される議会になろうというテーマについて、全国の議会の取組事例が紹介されました。その幾つかを述べたいと思います。

太田市議会では、本会議傍聴の際、住所、氏名の記入が必要なく、乳幼児や児童の入場も可能となっており、住民が誰でも気軽に傍聴でき、古くさい要綱やマニュアル、傍聴規則等時代の変化や生活、環境のスタイルに合わせ、より快適な環境に整えていくことが大事である。

富士市議会では、ＩＣＴ、タブレットの活用で災害時に活用され、議員は地域の現状が分かり、早急に対処できた。災害時の避難所では30年たっても変わらない日本の避難所の写真と、台湾の地震被害のときの避難所では、3時間でプライバシーが守られる避難所が開設された。

よく役所で見かける光景として、べたべたポスターがあり、前から貼ってあるからとか、ここに決まっているからとかあるが、誰のために貼ってあるのか、これらも改革として今後見直していく、改革では追いつかない場合は一気に変革にしていくこともあり得ることを学びました。

次に、跡見学園女子大学教授の鍵屋一先生による「町村の防災・減災対策と災害時の議会議員の役割について」の講演がありました。

鍵屋先生は秋田県出身ということで、最初に秋田の民俗行事のなまはげは災害ボランティアとして紹介されました。平時は五穀豊穣、家内安全を祈るなまはげですが、大みそかの晩に各家庭にやってくると、鬼の面をつけた若者は家々に入ったときに家族の様子を後でしっかりと台帳に記録し、災害が起きたときにはこのなまはげ台帳に基づいて、避難・支援に飛び出していくそうです。

また、過去に全国で発生した大災害についての説明や、各市町村が災害発生時に取り組ん

だ対策を基に、災害時におけるトップがなすべき事々の提言では、平時の備えでは大規模災害発生時の意思決定の困難さは想像を絶する。平時の訓練と備えがなければ、危機への対応はほとんど失敗する。日頃から住民と対話し、危機時の意思決定についてあらかじめ伝え、理解を得ておく。

議会では、議会研修アンケートによると、災害時の議会、議員活動方針策定、情報の一元化、行政に負担をかけない議会運営、平時の防災特別委員会制定等について受講いたしました。

いずれの講師も資料が一切なしのため、簡略して群馬県町村議会議員研修会の報告をいたします。

以上、報告です。

○議長（佐藤聰一君） 以上で里見武男議員の報告を終わります。

去る11月10日に開催されました議会報告会、11月21日に開催されました中学生議会の2件について、4番、渡一美議員より報告願います。

4番、渡一美議員。

（4番 渡一美君 登壇）

○4番（渡一美君） 議会報告会と中学生議会の議員派遣についてご報告いたします。

まず、議会報告会についてですが、11月10日にコンベンションホールにて開催されました。議会広報特別委員会が作成した動画を町民の皆さんにご視聴いただきました。この動画は、iPadとGoproを活用して作成したものです。当日は動画の視聴後、参加者の皆様と意見交換会を実施いたしました。当日参加された町民の方は31名でした。

その後、健康レシピ試食会として食生活改善推進協議会とのコラボ企画を実施いたしました。保健センターの菊池栄養士から減塩に関する説明をいただき、続いてカフェタイムではキーマカレーを楽しみながら町民の皆様と懇談させていただきました。

また、今回は、予告動画や事前アンケートといった新たな取組を行い、30代から40代の女性を中心に、全体で51件の回答をいただくことができました。さらに事前アンケートや当日にいただいたご意見への回答については、今後、議会広報特別委員会にて検討していきます。

中学生議会についてご報告いたします。

中学生議会は、11月21日に東吾妻中学校で開催されました。

まず、全体で開会行事を行った後、各クラスに分かれて、卒業研究テーマ「20年後の東吾

妻町に暮らす人々のための町づくり」について中間発表を行い、その後、議員からの感想を述べさせていただきました。

その後、クラスごとに議会報告会を実施いたしました。

事前学習として、議会報告会で使用した動画と同じものを視聴していただき、町の暮らしや町議会に関する意見や質問などを中学生からいただきました。中学生の皆さんのが日常生活や地域社会についてより深く考える機会となったと思います。詳細や感想については、今定例会中の議員全員協議会で各議員よりご報告いただく予定です。

今回の中学生議会では、前回と異なる進行方法を取り入れたことで、中学生の意見や疑問点を直接伺うことができ、大変有意義な時間となりました。より身近な議会として感じていただけたのではないでしょうか。

今回は特に動画配信や、LINEを活用した事前アンケートなどSNSの活用を試験的に行いました。議会報告会や中学生議会においても、SNSの活用について多くのご意見をいただきました。これらの意見を踏まえ、議会だけでなく町政全体と協力し、発信力をさらに高めていけるよう、今後も検討していきます。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長（佐藤聰一君） 以上で、渡一美議員の報告を終わります。

以上で、議員派遣の件についてを終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聰一君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認について（令和6年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第1号 令和6年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について、特に急を要するため、令和6年10月3日付で専決処分し、同日

付で告示をいたしました。今回はこの専決処分の承認をいただくものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） お世話になります。

今回承認をいただく専決処分につきましては、先ほど町長が説明申し上げたとおり、衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施に当たり、これに要する経費について速やかに予算措置を講ずる必要があるため、10月3日付で専決処分を行ったものでございます。

内容について説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

歳入でございますが、11款1項1目地方交付税におきまして、普通地方交付税3万3,000円の追加でございます。

次の16款3項1目総務費県委託金の1,210万円の追加でございますが、衆議院議員選挙費委託金になります。これは法律による基準により交付されるものでございます。

次に、6ページの歳出をお願いします。

2款4項3目の衆議院議員選挙費1,213万3,000円の追加でございます。

説明欄をご覧ください。

期日前投票、投票所における投票立会人等の方々に対する報酬にはじまりまして、職員の時間外勤務手当、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、システム使用料等合わせて1,213万3,000円でございます。

以上でございますが、ご審議いただきまして、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

よろしくお願ひします。

○議長（佐藤聰一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君）　自由討議を打ちります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聰一君）　起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎議案第6号～議案第10号の一括上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聰一君）　日程第6、議案第6号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第7号　東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第8号　東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議案第9号　東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議案第10号　東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての計5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　議案第6号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号　東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号　東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号　東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号　東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、人事院勧告を受けて、議員及び特別職の期末手当、職員の給与、報酬及び期末・勤勉手当を改定するものでございます。

また、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例につきましては、このたびの職員の不祥事を受けて、行政執行責任者である町長及び副町長の責任を明確にするため、3か月間10%の減給措置を行うことを含む改正案となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤聰一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） お世話になります。

今回の条例改正につきましては、基本的には人事院勧告を受けた内容を反映するものであり、関連する5件の条例改正につきまして、一括して提案をさせていただきます。

今回の人事院勧告では、初任給や若年層を重点に職員の月例給を平均で2.76%引き上げるとともに、期末手当、勤勉手当をそれぞれ0.05か月分増額し、年間で合計0.1か月分引き上げる内容となっております。

以下、各議案の改正内容について順にご説明いたします。

それでは初めに、議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条関係ですが、今年12月の期末手当を0.1か月分増額する改正です。具体的には、第6条第2項に記載された期末手当の支給割合を、現在の100分の215から100分の225に変更するものです。これにより12月の支給額が0.1か月分増額となります。

次に、第2条関係ですが、来年度以降、この増額分を0.05か月分ずつ6月と12月に均等に配分して支給するための改正となります。そのため、第6条第2項の支給割合を現在の100分の215から100分の225に改める内容となっております。

本条例の施行は公布の日からとし、適用は令和6年12月1日としております。

続きまして、議案第7号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてです。

新旧対照表をご覧ください。

第1条関係では、今年12月の期末手当を0.1か月分増額する改正です。

次に、第2条関係では、来年度以降、今回の増額分を0.05か月分ずつ6月と12月に均等に支給するよう改めるものです。また、今回の改正には令和7年1月から同年3月までの3か月間、町長及び副町長の給料月額を10%減額する特例措置を規定しております。この措置は、このたびの職員による不祥事を受け、行政執行者としての責任を明確にするためのものでございます。

本条例の施行は公布の日からとし、適用は令和6年12月1日としております。

続きまして、議案第8号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。

新旧対照表のページを少し飛んでいただき、17分の1と記載してあるページをお開きいただければと思います。

今回の改正内容は、大きく3つのポイントに分けられます。

まず、第9条の2に関する改正ですが、診療所の医師に対する初任給調整手当を月額41万5,600円から41万6,600円に引き上げるものです。この改定は、医師の初任給水準を適切に見直し、専門職としての処遇改善を図ることを目的としております。

次に、第19条では期末手当の計数が改定されます。具体的な計数は条文に記載されてございますが、いずれも支給月数を0.05か月分増額する内容となっております。

また、第20条に関しては、勤勉手当の計数が改定となります。こちらも期末手当と同様に、支給月数を0.05か月分増額するための改正となります。

これらの改正によりまして、期末手当と勤勉手当を合わせますと、年間で合計0.1か月分の増額となります。これにより一般職員、特定幹部職員、定年前再任用短時間勤務職員など、それぞれの職種や立場に応じた公平な引上げが行われます。

次のページをご覧いただきますと、別表第1として行政職給料表がございます。今回の改定では、特に初任給及び若年層の給料を重点的に引き上げることにより、月例給全体で平均2.76%の増額となっておりますが、これを反映した給料表となっております。

続いて、少し飛びますが、16、17ページをお開きいただきたいと思います。

ここに記載の第19条及び第20条におきましては、期末手当、勤勉手当の今回の増額分について、来年度以降は6月と12月の支給月に均等に配分して支給する旨の規定を記載しております。

以上が議案第8号の改正内容でございます。

なお、本条例の施行は公布の日からとし、適用は令和6年12月1日としております。

続きまして、議案第9号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。

新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条関係では、改正後の第3条において、人事院勧告に基づき報酬単価の上限額をそれぞれ改定するとともに、第8条では、期末手当を年間0.05か月引き上げる改正を行います。

次のページに移りまして、第8条2項1号中に表記の誤りがあったため、期末手当を勤勉手當に改め、文言の整理を行います。

次に、3ページの第2条関係では、改正後の第8条において、来年度以降期末手当の増額分を6月と12月の支給額に均等に配分するよう改正を行う内容となっております。

本条例の施行は公布の日からとし、適用は令和6年12月1日としております。

続いて、議案第10号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。

新旧対照表をご覧ください。

第2号会計年度任用職員の期末・勤勉手当につきましては、一般職の改定内容が反映されますので条文の改正はありませんが、第2条中に語句の追加がございます。

本来、この4月の制度改正時に記載するべきものでございましたが、記載に漏れがあったため、今回、明記するものでございます。具体的には、第2条の期末手当のみの表記を期末手当及び勤勉手當に改めるもので、これにより条例文をより正確で適切なものとしてまいります。

施行は公布の日からとなります。

以上、条例改正5件について一括で説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤聰一君） 説明が終わりました。

本5件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようにお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聰一君）　日程第11、議案第11号　東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　議案第11号　東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の提案は、東吾妻町水道事業給水条例の一部を実情に合わせ、改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君）　続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋　篤君）　よろしくお願ひいたします。

東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

改正前の表の空欄の部分、こちらのほうを改正後は手数料の額と追加をいたします。また、私設消火栓立会手数料を削除いたします。私設消火栓は現在、存在をしておりませんので、削除するものでございます。

それから、改正前の証明手数料閲覧手数料とあるものを閲覧手数料を削除して、改正後は証明手数料と改めるものでございます。

それから、指定給水装置工事事業者指定手数料とあるものを、指定給水装置工事事業者指定・更新手数料と改めるものでございます。

また、第2項として、既納の手数料は、還付しない。と追加をするものでございます。

この施行日につきましては、公布の日からといたします。

以上でございますが、よろしくお願ひをいたします。

○議長（佐藤聰一君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了しますようにお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聰一君）　日程第12、議案第12号　東吾妻町立小中学校児童生徒等表彰基金条例についてを議題とします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　議案第12号　東吾妻町立小中学校児童生徒等表彰基金条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例案は、児童生徒等の成績優秀や模範行為を表彰するための財源を安定的に確保するとともに、より効果的に活用できるよう、東吾妻町立小中学校児童生徒等表彰基金を創設するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君）　続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（水出　悟君）　よろしくお願ひいたします。

制定文のほうをご覧ください。

まず、第1条は、基金の設置趣旨を定めているところでございます。

第2条は、基金の額を定めるものでございます。

第3条は、基金現金の管理方法を定めるものでございます。

第4条は、基金の運用益の処理方法を定めるものでございます。

第5条は、基金現金の繰替え運用方法を定めるものでございます。

第6条は、基金の処分方法を定めるものでございます。

第7条は、文言の定義を定めるものでございます。

第8条は、表彰の種類を定めるものでございます。

第9条は、被表彰者の要件を定めるものでございます。

第10条につきましては、委任規定となっております。

条例の施行につきましては、令和7年1月1日を予定しておるところでございます。

本条例の制定に合わせまして、東吾妻町立小中学校児童生徒善行褒賞基金条例を廃止いたしまして、基金の現金を本条例に規定する基金に引き継ぐことを提示するところでございます。

説明につきましては、以上になります。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤聰一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願ひいたします。

◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聰一君） 日程第13、議案第13号 東吾妻町育英条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第13号 東吾妻町育英条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この改正案は、育英資金貸付基金として用意をしております入学準備金と奨学金の利用状況が縮小傾向にあることを踏まえ、この基金の現金をより効率的に運用できるよう、基金規模8,000万円から7,000万円に変更するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） それでは、ご説明いたします。

ここ数年、育英資金貸付基金の動きでございますが、貸付金の残高につきましては、6,000万円台から2,000万円台、これに伴いまして、基金現金の残高は1,000万円から5,000万円台というところになっているところでございます。

残高の状況を考慮するとともに、現金を効率的に活用するために第5条で規定している基

金規模を1,000万円減額する内容でございます。

なお、減額分となる1,000万円の使途につきましては、補正予算の提案において再度説明させてもらいたいと思います。

条例の施行は、令和7年1月1日を予定しております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願ひいたします。

◎議案第14号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聰一君） 日程第14、議案第14号 東吾妻町特別支援学校児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第14号 東吾妻町特別支援学校児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この改正案は、就学援助金の支給に関する業務の効率化を図るため、支給基準日を設定するほか、年度途中の支給対象の取扱いを明確化するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 新旧対照表をご覧ください。

第3条の支給範囲では、就学援助金は町内にお住いの特別支援学校に通学する児童生徒の保護者等に支給するということが規定されておるところでございます。

第1項に支給基準日を5月1日と設定するほか、第2項では年度途中における受給資格を規定するものでございます。

条例の施行は、令和7年4月1日を予定しておるところでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願ひいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聰一君） 日程第15、議案第1号 令和6年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 令和6年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出とともに1億8,727万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億1,513万6,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、職員の給与に関する条例等の改正に伴う人件費補正のほかに、自転車型トロッコ施設落石防止対策工事、新型コロナワクチン定期接種委託料の追加などが主な内容でございます。

そのほかに、債務負担行為の追加、地方債の限度額の変更及び廃止を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、予算の総額を定めるほか、款・項の区分ごとの金額を定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正をすることを定めるものでございます。

第3条は、地方債の変更及び廃止の補正をすることを定めるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正ですが、東吾妻町立学校給食センター給食調理等業務委託事業及びG I G Aスクール1人1台端末備品購入事業の2件について、債務負担行為の追加の設定をするものでございます。

5ページをお願いします。

第3表の地方債補正につきましては、道路整備事業（過疎債）の借入限度額を1億7,670万円から1億6,430万円へ減額変更とI P無線導入事業（緊急防災・減災事業債）を財源組替えにより廃止するものでございます。

続きまして、8ページ、事項別明細書をご覧ください。

歳入です。

11款1項1目地方交付税は、普通地方交付税を1億608万2,000円増額するものです。

15款2項1目総務費国庫補助金は、消防団設備整備費補助金99万円を追加するものです。

3目衛生費国庫補助金は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業費国庫補助金2,490万円を追加するものでございます。

5目土木費国庫補助金は、道路改築事業補助金を954万円減額するものでございます。

16款2項1目総務費県補助金は、群馬県地方就職支援金事業補助金2万2,000円を追加するものでございます。

3目衛生費県補助金は、感染症予防事業費等補助金7万5,000円を追加するものでございます。

4目農林水産業費県補助金は、県単小規模土地改良事業補助金1,125万円を減額するものでございます。

19款1項11目児童生徒善行褒賞基金繰入金は、310万3,000円を追加するものでございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

12目育英資金貸付基金繰入金は、1,000万円を追加するものでございます。

13目土地開発基金繰入金は、7,314万7,000円を追加するものでございます。

21款4項6目雑入は、公有建物災害共済金544万2,000円を追加するものでございます。

22款1項町債は、1目総務債につきましてI P無線導入事業債330万円の減額、4目土木債につきましては道路整備事業債1,240万円の減額で、合計1,570万円減額するものでございます。

以上が歳入となります。

歳出につきましては、各担当課長よりそれぞれ説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 10ページをお願いいたします。

今回の歳出補正予算案ですが、全般にわたり人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の補正が多くを占めています。このため、各課からの人件費部分に関する説明につきましては、必要最小限の範囲にとどめさせていただきたいと存じますので、ご了解くださいますようお願いいたします。

初めに、1款1項1目議会費は、45万円の減額となります。

今回の補正につきましては、人事院勧告に伴う報酬等増額分の追加補正に加えまして、議員の欠員が生じたことにより、年度末までの報酬を見直した結果、相対的には減額の補正となるものでございます。

続いて、2款1項1目一般管理費に、総額で1,316万6,000円の増額でございます。

まず、職員人件費は1,193万6,000円の増額となります。こちらも人事院勧告に基づく特別職及び一般職人件費の増額が主なものとなります。

なお、特別職給料の減額につきましては、条例改正の際にもご説明申し上げたとおり、減額案を反映させた内容となっております。

また、ページ最下段、退職手当組合負担金につきましては、年度末退職者の見通しが明らかになったことを受け、特別負担金を増額計上するものでございます。

11ページに移りまして、説明欄の一般管理事務費は123万円の増額となります。通信運搬費につきましては、郵便料金の値上げに伴う増額分を計上しております。賠償金33万円につきましては、町が賃貸借契約により使用しているリース車両が自損事故により廃車となったことに伴う損害賠償金として計上しております。この件の詳細につきましては、議案第15号で上程しておりますので、提案理由説明の際に改めてご説明を申し上げます。

続いて、2目行政振興費はゼンリン住宅地図L G W A N使用料33万円の増額でございます。このシステムは行政区の区割り確認や住宅地図の作成などに使用しており、今年度から統合型G I Sシステムに移行する計画としておりましたが、一部機能の連携がうまくいかず、代用が困難であることが判明したため、これまで行っていた業務が継続できなくなる事態を避けるために現行のシステムを継続利用することとし、今回の補正計上を行うものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 会計課長。

○会計課長（関 和夫君） お世話になります。

4目会計管理費につきましては、1万7,000円の追加でございます。

こちらは、口座振替データを電送するための回線使用料でありますV A L U X 使用料の値上げに伴う追加補正でございます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤聰一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、5目財産管理費につきましては、総額で7,473万3,000円の増額の計上となります。

まず、庁舎管理事業では、庁舎清掃業務委託料として158万5,000円の追加を見込んでおります。役場庁舎内の清掃業務につきましては、公仕職員を任用しておりますが、現在、長期の病気休暇を取得中であり、業務が継続できない状況となっております。このため現在は、就業支援事業所に業務を委託し清掃を実施しているところです。当初、病気休暇が長期化することを想定しておらず、予算が不足してきている状況です。庁舎内の衛生環境を適切に維持するためには、必要不可欠な措置と判断いたしまして、委託料の増額を計上するものでございます。

続いて、その他財産管理事業につきまして、今回、土地購入費として7,314万8,000円を計上しております。対象となる土地は箱島100番地で、現在、太陽光発電事業の計画が進められております。この土地はもともと、土地開発基金が所有するものでございますが、事業者へ貸付けを行うためには、正式に町の町有地として管理する必要があります。そのため、町が基金から土地を購入し、町有財産として登録いたします。

この購入費用は、後に土地開発基金から町の歳入として繰り入れるため、実質的な財政負担は発生いたしません。結果として、土地が基金の所有から町の所有に移行するだけのものであり、これは庁内での財産移動にすぎません。なお、この手続は町の財産管理上の措置となりますので、議会の議決を要しないものであるということを申し添えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 説明の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思います。

再開を11時10分といたします。

（午前11時00分）

○議長（佐藤聰一君） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

○議長（佐藤聰一君） 続いて、企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 引き続き、11ページ、2款1項9目企画費、移住・定住事業につきましては、地方就職支援金3万円の追加でございます。

東京圏の大学生が本町への移住を伴い、県内企業への就職に関わる採用選考に要する経費に対し支援金を交付するもので、卒業時のU・I・Jターンの就職の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的としています。1人6,000円の5人分を見込み、3万円の追加をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、11目支所費は総計で507万1,000円の増額となります。

まず、支所管理事業、地域開発事業特別会計繰出金として75万1,000円の計上となります。これは、地域特会で実施中の岩久保住宅団地の崩落対策工法検討業務において、液状化に関するデータを補うため、追加の土質試験が必要となったことに伴う補正となります。

詳細につきましては地域開発特別会計補正予算案にて、改めてご説明申し上げます。

次に、改善センター管理事業、工事請負費に432万円の追加でございます。

今年8月の雷雨による施設、近隣への落雷の影響で、あづま農村環境改善センターの給水ポンプと自動火災報知機が故障し、その交換工事が必要となりました。

本件は群馬県町村会の建物共済の保険適用対象であり、費用は後日、共済から全額補填される予定となっておりますが、一旦は町が費用を立て替える必要があるために、今回、補正予算として計上させていただくものです。

緊急性が高いため、修繕工事については現行の予算で対応中でございますが、改めて追加補正措置のご承認をお願いするものでございます。

次ページに移りまして、12目簡易郵便局費は、人事院勧告に基づく会計年度任用職員人件費137万9,000円の追加でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） お世話になります。

17目地域活性対策費の地域活性化対策事業6万7,000円の追加でございます。人事院勧告に基づく給与改定による会計年度任用職員の人事費の追加でございます。

続きまして、吾妻渓谷活性化対策事業748万2,000円の追加でございます。こちらも給与改定による会計年度任用職員の人事費の追加及び14節工事請負費の追加でございます。

工事請負費につきましては、自転車型トロッコ、アガツタンの渓谷コース内にあります石積みとその上部、のり面につきまして、落石や崩落が部分的に発生している状況でございます。そのために、アガツタンの冬期休業期間中に落石防止対策工事を実施し、来年度の運行に影響のないようにしていくために、510万円の追加のお願いでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 税務課長。

○税務課長（堀込恒弘君） よろしくお願ひいたします。

2項徴税費、1目税務総務費135万9,000円の追加、同じく次ページの2目賦課徴収費2万2,000円の追加は、給与改定に伴う一般職及び会計年度任用職員に係る人事費の追加をそれぞれお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） お世話になります。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費です。

こちらも給与改定による職員人事費の補正のお願いでございます。一般職員及び会計年度任用職員の人事費246万9,000円を追加するものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤聰一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 14ページをお願いいたします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、社会福祉事業は給与改定等に伴う人事費235万9,000円の追加のお願いでございます。

同じく、4目老人福祉費、地域包括支援センター事業につきましても、給与改定に伴う人事費33万4,000円の追加のお願いでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 6目国民健康保険費です。

こちらも給与改定によります一般職員の人事費103万2,000円を追加し、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金338万2,000円を減額するものでございます。

詳細は国民健康保険特別会計補正予算にてご説明させていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤聰一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 15ページ、2項児童福祉費、1目児童措置費の子育て支援費ですが、返還金が確定となりまして、内訳といたしましては、令和5年度分の児童手当等交付金返還が256万7,002円、出産子育て応援交付金の令和4年度及び令和5年度分の返還金、合わせて66万7,000円、これらを合計しまして323万5,000円の追加のお願いでございます。

○議長（佐藤聰一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 2目保育所費は、給与改定による人件費補正1,024万2,000円の増額でございます。

3目学童保育費は、人件費補正のほか、令和5年度子ども・子育て支援交付金の確定に伴います国・県への返還金302万6,000円の補正でございます。

○議長（佐藤聰一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 16ページ、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費は給与改定等に伴う人件費83万円の追加のお願いでございます。

○議長（佐藤聰一君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 続いて、1目国民健康保険特別会計施設勘定繰出金538万4,000円減額のお願いでございます。

国民健康保険特別会計施設勘定において、繰入金を6月に636万3,000円を減額補正いたしましたが、一般会計からの繰出金を減額してなかったために、今回行うものでございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤聰一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 続いて、2目予防費、定期予防接種事業でございますが、新型コロナワイルスワクチンの65歳以上の接種が本年10月から定期化されたこと、またそれに合わせ、ワクチンの単価が示されたことに伴いまして、再計算をいたしました。1回当たりワクチン単価1万5,300円のうち助成分を1万2,300円とし、接種者を3,000人の見込みで3,690万円の費用となり、当初予算で2,394万円をお認めいただいておりますので、その差額の不足分1,296万円を委託料の追加としてお願いでございます。

これによりまして、該当者は町内及び県内相互乗り入れの医療機関において、窓口で

3,000円のみ負担していただければ接種できることとなっております。

次の定期外予防接種事業でございますが、同じく新型コロナウイルスワクチン接種に関して、中学校3年生及び高校3年生に該当する受験生に対し、高齢者と同等の補助を任意で行うことといたしまして、その費用として補助額1万2,300円、中3生が30人、高3生が15人と見込みまして、合計55万3,500円、予算にして55万4,000円の追加のお願いでございます。

次の新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、令和5年度に実施をいたしました集団接種の国庫負担金と国庫補助金の返還金が確定したことによる514万4,000円の追加のお願いでございます。

3目母子保健費、母子医療給付事業17万4,000円は、令和5年度養育医療国庫及び県費負担金の還付金追加のお願いでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 続きまして、17ページをお願いいたします。

4款2項1目清掃総務費です。

一般職員の時間外勤務手当5万3,000円追加のお願いでございます。土日など動物死体処理作業や吾妻環境施設組合へ職員を派遣している時間外手当となってございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） よろしくお願ひいたします。

4款3項1目簡易水道費でございます。

簡易水道等整備事業補助金に200万円の追加をお願いするものでございます。今後も組合管理の水道施設でございますが、水道管の破裂や配水機器等の故障等、不具合等が生じることが懸念されるということでございますので、今後の対応に備えるためのお願いになりますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 農林課長。

○農林課長（白石彰久君） お世話になります。

6款1項1目農業委員会費80万円の追加のお願いでございます。給与改定による追加でございます。

6款1項2目農業総務費353万9,000円の追加のお願いでございます。給与改定による追加でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） 18ページの7款1項1目商工総務費85万8,000円の追加でございます。給与改定に伴う人件費の追加でございます。

続きまして、3目観光費の都市公園管理事業24万2,000円の追加でございます。

庁舎等修繕料でございますが、ベイシア電器東側にあります2号街区公園内のコンビネーション遊具につきまして、つり橋に使われておりますネットが老朽化により破損し、大きな穴が開いている状況でございます。本公園は子供の利用も多く、早急な修繕が必要なことから、24万2,000円の追加のお願いでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） お世話になります。よろしくお願ひいたします。

19ページをお願いをいたします。

8款1項1目道路橋りょう総務費355万8,000円の増額のお願いでございます。給与改定に伴う人件費の増額となっております。

続きまして、1項3目道路改良費4,812万8,000円の減額のお願いでございます。道路改良費につきましては、用地交渉に伴う職員の時間外手当の増額となっております。

また、上信自動車道関連事業につきましては、町道1051号線の設計変更に伴う増額、排水路工事の群馬県への委託によるもの及び町道植栗・十二ヶ原線整備事業の事業費の確定による負担金の減額となっております。

次ページをお願いいたします。

2項1目都市計画総務費13万円の増額のお願いでございます。用地交渉に伴う時間外手当及び庁用車修繕料の増額でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、9款1項1目消防費に、一部事務組合負担金279万9,000円の追加でございます。人事院勧告に基づく人件費の増額に対応するものであり、吾妻広域町村圏振興整備組合に対する消防費、町村分担金として措置するものでございます。

続いて、3目防災費に職員時間外勤務手当等12万4,000円の追加でございます。

この12月から岩島地区の沢尻・大竹地区におきまして、地区自主避難計画の策定を進める運びとなり、これに伴い、休日や夜間に住民懇談会を開催する必要が生じます。その対応として、職員の時間外勤務が見込まれることから、今回の補正をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 10款1項2目事務局費でございます。

給与改定等による人件費補正のほか、21ページになりますけれども積立金です。

育英資金貸付基金繰入金を財源といたします学校基本財産積立金に1,000万円、児童生徒善行褒賞基金繰入金を財源とする小中学校児童生徒等表彰基金積立金に310万3,000円を計上したものでございます。外国語教育コーディネーター事業は人件費補正16万円の増額でございます。

5目給食センター運営管理費は、人件費補正のほか、22ページをお願いいたします。

説明欄のほうになりますけれども、施設設備の修繕料として319万円を増額するものでございます。

22ページの続きですけれども、2項1目小学校学校管理費は、給与改定による人件費補正275万3,000円の増額でございます。

3項1目中学校学校管理費は、人件費補正のほか、水道料と下水道使用料を増額するものでございます。

2目の中学校教育振興費は、令和7年度中学校の教科書改訂に伴う教師用教科書・指導書等の購入費439万円を計上したものでございます。

4項1目こども園管理費は、給与改定等による人件費補正1,967万7,000円の増額でございます。

○議長（佐藤聰一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（角田良信君） 5項社会教育費、1目社会教育総務費562万3,000円の追加のお願いでございます。給与改定による人件費の補正でございます。

2目公民館費、岩島公民館運営費14万4,000円の追加のお願いでございます。

説明欄をお願いします。

岩島公民館の修繕料に2万2,000円、通信運搬費に5万6,000円、庭木害虫駆除業務委託料に6万6,000円でございます。

6項保健体育費、3目施設管理費96万6,000円を追加のお願いでございます。

8月の落雷により奥田社会体育館の火災報知器修繕でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤聰一君） 企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 13款1項1目公営企業費でございますが、水道事業会計へ出資金として2,000万円の追加をお願いするものでございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤聰一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聰一君） 日程第16、議案第2号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

事業勘定の補正案につきましては、歳入歳出総額に増減はございませんが、国庫補助金繰入れのため、財源更正するものでございます。

次に、施設勘定の補正案につきましては、歳入歳出をそれぞれ97万9,000円増額し、予算の総額を5,850万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聰一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） お世話になります。

4ページをお願いします。

最初に、事業勘定の歳入です。

3款1項1目総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金額確定により、338万2,000円を追加するものでございます。この補助金は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業、システム改修事業が主なものでございます。

続きまして、7款繰入金は、先ほどの国庫補助金分338万2,000円を減額するものでございます。

続いて、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、歳入の補助金の関係で338万2,000円を財源更正するものでございます。

6ページをお願いいたします。

施設勘定の歳入となります。

4款1項1目一般会計繰入金は、職員人件費分を一般会計から繰り入れるものでございます。97万9,000円追加のお願いです。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、給与改定による職員人件費の補正のお願いです。

一般職員及び会計年度任用職員の人件費97万9,000円の追加をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聰一君） 日程第17、議案第3号 令和6年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 令和6年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ104万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ981万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） それでは、最終ページになりますが、4ページをお願いいたします

す。

今回の補正予算の趣旨について、初めにご説明いたします。

今年度、東地区の岩久保団地において、滑動崩落対策工法の検討業務を委託により進めておりますが、業務の進行過程で液状化に対する正確な判定を行うために特定の露出試験データが必要であることが判明いたしました。適切な液状化対策を検討する上で不可欠なものであることから、今回、その追加試験に係る補正予算をお願いするものでございます。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目総務費県補助金に、宅地耐震化推進事業補助金として29万7,000円の追加計上となります。本事業に係る県からの補助金の追加分でございます。

続いて、3款1項1目に、宅地造成事業一般会計繰入金として75万1,000円の追加計上となります。

続いて、歳出でございます。

1款1項1目宅地造成事業費、施設管理事業に、盛土対策検討業務委託料として104万8,000円の追加計上でございます。

以上、今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ104万8,000円を追加し、滑動崩落対策の工法検討委託料を増額する形で対応するものでございます。

なお、当初の計画では、工法検討の進捗状況に応じては今年度中に詳細設計への移行ということも視野に入れておりましたが、今回、液状化に関する追加データの取得が必要となつたため、工期も延長せざるを得ない状況となっております。このため、詳細設計につきましては、次年度に持ち込む見込みとなりますことを補足申し上げます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聰一君） 日程第18、議案第4号 令和6年度東吾妻町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 令和6年度東吾妻町下水道事業会計補正予算（第2号）

について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いするものは、下水道会計の資本的収支予算から収益的収支予算への組替えをするもの及び浄化槽長寿命化事業に伴う県費補助金の追加でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

それでは、下水道事業会計補正予算の説明をさせていただきます。

先ほど町長の提案理由にもございましたとおり、今回は、資本的収支予算から収益的収支予算への組替えと浄化槽県費補助金の追加による補正でございます。

予算説明書の4ページをお願いいたします。

下水道事業会計補正予算の実施計画書でございます。

初めに、収益的収入です。

合併浄化槽事業収益166万6,000円は、浄化槽長寿命化県費補助金の追加になります。

次に、収益的支出の公共下水道事業費用2目の処理場費に300万円の追加です。これは、資本的支出の公共下水道事業費の工事請負費から300万円を組み入れるものでございます。

こちらは、浄化センターから排出される脱水汚泥の運搬処理事業費委託費の不足分を補うためのものでございます。

次に、収益的支出の合併浄化槽事業費用、1目総係費に815万円の追加です。

合併浄化槽事業資本的支出、1目の浄化槽整備事業修繕費から815万円を組み替えるものでございます。浄化槽長寿命化事業費及び合併浄化槽整備事業修繕費の不足分を補う予算の組替えになります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願ひいたします。

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聰一君）　日程第19、議案第5号　令和6年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　議案第5号　令和6年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いするものは、水道会計予算資本的収入に一般会計より繰入れを行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君）　続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋　篤君）　お世話になります。

水道事業会計補正予算の説明をさせていただきます。

予算書のほうをご覧ください。

資本的収入でございますが、4款繰入金、一般会計繰入金、出資金として水道事業会計資本的収入に2,000万円の追加のお願いでございます。これにつきましては、上信自動車道建設工事の水道移設補償費に係る減耗控除に伴う補填ということになります。

今年度、令和6年度当初予算につきましては、補償費につきましては、100%補償ということでお認めをいただきおりましたが、年度途中でございますが、減耗分については控除をしなさいという指導が県の管理課より上信事務所にあったそうで、上信道建設工事に伴う水道移設補償工事についても減耗分を控除するということになったということでございます。

今年度の工事事業費の支払いが、今の段階で2,000万円ほど不足をしている状況です。この補填財源としての補正の追加のお願いとなります。

以上でございますが、よろしくお願ひをいたします。

○議長（佐藤聰一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

地方自治法第117条の規定により、4番、渡一美議員の退場を求めます。

（4番 渡一美君 退場）

◎議案第15号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聰一君） 日程第20、議案第15号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第15号 損害賠償の額を定めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、町がリース契約に基づき、地域おこし協力隊員に貸与する車両において発生したスリップ事故に起因する損害賠償の額について、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 議案第15号 損害賠償の額を定めることについて、ご説明を申し上げます。

本議案は、町が貸与しているリース車両に関する損害賠償額を地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会にお諮りするものでございます。

今回の事案は、令和6年9月29日に地域おこし協力隊員が、町が貸与したリース車両を運転中に、岩島地区矢倉地内で発生した単独事故に起因します。事故の状況は緩やかな右カーブを走行中、雨でぬれた路面により後輪がスリップし、車両が制御不能となり、進行方向左側の民地に横転したものでございます。当該リース車両は自動車共済に加入しておりました

が、車両補償は対象外であり、車両自体も修繕が難しく廃車となったものです。

このため、リース契約約款に基づき、損害賠償の必要が生じたものでございます。損害賠償の額は総額33万円であり、これは車両残存価格から算定された金額であります。この金額をリース契約先である株式会社渡重機工業に支払うという内容でございます。

なお、今回の事故では車両の横転に伴い、ガードレールも損傷しており、この修繕につきましては、保険会社が道路管理者である土木事務所へ保険金を直接支払い、修理と復旧が既に完了しております。しかしながら、本来であれば、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、町が予算措置を行い、修理費を土木事務所に支払い、その後、保険金を町の歳入として受け入れる形が適切な手続であり、この場合も議会の議決を得るべき案件であったと考えております。

これまで同様の事案につきましては、保険会社と被害者との直接のやり取りで処理しておりましたが、この方法は法的な適切な処理とは言えないことから、今回の事案を契機に、今後、法令に基づき必要な案件につきましては、適切に議会の議決を求める形へ改めてまいりたいと考えております。

また、現在、その他の事例につきましても調査を進めている段階であり、本定例会中での議案提出は間に合いませんが、過去5年間の事例を精査し、追認をいただくための議案を3月定例会に提出したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願ひいたします。

渡一美議員の入場を許可いたします。

（4番 渡一美君 入場）

◎議案第16号～議案第18号の一括上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聰一君） 日程第21、議案第16号 物品購入契約の締結について（令和6年度小学校教師用指導書・教材購入）、日程第22、議案第17号 物品購入契約の締結について（令和2年度小学校教師用指導書購入）、日程第23、議案第18号 物品購入契約の締結について（令和2年度小学校指導用教材備品購入）の計3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 初めに、追認議案の提出に至った経緯などについて、説明をするとともに、手続の不備についておわびを申し上げます。

議会の議決を経ずに小学校教師用の指導書等を購入する事案が報道されたことなどを受けて、平成26年度以降の契約手続を対象に全庁的な調査を実施したところ、議決行為がなされていない事案を確認いたしました。その後、手続上の不備を補うため、議案の提出準備を進め、本日に至ったものでございます。

議決がなされていない事案が発生した原因は、制度の理解不足により議会の議決が不要との思い込みがあったほか、契約手続の点検不足によるものと考えるところでございます。

今後は同様な事案が発生しないよう、契約基準の再確認の徹底や手続の点検体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。改めまして、申し訳ございませんでした。

それでは、関連がございますので、一括して提案内容の説明を申し上げます。

議案第16号は、令和6年度小学校教師用指導書・教材購入であり、令和6年4月1日に有限会社川村書店と契約金額1,911万5,470円で物品購入契約を締結したものでございます。

議案第17号は、令和2年度小学校教師用指導書購入であり、令和2年4月1日に有限会社川村書店と契約金額838万4,530円で物品購入契約を締結したものでございます。

議案第18号は、令和2年度小学校指導用教材備品購入であり、令和2年4月1日に有限会社川村書店と契約金額861万7,195円で物品購入契約を締結したものでございます。

それぞれ追認の議決を求める案件でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 東吾妻町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例には、予定価格が700万円以上の物品の買い入れ契約等は、議会の議決が必要条件であることを規定しておるところでございます。

提出の3つの案件につきましては、本来議会の議決を経るべきところを、議案提出を失念したことによりまして、契約手続上必要な議決を経ていなかったことから、それぞれの不備

を補うために上程し議決をお願いするものでございます。

令和6年度小学校教師用指導書・教材購入は、管内5校分の指導教材を含む教師用指導書520冊の購入契約となっているものでございます。

令和2年度の小学校教師用指導書購入は、管内5校分の教師用指導書523冊の購入契約となっているところでございます。

令和2年度小学校指導用教材備品購入は、管内5校分の教材288点の購入契約となっているところでございます。

説明につきましては、以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 説明が終わりました。

本3件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願ひいたします。

◎請願書・陳情書の処理について

○議長（佐藤聰一君） 日程第24、請願書・陳情書の処理についてを議題といたします。

先の議会運営委員会までに受け付けた請願書・陳情書は、お手元に配付した請願文書表・陳情文書表のとおりです。それぞれの常任委員会に付託しますので、その審査を12月11日までに終了するようお願ひいたします。

以上で請願書・陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐藤聰一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査するようお願ひいたします。

なお、次の本会議は、12月12日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願ひいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前 11 時 52 分)

令和 6 年 12 月 12 日 (木曜日)

(第 2 号)

令和6年東吾妻町議会第4回定例会

議 事 日 程（第2号）

令和6年12月12日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第 6 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第 7 号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 8 号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 9 号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 10 号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 11 号 東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 12 号 東吾妻町立小中学校児童生徒等表彰基金条例について
- 第 8 議案第 13 号 東吾妻町育英条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 14 号 東吾妻町特別支援学校児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 1 号 令和6年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）
- 第 11 議案第 2 号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 12 議案第 3 号 令和6年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 13 議案第 4 号 令和6年度東吾妻町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 14 議案第 5 号 令和6年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 15 議案第 15 号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 16 議案第 16 号 物品購入契約の締結について（令和6年度小学校教師用指導書・教材購入）
- 第 17 議案第 17 号 物品購入契約の締結について（令和2年度小学校教師用指導書購入）
- 第 18 議案第 18 号 物品購入契約の締結について（令和2年度小学校指導用教材備品購入）
- 第 19 請願書・陳情書の委員会審査報告

第20 発委第1号 意見書の提出について（ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める意見書）

第21 議員派遣の件について

第22 委員会報告について

第23 閉会中の継続審査（調査）事件について

第24 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	佐藤聰一君	2番	齋藤貴史君
3番	増子京子君	4番	渡一美君
5番	井上日出来君	6番	高橋弘君
7番	高橋徳樹君	8番	里見武男君
9番	小林光一君	10番	重野能之君
11番	竹渕博行君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	石村文明君
教育長	茂木一弘君	総務課長	酒井文彰君
企画課長	寺嶋正春君	まちづくり 推進課長	玉橋晃君
保健福祉課長	小池さつき君	町民課長	谷直樹君
税務課長	堀込恒弘君	農林課長	白石彰久君
建設課長	福原治彦君	上下水道課長	高橋篤君
会計課長兼 会計管理者	関和夫君	学校教育課長	水出悟君
社会教育課長	角田良信君		

職務のため出席した者

議会事務局長	西 山 孝 弘	議会事務局佐	西 卷 雅 子
議会事務局 会計年度 任用職員	田 中 すずの		

◎開議の宣告

○議長（佐藤聰一君） 皆さん、おはようございます。

連日お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静謐に傍聴されるようよろしくお願ひいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくださいますよう併せてお願ひいたします。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤聰一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議案第6号～議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聰一君） 日程第1、議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第2、議案第7号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第8号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第9号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第10号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての5件を一括議題といたします。

本5件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

9番、小林議員。

○9番（小林光一君） 皆さん、おはようございます。

議案第7号について、町職員の公金横領に關係しておりますのでご質問させていただきたいと思います。

この議案は、町職員による公金横領という事件が生じたために、職員を監督する組織の長である町長と副町長が責任を感じまして、給料の減額措置、来年の1月から3月まで10%カットを提案されたものと私は理解しております。この事案は、もちろん一番悪いのは本人なんですけれども、もともと職務どおりのチェック体制というものが働いていればこのような大きな事件にはならずに、あるいは妨げられた事案だと私は理解しております。

今後、このような横領が二度と起こらないようにすることが極めて重要であります。そのためには、このような横領がなぜ起こったかの真相を解明して、今後このような事件が起こらないように対処するということであります。

我々議員に対しましては事件発覚後の経緯については説明がありました、町民からも真相が知りたいということがありますので、もう一度、事案発覚の経緯について詳細に説明をいただければと、こう思っております。課長よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 準備できましたか。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） お世話になります。

それでは、小林議員のほうから詳細説明をということでありますので、いま一度、ホームページ上で公表している内容についてご説明させていただきたいと思います。

すみません、少し時間をください。

○議長（佐藤聰一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） それでは、今回の事案についてですが、今回の事案はまちづくり推進課に所属の30代の男性職員が公金横領を行ったものであります。当該職員は、令和4年4月よりまちづくり推進課に在籍しておりました。非違行為の概要ですが、当該職員は令和6年6月から8月までの期間に地域振興施設の利用者から徴収した使用料収入等約847万円を町の会計に引き継がず、私的に流用したものであります。ここでは地域振興施設と申し上げておりますが、今後の施設運営への影響も懸念されるため、公表の文面におきましては正式名称を控えさせていただいております。

続いて処分内容ですが、令和6年10月30日付で当該職員を懲戒免職処分としたものでございます。これは公金横領という重大な非違行為に対しての地方公務員法第29条に基づく最

も重い処分であり、公務員の資格を失うものであります。

次に、事案発覚に至る経緯についてですが、令和6年9月4日、まちづくり推進課の係長が財務会計システムで地域振興施設の収入処理状況を確認した際、売上金の一部しか収入処理されていないことに気がつき、そこで売上金の保管状況を調べたところ、未処理の現金が鍵つきロッカーに保管されていることを発見し、係長は担当主事に収入処理を行うよう指示しましたが、処理が完了しませんでした。その後、9月9日に担当主事本人から課長に対する自白により横領の事実を認め、不正の事実が明らかになったものでございます。

次に、着服した現金の使途についてですが、全額を遊興費及び物品購入費に充てていたものでございます。

次に、損害賠償請求につきましては、当該職員が町の事情聴取に応じた際に全額を返済する意向を示し、事実が発覚した9月9日から4日後の9月13日に全額の返済が完了しております。

今後の再発防止の取組につきましては、過日の議員全員協議会のほうで再発防止行動計画の骨子をお示しさせていただきましたが、全職員に対し公務員としての倫理の確立、服務規律の遵守と綱紀粛正の徹底を図り、公金の取扱いについて現金や書類等のチェック体制の適正化を図り、再発防止策を徹底してまいりたいと存じます。

以上説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聰一君） 9番、小林議員。

○9番（小林光一君） 一部説明にありましたけれども、約5か月間、係長による本来のチェック体制がされていなかったということが明らかになったわけですね。それで、発覚した6年9月4日の段階で係長は担当主事と一緒に現金を数えたんですか、それとも係長が担当主事に収入処理をするように指示したのか、この辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤聰一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 係長は担当主事に指示したということでございます。

○議長（佐藤聰一君） 9番、小林議員。

○9番（小林光一君） 係長が主事に指示しただけだということなんですね。これは非常に大きな問題があるんだろうと、こういうふうに思います。いずれにせよ、係長が一緒に処理に当たらなかったと、こういうことになりますね。本来なら、2人体制で収入処理すべきところだったわけですけれども、ある意味では職務放棄といったらいいでしようか、それに値するんではないかと思いますが、この点についてはいかがでしようか。

○議長（佐藤聰一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 担当係長といたしましては、確かにそれを発見した、現金が未処理のまま残っているというのは発見したということでございますが、その時点で通常でもそこに現金は入っていることがありますので、それが即、横領につながるという理解はなかつたのではないかというふうに考えます。そこで、きちんと処理するようにということを担当主事に指示したものというふうに考えております。

○議長（佐藤聰一君） 9番、小林議員。

○9番（小林光一君） 本来だったらそこで現金を数えて、2人でチェックをすればその段階で済んだことだと思うんですね。だから、そういう意味で、ある意味、じゃそれを放棄したんだろうと私は一種の、ちょっと言い過ぎかもしれないけれども職務放棄をしたんじゃないかなと、こう私は考えたわけなんですけれども、もう一度いかがでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 先ほど申し上げたとおりなんですが、その時点で確認しなかつた。指示したということでございまして、通常、その担当主事が業務を行っているものでしたので、そのような形になったのかと思いますが、おっしゃるとおり、その場で確認すればよかったですということは確かに反省点としてはあるかと思います。ただ、それが職務放棄に当たるかというところにつきましては、そこまで放棄したということは言えないのではないかなどいうふうに捉えております。よろしくお願いします。

○議長（佐藤聰一君） 9番、小林議員。

○9番（小林光一君） 今の答弁で私も少しはそういうふうな感じを持っております。しかしながら、やっぱりここでも僕は落ち度があったんではないかというように理解しております。それで、この職員に対してどのような処分をしたのかちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（佐藤聰一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 職員の処分につきましては、10月29日に懲戒審査委員会を開きましたその中で委員の皆様に判断していただきましたが、担当課の所属長である課長、そして次長、この2名については文書戒告処分という形でございます。そして、担当係長については口頭による厳重注意という形の処分となっております。よろしくお願いします。

○議長（佐藤聰一君） 9番、小林議員。

○9番（小林光一君） 分かりました。処分についてはそういうことでなされたということのようです。

前回の議員全員協議会、そこで不祥事再発防止策の骨子が説明されました。今後この要領を作つて運用していくんだろうと思っておりますが、再発防止のためにはダブルチェック以外に、例えば1か月に一度、恐らく課でミーティングがあると思うんですね。そういうこともあると思いますので、ある程度、多額なお金を扱う部署あるいは重要な案件、そういうものについてはそういうところで取り上げてやっぱりチェックすべきだと。そうすればさらに再発防止になるかと思いますので、この点について町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回の職員の不祥事は、公務員にとって恥ずべき行為でありまして、あってはならないことでございます。こういったことはこれからもチェック体制等をしっかりと行って、また職員の公務員としての心構えをもう一回しっかりと持つてもらうということを行つてまいりたいと思います。

小林議員のおっしゃるとおり、こういったチェック体制ですね、これからも段階的にチェックを行うことができるかと思いますので、しっかりと職員間、各課検討してチェック体制をつくつてまいりたいと思います。

○議長（佐藤聰一君） 9番、小林議員。

○9番（小林光一君） 今答弁ありがとうございました。

このような事案が二度と起こらないように、ぜひ執行部のほうも、我々も努力いたしますけれども、皆さん方も努力していただいて、町民に説明ができる、ちゃんとしていけたらなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（佐藤聰一君） ほかにはありませんか。

11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） よろしくお願ひいたします。

ただいま同僚議員が質問して事の真相を改めて課長から報告いただいたというわけでございます。

去る11月1日、臨時の議員全員協議会がございました。議員全員協議会の開会前、要するにまだテープを起こす前の段階で、副町長より事の詳細というか事件の内容報告がございました。今回、この議案第7号ですか、特別職の報酬の10%のカット、これは自ら律するためそういう判断をしたということは賢明な判断であったかなというふうには思いますし、また、頭を下げるだけではなくてやはり明確化していくということなんだというふうに思つて

はおります。

私からは幾つかちょっと確認というか、させていただきたいというふうに存じます。

まず初めに、事が起きて、11月1日の議員全員協議会の冒頭で副町長より一応説明があつたわけですよね。要は今回はこれ以上は、要するに副町長の報告以上は公表しないというようなことをおっしゃったというふうに思います。じゃどういうことかというと、氏名は公表しないということをおっしゃったんだと思います。

それで私もいろいろ調べさせていただきました。我が町においては、当然ながら懲戒処分の条例というのがあるわけですね。それに対して、当然ながら運用するためには要綱的なものを定めなくちゃいけないということなんだと思います。

それで、実は総務課長のほうに電話を入れて、うちの町は運用に対しての要綱というのはあるのかとお聞きしました。そうしたら、実は10月25日ですか訓令として出しています。

この訓令という解釈は、副町長、どういう解釈でしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 副町長。

○副町長（石村文明君） 質問ありがとうございます。お答えいたします。

訓令は上司から部下に対する命令の一つでございます。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） ちょっと短過ぎるような気がするんですけども、端的に申し上げたんだというふうに解釈させていただきます。

総務課長、訓令というのはどういう解釈でしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 基本的には先ほど副町長のほうから申し上げたとおり、組織の内部において上の者から組織全体にわたっての指示・命令といったもの、内部の指示事項というふうに理解しております。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） ありがとうございます。

そうだというふうに私も思っています。多分、11月3日ぐらいに課長のところに電話を入れました。これはなぜ電話を入れたかというと、当然ながら町の姿勢とすると、今回の事案に対して氏名は公表しないということで我々に対して報告がございました。私どもの立場とすれば、当然ながら名前を公表しないといつても担当課からどなたかがいなくなったわけですね、いなくなるわけです。明らかに分かるわけです。そうなってくると、この訓令その

ものが、議会の我々もこれに準ずるのかということが非常に心配になって課長に連絡を入れさせていただきました。

うちの事務局長にも連絡させていただきました。事務局長は知っているかい、この訓令というのがあるというのを。ですから、多分ここにいらっしゃる課長さんが全員知っているとは私は思ってないんです、この訓令に対して。だからおかしいなと思っているんです、正直。

それで、課長にもう一度聞きますが、この訓令は我々議員も準じて従わなきやいけないんでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 組織内部のものでございますので、議員の皆様には従う義務はございません。そのように理解しています。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） 改めて課長の口からそういうようなご答弁をいただいて安心しました。要するに訓令というのは限られたところに示すということなんですね。告示というのは幅広く告知するということなんですね。ですから、訓令というのは内部体制ですよね。内部の職員の方々にこういうものをつくりましたのでということなんだというふうに解釈するんですけども、そういうことでよろしいですか、もう一度確認します。

○議長（佐藤聰一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） その解釈で間違っていないと思います。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） ありがとうございます。

それで、我々は準じなくていいとはいっても、町の姿勢として今回はこういうふうに決定したので、ぜひ議員の皆様もそのようにお願いしますというのが道理だというふうに私は思っているんですが、いかがでしょうか。副町長か課長のどちらでもいいですけれども、お答えいただけますか。

○議長（佐藤聰一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） おっしゃるとおりだと思います。議員全員協議会開会前のときにそのような、ややもすると従ってくださいというような伝わり方をするような発言の仕方があった、また電話の際にもそのようなこと申し上げたのかなと思いますが、こちら側の真意といたしますと、訓令ですので、先ほど申し上げましたとおり、議員の皆様に従っていただくということは申し上げられませんが、議員であるという立場上、町も公表基準を設け

て対応してまいりましたので、町側の考え方というものもできれば尊重していただければというような意味合いで私は申し上げたつもりなんですが、その伝わり方が正しく伝わらなかつたとすれば、私の言葉の足りなかつた、解像度が低かつたということだと思いますので、その点についてはおわびを申し上げ、再度、公表基準に基づいて議員の皆様にも、ぜひ町側の公表基準にのつとつた考え方というものを尊重していただければありがたいというふうに考えておますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） 課長ありがとうございます。大変言葉を選んでご答弁いただいて、そのとおりだと思います。

私も、やはりその意を酌んで、当然ながら知っていても、今まで一度もその氏名を町民に對して、町民に何人も聞かれました。しかしながら、町の姿勢とすると今回は名前を伏せているんだということで公表はできませんということで、町民に対するはそのように対応してきましたつもりでございます。

さて、次にちょっと確認させていただきたいと思います。

副町長から11月1日に我々に対して事案を報告いただきました。それで、今も私が申し上げました訓令は10月25日です。なぜ10月25日にこういうようなものがつくられているにもかかわらず、11月1日のときの報告に、町としてはこういったものをつくられてこれを基本としてやったんだという説明がなかったんですか。

（「お答えします」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聰一君） 副町長。

○副町長（石村文明君） 質問ありがとうございます。

そのときにおいては私もそこまで気配りが不足していたかもしれません。

以上です。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） 気が回らないで済むといえば済むけれども、ちょっと違うと思います、正直言うと。やはりきっちと、こういったものを町の体制の中でつくったので、これに對してこういうふうにしたんだという説明が必要ですよね。その辺については言っておきます。

それと、定例会中の議員全員協議会の中で井上議員が多分質問しているんです、要綱的なものを質問しているんですよ。それで、副町長が多分答弁されているんだと思います。

そのときに、副町長はこの要綱はちゃんとしたものつくっていますというようなことを言いながら、人事院のものを参考にしていると多分言ったと思います。言いましたよね、人事院という名前が出てきたと思います。それを覚えています。

それで、私も気になって人事院の懲戒処分のを全部調べました。それと同時に群馬県のもも調べました。どこをどういうふうに参考にしてつくったのか全然分からんんです。いいですか、私のところに訓令の要綱というはこの手元にあるんです。議員はないです。職員も多分持っていないですよね。

ちょっと言いますね。第3条に、「前条の規定による公表内容は次のとおりにする。(1)所属部局、(2)職名、(3)性別、(4)年齢、(5)事実の概要、(6)処分年月日、(7)処分内容」。この中に氏名というのがないんです。別になくたっていいです、なくてもいいんです。それは決めればいい話ですからね。だけれども、どんなに悪いことをしたとしても、次の日に新聞発表で年齢も氏名も新聞で発表されているのにもかかわらず、例えばうちの町のこの要綱については原則論としては名前は公表しないと言っているんです。

次に私は読みますね、時間があるので。処分内容、前項の2項になります。「前項の規定にかかわらず」、よく聞いてください。「任命権者は公表内容の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して、必要と認めるときは所属名及び氏名についても公表するものとする」となっているんですね。

何か私、これは日本人がつくった文章ではないように意味不明なんですよ。だから、本来、職責だとかそういったものを勘案するんです。取り方というのはいろいろあるかもしれませんけれども、勘案したことによって名前を出さないことができるというんなら分かるんだけれども、勘案して公表するという意味はどういうふうに解釈すればよろしいんでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 副町長。

○副町長（石村文明君） お答えいたします。

今、竹渕議員にご指摘いただきましたことは、人事院の指針が2つあるのを多分混同されているんではないかと思います。井上議員が質問されたのは、懲戒処分に関する指針をご指摘いただきまして、それは人事院の指針に基づいて各自治体がつくっているんではないかというふうに推察し、後から調べましたらほとんどがそのとおりでございました。それは間違ひありません。

そして、もう一つの人事院の指針につきましては、いまだに答えは来ておりませんが今お答えいたします。

平成15年11月10日に人事院の事務総長から出た指針でございます。読んでよろしいでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） どうぞ。

○副町長（石村文明君） 「人事院では、この度、各府省等が懲戒処分の公表を行うに当たつての参考に供することを目的として、下記のとおり懲戒処分の公表指針を作成しました。各府省におかれましては、本指針を踏まえ、懲戒処分の適正な公表に努められるようお願いします。本指針は懲戒処分の公表に係る原則的な取扱いを示したものであり、個別の事案に対し、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して公表対象、公表内容について別途の取扱いとすべき場合がある」ことはありますが、下記として「公表対象、次のいずれかに該当する懲戒処分は公表するものとする。(1)職務遂行上の行為又はこれに関する行為に関する懲戒処分」、それから「(2)処分に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分」。

2として公表の内容でございますが、「事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表する」というふうに人事院の指針でございます。

私どもは、以下、省略しますが、私どもは今回の、本当に遺憾な、誰も職員がつらくなるような事案に接しまして、本当に町長以下、再発防止のために皆さん全員で協力して何とか盛り返していこうと。転んでもただじや起きない、必ず若い職員が一流の人間に、成長するようにという願いを込めて骨子を一生懸命に皆さんと一緒に考えてきました。

それで、本人を公表しないのはなぜかといいますと、これは4日間で返済しているというのが一番大きいと思いますが、そのほかにこの町内にこの職員は住んでいます。親戚も家族もそこに住んでいますし友達も住んでいます。この職員の氏名を特定したことによって親戚その他全員が町民から指摘されます。それは個人の人権擁護に関わると思ったからでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） 熱く語っていただいたんですけども、私はそこまで別に求めていないんですよ。公表しない云々というのは別にいいんです。何で公表しないんだなんて言つていません。群馬県もそうなんですけれども、人事院のことを参考に出されたんだと思いますけれども、基本的には、ほぼ原則論とすると悪いことをすると氏名も公表しますよという

ことがうたわれているんです。これは99%そうですよ。どこもそうです。

ただし、例えばうちのこの訓令の2項の中で、前項の規定にかかわらず任命権者は公表内容の社会的影響、副町長も今言ったと思うんですが、被処分者の職責。今まで本当にまじめに働いてくれたんだけれども、たまたまこういうような事案になってしまったとか、これを勘案するんです。勘案して公表しないこともできるというんなら分かるんだけれども、分からないです、意味が。

これは、先ほどから冒頭で言いましたけれども訓令ですよ、職員に対するこういった決め事ですよということですから、私がとやかく言う筋合いのものじゃないかもしませんけれども、ただ、もう少しちょっと精査する必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、その辺は課長いかがですか。

○議長（佐藤聰一君）　総務課長。

○総務課長（酒井文彰君）　公表指針につきましては、人事院を参考にして作成したということと同時に、全国の自治体の例規集、これは訓令ですので公表しているところとしているところがございますけれども、公表している中で私のほうで調べたところでは、1,700以上ある自治体の中を全て調べることはできなかったんですが、およそ60自治体ほど調べました。その中で87%の自治体では氏名までは公表しないというのが先に来ております。だから東吾妻町の要綱と同じでございます。

例えば、これは自治体なんですけれども、自治体のそれとは別に教育委員会部局というのがありまして、こちらのほうは逆に氏名まで公表するというようになっているのが基本になっているのかなと思います。例えば群馬県で申し上げますと、群馬県教育委員会では氏名公表のほうが先に来ております。

ただし、教育委員会を除く部局につきましては訓令自体を公表しておりませんので、これは調べることができなかったんですけれども、そういうことで教育委員会部局とその他の部局の違いはあるというふうに考えております。

ですので、私の調べた限りでは87%ですね、全てではありませんが、そのような人事院の公表の指針に基づいて作成されているというふうに認識しております。

○議長（佐藤聰一君）　11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君）　このことについては、別にどっちが先に来たとかそれはともかくとしても、この第3条の2項の中に「被処分者の職責等を勘案して、必要と認めるときは公表する」という文章なんですね。これは一応指摘だけしておきます、指摘する必要もないのか

もしれませんけれども。

でも、意味が分からぬという、何で勘案して公表するという、私が勉強不足なのかもしれませんけれども、ちょっと意味合いがおかしく取れるのではないかというふうに思います。別にここでどうのこうのという話ではなくて、少し考える必要があるんじゃないかなというふうに捉えているんです。私がおかしいというんなら私に指摘してくれればいい話なんだけれども、どういうふうに思いますか。

○議長（佐藤聰一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） その「社会的影響等を勘案して」という部分につきましては、具体例を挙げますと、これは刑事事件にも発展している場合とか、警察等機関により新聞等でもう既に氏名が公表されているような場合、これが該当するということで捉えていただければと思います。

具体的にそのことを訓令の中に文言として落とし込んでいる自治体もございました。ただ、うちの東吾妻町につきましてはそこまでは書いておりませんが、内容としては同じでございます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） 何回もありがとうございます。

私とすると、「職責等を勘案して」という文言が入っているんで、今、課長が答弁したものはちょっと違うのかなというふうに思っています。必要であればその辺を検討すべしということでおのほから言っておきます。

第7条につきましては10%の削減ということあります。私とするとその辺はちょっと判断がつきませんので、この議案7号については退席させていただきたいというふうに存じます。

以上です。

○議長（佐藤聰一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） すみません、発言の訂正をお願いしたいと思います。

先ほど小林議員からのご質問の中で、職員の処分について、おのほから担当課長と次長については「文書戒告」と申し上げたという指摘がありました、これは「文書訓告」の誤りでございましたので、この場で訂正させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） ほかにはありませんか。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聰一君） よろしいですか。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聰一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

7番、高橋議員、賛成ですか反対ですか。

○7番（高橋徳樹君） 反対です。

○議長（佐藤聰一君） 賛成の方はいらっしゃいますか、一括なんですか。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聰一君） よろしいですか。

そうすれば、7番、高橋議員。前で反対討論してください。

(7番 高橋徳樹君 登壇)

○7番（高橋徳樹君） それでは、今回の第6号議案の第1条、第2条につきまして反対の立場から討論させていただきます。

ご承知のとおり、当町におきましては、取り巻く行政はこの1年間を見ましても少子・高齢化は一段と進んでおりまして、地域コミュニティの疲弊もますます心配されます。また、住民の方の生活面においても、食料品をはじめとした様々な物価の高騰や公共料金の値上げ、税の負担等々、多くの町民の方の生活は依然として厳しい状況と考えております。

産業振興の柱であります農林業情勢も価格の低迷や生産資材、電気やガス、ガソリン等エネルギーの高騰で厳しさが増しております、今後の経営が成り立たないというような見通しから離農を考えているというような情報も聞こえてまいります。

県内大多数の中小企業の景気の概況を見ますと、やや回復しているという報道も見られますが、当町におきましては、コロナの感染影響での資金繰り対応もあり、都市部の回復基調が戻るまではまだまだ時間が要するのではないかというふうに捉えております。

また、今般、町からは7年度予算編成についての説明がありました。普通交付税が1億円以上の減少、財政調整基金の取崩しもあるという収入減の見込みからの編成状態で、今後は高齢者の医療対策や老朽化の施設の経費、また、地域防災等々の地域課題のための解決の待ったなしの経費の支出が予想されます。

また、今回、人事院勧告とは本来連動しない非常勤の特別職の恩恵に対しては、本議案はなかなか住民の方には理解がなされないんではないかなというふうに思っておりまして、むしろ議員自らが住民の皆様の声を代弁し、将来世代への責任を果たしていくという一つの動きである公共の利益のために尽くしていこうという議員の考えが必要ではないだろうかというふうに考えております。

以上の諸状況から本議案に反対するものであります、最後に同僚議員の皆様もこうした趣旨にぜひご理解していただき、お願ひして反対討論といたします。

以上でございます。

○議長（佐藤聰一君） ほかに反対討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 賛成討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（佐藤聰一君） 2番起立、3番起立、4番起立、5番起立、6番起立、8番起立、9番起立、10番起立、11番起立。

起立多数、したがって本件は可決されました。

次に、議案第7号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

（11番 竹渕博行君 退席）

○議長（佐藤聰一君） お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（佐藤聰一君） 2番起立、3番起立、4番起立、5番起立、6番起立、7番起立、8番起立、9番起立、10番起立。

したがって、賛成多数ということで本件は可決されました。

(11番 竹渕博行君 着席)

○議長（佐藤聰一君） 次に、議案第8号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聰一君） 起立全員。

したがって本件は可決されました。

次に、議案第9号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤弁手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聰一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第10号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聰一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聰一君） 日程第6、議案第11号 東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。

本件については、去る12月4日に議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聰一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聰一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聰一君） 日程第7、議案第12号 東吾妻町立小中学校児童生徒等表彰基金条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日に議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聰一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聰一君） 日程第8、議案第13号 東吾妻町育英条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日に議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 質疑もないようですので質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聰一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聰一君） 日程第9、議案第14号 東吾妻町特別支援学校児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る12月4日に議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 質疑もないようですので質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聰一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聰一君） 日程第10、議案第1号 令和6年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件については、去る12月4日に議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 質疑もないようですので質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聰一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聰一君） 日程第11、議案第2号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件つきましては、去る12月4日に議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聰一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聰一君） 日程第12、議案第3号 令和6年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件つきましては、去る12月4日に議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聰一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聰一君） 日程第13、議案第4号 令和6年度東吾妻町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件つきましては、去る12月4日に議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聰一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聰一君） 日程第14、議案第5号 令和6年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る12月4日に議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聰一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

会議の途中ですが、ここで休憩といたします。

再開を11時10分といたします。

（午前11時00分）

○議長（佐藤聰一君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◎議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聰一君） 地方自治法第117条の規定によって、4番、渡一美議員の退場を求めます。

（4番 渡一美君 退場）

○議長（佐藤聰一君） 日程第15、議案第15号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本件については、去る12月4日に議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） 幾つかお尋ねしたいと思います。

この損害賠償については払うべきものだというふうに解釈していますので、払ってあげればいいと思っております。それで事故の概要なんですけれども、スリップ事故における横転というふうに解釈しておりますけれども、運転していた方は特にけがはなかったという報告だったと思います。故意による事故ではないという判断の下に特に過失はないということでおろしいでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 故意・過失はございません。警察等も入っておりますが、そこで交通法規違反、こういったものも確認されておりませんので、スリップ事故という認識をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） 承知しました。

いま一つ、これは一応、公用車という位置づけになると思うんですが、公用車については車両保険というものは入っていないんでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 役場で使用している公用車につきましては、全ての車両、保険に入っております。これは町村会の自動車共済というふうになります。あと、……

○議長（佐藤聰一君） 声が聞こえないということでもう少し大きい声でお願いします、再度。

○総務課長（酒井文彰君） 自動車共済のほうに加入しております。今回のリース車両につき

ましては、町村会のほうの自動車共済ではなく任意共済、JAの共済のほうに加入していたということでございます。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） この車両についてはJAの共済のほうに入っていて車両に入っていたなかったということの解釈でよろしいでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 対人対物は入ってございましたが、車両については加入していないかったということでございます。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） なぜ車両に入らなかつたんでしょうか。何か特別な理由があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤聰一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） この車両がリース6年目ということで、残存価額から判断いたしまして、保険料、それとリスク割合、そういうものを勘案した中で、少しでも公費負担を少なくし、公金の有効活用ということも踏まえて総合的に判断した上で加入しなかつたものというふうに認識しております。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） すばらしいですね。そういう細かいところまで配慮して、要するに車両保険に入らなかつたという説明でございました。

私も、これは議案調査なので課長のところに実はお尋ねしに行ったときに、この方は通勤にも使っているので車両には入れないんだというふうにおっしゃったと思いますが、その辺はどう違うんですか。

○議長（佐藤聰一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 車両保険に入れないということではなく、市町村共済のほうの自動車共済には加入できないということでございます。この理由ですが、地域おこし協力隊員に貸与するリース車両ということですので、地域おこし協力隊員にはその車両を預けて通勤にも使っていただく、活動と通勤に使っていただく、そのような観点の中で、通勤に使う車両については市町村共済のほうに自動車共済には加入ができないというふうなことですので、JA共済のほうに加入していたということでございます。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） 分かりました、そういうことですね。

じゃ、保険というのはそもそもどういうために入るんでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 万が一の事故等の場合に、その補填、そのために入るものだとうふうに認識しております。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） そうですよね。ですから、たとえ簿価が30万円だとしても、簿価という表現だと30万円。だけど、保険の対象だと50万円まで入れると、こういうことなんです、厳密に言うと。50万円なんだか45万円なんだか分かりませんけれども、要するに保険の査定金額というのはありますから、そういうことなんですね。

それで、仮にこれは車両保険に入っていたら、例えば免責が5万円の場合に5万円だけ払えばいいわけです。ただし、事故1回ですから保険料が上がります。だけど、常識的に考えるとリースというのは東吾妻町のものではなくてこの渡重機のものです。レンタルもそうです。あとは、例えば車を買ったときにローンを組む、そうすると所有権自体はそのローン会社のものですよね。ですから、万が一のときは100%払わなくちゃいけない。借り物ですから常識論でいうと車両というのは入るんです。一般論かも知れませんし、私の考え方かもしません。だけど入るんですよ、普通は。と思うんです。

そこの質問と、現在はこの方は当然ながらまた違う車両に乗っていらっしゃるわけですね、乗っていますよね。その車両は車両保険というのに入っているんですか。

○議長（佐藤聰一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） まず、保険加入の原則論でございますが、基本的にはやはり保険は入るべきものというふうに捉えております。ただ、全てということではなく、やはりその車両の残存価額であるとかそういったリスク負担であるとか、そういったものを総合的に勘案して入らないという選択もゼロではないというふうに考えております。これはほかの自治体につきましても同様の考え方で、車両については入らないということもあるというふうに認識しております。

それと、現在は隊員については軽トラックの車両を使っているというふうに認識しておるところですが、ここら辺については、担当課のほうで与えているものになるので、その辺は私のほうからは詳細はちょっと申し上げられません。担当課長のほうからでよろしいでしょうか。

○11番（竹渕博行君） はい、結構です。

○議長（佐藤聰一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） お世話になります。

現在、地域おこし協力隊員につきましは軽トラを貸与しまして、そちらを使って通勤と活動のほうに使用しているところでございます。その車両につきましては町村会の保険に公用車ということで入っているのですが、今後、その隊員の利用する車両につきましてはまた準備するということになるかと思います。

以上です。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） 今はまちづくりのほうの車両を使っているということですね。ただ、今後はその方が乗る車両を用意するということをおっしゃったんだと思うんですが、そうすると、今後その用意する車両については車両保険というものに加入されるんですか。

○議長（佐藤聰一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） そうですね、今後用意した場合には保険のほうには入らないと事故とかあるときに当然対応できませんので、それは入る考えでございます。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） 端時に申し上げて言い訳は結構です。要はそれはゼロじゃないとは思います、入る入らないというのはね。でも、基本的なものがやっぱり入るんです。ここで問題なのが支払うのは別にいいです、支払えばいいんですよ。だけど、やっぱり車両保険に入っていなかつたということが多少は問題だと思います。いやいや、入らない車両だってありますよ。それはちょっとへ理屈だと思いますよ。基本的な考えはやはり入っておくべきだというふうに思います。そうじゃないですか、最後に聞きますけれども。

○議長（佐藤聰一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 今回の件につきましては、事務手続、そしてリスク管理、そういった面で、議員のおっしゃるように町の判断として正しかったかどうかというところについては、やはり再確認、再検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

今後におきましても、先ほどまちづくり推進課長のほうからも話がございましたように、保険加入をしていくというような方向で進めていくということでございますので、いずれにしても職員が運転する車両はリスクが常に付きまとっておりますので、そういうリスクに対応できるように今後もしっかりと検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○11番（竹渕博行君） はい、結構です。

○議長（佐藤聰一君） ほかにはありませんか。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） よろしいですか。

○議長（佐藤聰一君） 質疑もないようですので質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聰一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

渡一美議員の入場を許可いたします。

（4番 渡一美君 入場）

◎議案第16号～議案第18号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聰一君） 日程第16、議案第16号 物品購入契約の締結について（令和6年度小学校教師用指導書・教材購入）、日程第17、議案第17号 物品購入契約の締結について（令和2年度小学校教師用指導書購入）、日程第18、議案第18号 物品購入契約の締結について（令和2年度小学校指導用教材備品購入）の計3件を一括議題といたします。

本3件については、去る12月4日に議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） よろしくお願ひいたします。

まず、これから質問等をさせていただきますけれども、失言や間違った質問等がございましたらどうぞご指導くださいますようにお願い申し上げます。

では、初めに幾つか確認させていただきます。

議案第16号、17号、18号は基本的な契約の仕方というのは一緒のように思います。それではまず契約書の内容の確認をさせてください。契約金額、これは第16号ですね、1,911万5,470円（消費税込額）ということです。それで設計書という中であります、本体価格に対して10%の消費税が掛けられといふという解釈だと思います。あとは、納品場所は管内5小学校職員室ということが書かれております。それと、契約履行期日ということで前期分、令和6年4月1日から令和6年4月5日まで、後期分として令和6年8月1日から令和6年8月31日まで間違いないでしょうか、学校教育課長。

○議長（佐藤聰一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 議員ご指摘の内容で正しいというふうに思います。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） この契約書については令和6年4月1日から令和6年4月5日までが前期分ということでございます。一応確認しておきますが、見積提出依頼書があるかどうか分かりませんけれども、依頼書はいつでしょうか。そしてまた、見積提出日はいつになっているでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 見積書の依頼につきましては、見積り合わせの準備行為ということで予算成立後に発送しております。それで、見積りの実際の見積り合わせをした日程については4月1日、同日契約の締結という形で契約書のほうで確認できる内容になっているかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） ありがとうございます。

先ほど補正が通りました。今回の補正の中には、債務負担行為として来年度における中学校の教職員用の教科書かな、その関係が入っているんだと思うんですが、ある意味で債務負担行為ということで処理されているということになるんだと思います。かなり無理がある、究極な手法と言わざるを得ないとは思います。これは違法行為とかそういうんではなくて、やればやれるんだけれども究極な手法と言わざるを得ない。本来であれば、皆さんもご承知のとおり、ゼロ町債、つまり現年度分の支払いがゼロで現年度分で契約しておくと。そして、債務負担行為を設定して現年度中に入札とか契約を済ませておく。そして、契約を締結した後に4月1日から着手するということが望ましいんだと思います。学校教育課長、そう思い

ませんか。

○議長（佐藤聰一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 今回の議案ですけれども、本来であれば、物品購入契約の締結という手続をせずにこの場に及んでおるというところから考えますと、本来の流れで理想的なものに関しては、必要な年度の前年度に予算を確保した上で仮契約、さらには物品購入契約の締結、後に翌年度の当初が履行期限になりますので、繰越明許の追加という形が理想的な話といえば理想だという形になります。今回、そういった形でできなくはないという手法を取ってしまったということは事実でございますので、改めておわびするところでございます。

先ほど中学校の教科書につきましてもお話があったと思うんですけれども、教科書自体は4年に一度に教科書改訂というものがございます。小学校については令和6年度が改訂の年、中学校については令和7年度が教科書の改訂の年度に当たります。小学校の教師用教材等と同じような流れになってしまふとやはり誤りを繰り返してしまう可能性がありますので、先ほど補正予算のほうでお認めいただきましたものを中学校の教師用指導書等については対応させてもらったというところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） 詳細にご説明ありがとうございます。

議案第16号から第18号につきましては、課長からの答弁でもございましたけれども、議会での議決案件なのに上程しなかったということで今回に至ったということでよろしいでしょうか。また確認です。

○議長（佐藤聰一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 議員のご指摘のとおりでございます。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） 次に確認させていただきます。

今回の物品ですね。これは、文部科学大臣の検定を得た教員用教科書及び教材、いわゆる検定済み教科書ということで間違いないでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 教科書についてはもちろんそういった形ですし、その教科書を使った児童・生徒に指導するための教材というところになりますので、そこもご指摘のとおりでございます。附属する教材についてもそれに関連しているものというふうに認識して

おりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） 今、学校教育課長から答弁していただきましたが、教育長、そういうことで間違いないでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 教育長。

○教育長（茂木一弘君） 私もそのように認識しております。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） 副町長、町長についてもそのような認識でよろしいでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 副町長。

○副町長（石村文明君） 同じく認識しております。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 同様に認識しております。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） これから私の考えを申し上げます。間違っていたらご指摘いただければありがたいというふうに思います。

私の考えは、この議案第16号から第18号までの3件については採決に値しないというふうに判断しております。理由を述べます。国税庁、消費税法第16条、義務教育教員教科書は非課税です。学校教育については、社会政策的配慮から授業料、入学検定料、入学金、施設設備費、在学証明書等手数料、検定済み教科書などの教科用図書の譲渡を非課税としています。

これも消費税法第6条関係でございますけれども、別表第2、第12号、教科用図書の譲渡に規定する教科用図書は学校教育法第34条、小学校の教科用図書、同法第49条、中学校、第49条の8、義務教育学校、第62条、高等学校、第70条第1項、中等教育学校及び第82条特別支援学校において規定する文部科学大臣の検定を得た教科書及び同法第34条に規定する文部科学省が著作の名義を有する教科書、図書に限られていますが、このことについては非課税であります。

さて、この契約書はたくさんあります。私の議案調査の中で、この中から非課税のものと課税するもの、なかなかこの短期間の間ではちょっとできませんでしたけれども、明らかに非課税のものと課税するものが存在するということなんです。この契約は非課税のものも消費税10%を加算した契約書であり、柔らかく表現すれば不備そのものであり、契約不履行と

は違うとは思いますが契約そのものも問題ですし、設計段階においても不手際があったと言わざるを得ません。担当者は非課税対象品、また配達に係る費用等を設計し、そして仕様書の作成に当たらなければなりません。何を根拠に設計したのかは行政の怠慢、慣例の怠慢でしょうか。

また、契約において事業者は非課税のことを知っていたのか。これは知っているんです。どうしてか、仕入れがあるから仕入れに対しては消費税はついてきませんから。そして、この事業者は私が調べたところ、我が町だけではなくてほかの町村にも納入している。これは調査しなければ分かりませんけれども、当町だけ課税しているということであれば過失ですね。本当に心配しているところであります。どのくらい過去に遡り法令にのっとって調べなければならないのか、消費税はどうやって返してもらえるのか、私には今現在は検討がつきませんけれども。

私の見解について述べさせていただきましたけれども、基本的にはやはり一度精査するためには、これは私の言うことじゃないですね。ここで強硬的にこの3議案を採決するのであれば、私とすれば町に損害を与えたということで町長に損害賠償請求を求めなければいけないというような形になってしまう可能性がありますので、ここでまず見解を求めたいというふうに思います。

○議長（佐藤聰一君）　学校教育課長。

○学校教育課長（水出　悟君）　課税対象になっている教科書については、児童・生徒にわたる教科書については無償という形で考えておるところでございます。そして、その教科書についても、出版社が責任を持って出版するという形なんですけれども、こちらについては事業としては非課税というところを認識しているところでございます。

今回ご提案している内容については、教師用の指導書、教材、教具についての提案という内容になりますので、消費税が加算されるというところで適切だというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君）　11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君）　解釈の違いということも考えられなくはないんですが、無償配付されている子供たちの教科書に対しての教員の指導書については非課税です。ですが、それに附帯するというか、要するに補助的な参考書だとかそういうのについては課税対象です、私が調べたところでは。

それで、ある町村でもちょっと調べさせていただいたんですけども、10%で契約してい

るところというのはまずないんですよね。私が調べたところはなかったということです。ですから、今回納める教科書の中に非課税のものがないんであれば問題はないと思います。大丈夫ですか、本当に。万が一通って後で出てきたら大変なことになりますよ。本当に大丈夫ですか、これは消費税法でちゃんと私が調べましたから。国税庁のホームページきっと取ってあるんです。

冒頭で申し上げましたが、義務教育教員の教科書は非課税ですと言ったんです。もしかしたら、担当課はこっち側じゃなくて多分違うところでの判断をした可能性はあるとは思いますが、私の資料の中では純然たる認可を受けた教科書については非課税という形になっています。

それと、近隣の町村は、名前は言いませんけれども、きっと非課税契約をしています、あるところは。近くですけれども。それは業者がきっと把握しておりました。すぐ採決しますか、今の状態で。

○議長（佐藤聰一君） 暫時休憩しましょうか。

暫時休憩といたします。

（午前 11 時 42 分）

○議長（佐藤聰一君） 再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

○議長（佐藤聰一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） お時間をいただきありがとうございました。

物品の消費税の課税・非課税のご質問だったというところの続きからになりますけれども、今回ご提案している内容については、教師用の指導書、指導者用のデジタル教科書、各種教材というところになります。こちらにつきましては、消費税の課税対象になっておりますので、10%の消費税を課税した上で契約金額というところになっております。

非課税の教科書につきましては、児童と同様のものをいわゆる先生が使う場面もございま

す。こちらの教科書については非課税という形になっておりますけれども、こちらの教科書についても学校設置者である町といたしまして調達するという行為を行っておるところでございます。

なお、教科書の出版社と供給契約を結んでいる、群馬県の中に唯一事業所があるんですけども、群馬県教科書販売株式会社にこの内容については確認させてもらったところでございますので、課税対象になっているものがこの議案の中では載っているというふうにご理解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） ありがとうございます。

そうすると、私の勘違いというか、表記的にある義務教育教員教科書というのは、この設計書の中に教師用指導書というのがあるんだと思うんですね。これとは違うんだという解釈ということなんですか。補助教材という取扱いに今回提案しているものは当たるという解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 具体的な名称につきましては様々な表現を使わせておりますけれども、こちらのほうの教材・教具については、先ほどの説明のとおり消費税の課税対象になりますので、そういう形でご理解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） これは私が考えたところなので私の勘違いかもしれません、補助教材なのか、ちょっとご指導いただきたいんですけども、子供たちが教科書を持つんですが、その教科書に対しての赤本的な、要は教科書のところに赤い字で、これは私がうろ覚えで、昔、先生の教科書を見せてもらったら赤い字で解答だとか説明とか指導的なものが書いてあったように思います。そのものについては、この教師用指導書という位置づけなのかなというふうに私は解釈しているんですね。ですから、その部分については非課税というふうに解釈しているんです。

それで、先ほど課長が説明しているのは、そもそも子供たちに無償で配付されている教科書と同じものを買った場合に、これは非課税ですよという説明だったように思います。取り方がどうか分かりませんけれども、義務教育教員教科書というのは、表現は正しいかどうか分かりません。その赤本のことを言っているのかなと、私はそういうふうに思ってそれ以上

でもそれ以下でもない。

ただし、それに対する補助教材の取扱いということで、教科用図書の参考書または問題集等で学校における教育を補助するためにいわゆる補助教材の譲渡については非課税とはならないというふうに書いてありますので、そういう解釈なんです。

いいんですよ、執行部のほうでこれは全然問題ないからこのままやるというんであれば、私はこの3件については私はそういう解釈なので退席させていただきます。問題にならないということですからね。そういう解釈でよろしいですか。

○議長（佐藤聰一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 先ほど具体的に赤本の話が出たと思いますけれども、赤本については指導書という扱いになりますので、こちらは課税対象と。そういうものを含めまして、各種教材についても補助教材という形になります。ですので、課税対象というところでご理解いただければと思います。

非課税になる、教師が実際に児童と同様のものを使用する教科書については非課税という形で、別途事業として町としても設置者として購入するという行為を行っております。こちらにつきましては、令和2年度も令和6年度も同様に取り扱っておりますのでご理解いただければと思います。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） 分かりました。

学校教育課としての見解はそういうことということで、私はちょっとその辺は疑問に残るので採決には加わりたくないでの、そういう判断をさせていただきたいと思います。私は結構です、これ以上の質問は。

○議長（佐藤聰一君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第16号 物品購入契約の締結について（令和6年度小学校教師用指導書・教材購入）の採決を行います。

（11番 竹渕博行君 退席）

○議長（佐藤聰一君） お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（佐藤聰一君） 2番起立、3番起立、4番起立、5番起立、6番起立、7番起立、8番起立、9番起立、10番起立。

したがって、本件は賛成多数で可決されました。

次に、議案第17号 物品購入契約の締結について（令和2年度小学校教師用指導書購入）の採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（佐藤聰一君） 2番起立、3番起立、4番起立、5番起立、6番起立、7番起立、8番起立、9番起立、10番起立。

したがって、本件は賛成多数で可決されました。

次に、議案第18号 物品購入契約の締結について（令和2年度小学校指導用教材備品購入）の採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（佐藤聰一君） 2番起立、3番起立、4番起立、5番起立、6番起立、7番起立、8番起立、9番起立、10番起立。

したがって、本件は賛成多数により本件は可決されました。

（11番 竹渕博行君 着席）

◎請願書・陳情書の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聰一君）　日程第19、請願書・陳情書の委員会審査報告を行います。

請願2号　町道長寿園線に関する請願を議題といたします。

本件については、去る12月4日、総務建設常任委員会にその審査を付託しておりますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長　高橋　弘君　登壇）

○総務建設常任委員長（高橋　弘君）　請願2号　町道長寿園線の一部拡幅に関する請願についてご報告申し上げます。

令和6年第4回12月定例会において、12月4日、総務建設常任委員会に付託された請願2号　町道長寿園線の一部拡幅に関する請願について、12月6日金曜日午後1時30分より建設課福原課長、本宿・閑谷4区班長高橋久幸様、地権者高橋清様の立会いにより現地にて説明をいただき調査を行いました。

高橋久幸様から、この道路は町道長寿園線の奥に甘酒原発電所が設置され、頻繁に大型の作業車両が出入りしている。また、長年にわたり地元住民が手がける甘酒原高原遊花里自然園があり、年間3,000人を超える来場者があり交通量が増加している。この道路は道幅が狭く、車両の往来で交通事故の危険性が高いことから拡幅をお願いしたいとの説明を受けました。

同日午後3時から役場第2委員会室にて審査を行いました。請願の拡幅場所は、本宿3156番地より上部約100メートル、緩やかで直線50メートル先から右カーブしており、左側はガードレールが設置されています。右側には低い石積みされた畠と緩斜面の山林があり、用水路が布設されていますが、工事には難を期さないと判断されます。

この町道長寿園線は幅員が約3.3メートルであり、車両の擦れ違いが困難であり、作業車、来訪者、地域住民などの交通事故につながる危険性が高いと判断されます。道路拡幅については地権者2名の方の同意を受けており、地元の主要道路であるため、安全性を確保する見地から道路拡幅工事は妥当であると思われます。

よって、全会一致で採択すべきことになりました。本会議においても同様にご判断していただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤聰一君）　報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） 委員長ご苦労さまです。

言っている趣旨も分かりますし、全会一致で採択になっているということは承知しているんですけども、何分にもやはり総務建設常任委員会で当然ながら現地調査をしている、それも承知しているところであります。しかしながら、私たち文教厚生常任委員会においては、番地の上部100メートルというのは位置が何となく想像はできるんだけれども場所自体が特定できない、要するにこの資料ですと。ですから、資料的な情報がいただきたいんですが、大丈夫でしょうか。出せる資料があるんですか。

○議長（佐藤聰一君） ちょっと暫時休憩します。

（午後 1時15分）

○議長（佐藤聰一君） 再開いたします。

（午後 1時16分）

○議長（佐藤聰一君） この地図でちょっと説明お願いできますか。

○総務建設常任委員長（高橋 弘君） 質問をいただきました関係につきましては、総務建設常任委員会のほうでただいまお配りした資料については添付されていましたので、皆様方も添付されていたかなというふうに判断したのですから、地図をお配りしたわけあります。

お手元の資料を見ますと、国道406号線が通っております。右のほうが大戸のほう、左のほうが須賀尾方面というふうに解釈していただきたいと思います。大戸方面から406号線を通り過ぎますと、左側に温川橋の関越自動車のバス停があります。そこから約100メートル、地図でいうと下に下りまして、右側のほうに高橋貞男様のご自宅があると思います。そこが起点になっておりまして、そこから下のほうに100メートル下がったところ、実際には上に行つてみると右のほうに傾斜しているんですけども、そのように解釈していただきたいと思います。高橋貞男様の自宅の上から下のほうに、この地図でいうと下ったところというふうにご理解していただきたいと思います。

○議長（佐藤聰一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） 委員長ありがとうございます。

そうすると、もう済んでいるんだと思うんだけれども、土砂崩れの部分の工事が今完成していると思いますが、そこにくつつくまでの間という解釈でよろしいですか。高橋貞男さんから、地図でいうと下のところから工事が終了したところまでというような解釈でいいのかなと思うので。そこまで追つつくか追つつかないか分かりませんけれども、そういうことですか。

○総務建設常任委員長（高橋 弘君） 前回に工事したところまではまだ行っていません。その間、この地図でいうと左のほうにまだ傾斜地が残っているということで、これから必要に応じて工事をしていくということでご理解していただきたいと思います。

○11番（竹渕博行君） 結構です。

○議長（佐藤聰一君） ほかにはありませんか。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） よろしいですか。

では委員長、自席のほうへお戻りください。

質疑もないようですので質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聰一君） 起立全員。

したがって、本件は採択することに決定いたしました。

陳情6号 ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める陳情書を議題といたします。

本件については、去る12月4日に文教厚生常任委員会にその審査を付託しておりますので、

審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 重野能之君 登壇)

○文教厚生常任委員長（重野能之君） それでは審査結果を報告させていただきます。

陳情 6 号に関しまして、去る12月 5 日に説明員を迎へその審査を実施しました。

ここ数年来の医療・介護現場で働く人手不足等を考え、全会一致で採択と決しました。本会議におきましても同様にお取り計らいいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤聰一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聰一君） 質疑はないようですので、委員長、自席へお戻りください。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聰一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聰一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聰一君） 起立全員。

したがって、本件は採択することに決定しました。

ここで議会事務局長から発言を求められているので、よろしくお願ひします。

○議会事務局長（西山孝弘君） すみません、先ほど休憩中にお配りしていただいたんですが、発委第 1 号 意見書の提出についての提出先の表記に誤りがありました。発委のところですね、「国及び」を足しました。あと、意見書のほうで「衆議院議長、参議院議長」のあと先を追加いたしました。大変申し訳ありませんでした。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聰一君）　日程第20、発委第1号　意見書の提出について（ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める意見書）の提出についてを行います。

提出者は趣旨説明を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長　重野能之君　登壇）

○文教厚生常任委員長（重野能之君）　それでは発委第1号について説明させていただきます。

発委第1号　意見書の提出について趣旨説明を申し上げます。

政府は、2024年に診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定を行いました。当初は2.5%のベースアップ目標としておりましたが、結果的には2%程度にとどまるものとなりました。当委員会では、ケア・医療・介護現場で働く方々の不足状況などを考え、処遇の改善と医療・介護事業の安定的な維持のために関係行政庁、大臣に宛てて意見書を提出すべきと決しました。本会議におかれましても、皆様のご賛同をいただきますようお願い申し上げまして趣旨説明とさせていただきます。

○議長（佐藤聰一君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君）　質疑もないようですので質疑を打ち切ります。

委員長、自席へお戻りください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君）　自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聰一君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聰一君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議員派遣の件について

○議長（佐藤聰一君）　日程第21、議員派遣の件についてを議題といたします、

去る12月9日に開催されました議会主催の上信自動車道関連工事の現地視察について、8番、里見武男議員より報告願います。

8番、里見武男議員。

（副議長　里見武男君　登壇）

○副議長（里見武男君）　それでは議員派遣についてご報告申し上げます。

第4回本会議中の総務建設常任委員会での上信自動車道工事の現地調査で文教厚生常任委員会の皆さんも現場を見たほうがよいということで議員派遣となりましたので、報告いたします。

令和6年12月9日月曜日の午前9時から12時の行程で実施されました。町からは、各議員、議会事務局、建設課が参加し、上信自動車道建設事務所からは市川所長ほか3名が出席し、現地調査を行いました。

最初に、東バイパス2期の箱島ハーフインターチェンジの千沢橋下部工と五町田函渠工を視察し、次に新巻地区、泉沢地区、植栗・中之条インターチェンジ、川戸・深沢地区、厚田跨道橋の順に工事現場を視察しました。

いずれの現場も前回の視察と比べ工事が大分進んでいることが確認できました。また、厚田跨道橋では岩島小学校の5・6年生の生徒が書いた厚田跨道橋の名板4枚が張られていました。2年遅れの令和11年度開通予定ですが、大いに期待したいと思います。

以上で上信自動車道現地調査の議員派遣報告といたします。

○議長（佐藤聰一君）　ここで議会事務局長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君）　すみません。先日、議会初日の議員派遣の件についての報告で、皆様に閉会中の議員派遣の件で、議長専決分の10月23日の案件を皆様にお配りするのを忘れていました。大変申し訳ありません。今回、皆様にお配りしましたことを訂正いたし

ます。申し訳ありませんでした。

○議長（佐藤聰一君） 閉会中の議員派遣につきましては、会議規則第127条ただし書の規定によりお手元に配付のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

去る10月23日開催の東吾妻町・杉並区グラウンドゴルフ交流会について、8番、里見武男議員より報告願います。

8番、里見武男議員。

（副議長 里見武男君 登壇）

○副議長（里見武男君） それでは、議員派遣についてご報告申し上げます。

去る10月23日、恒例の東吾妻町・杉並区グラウンドゴルフ交流会が開催されましたので、報告いたします。

毎年交互に開催されます交流会が、今年はコニファーいわびつグラウンドを会場として、午前9時より中澤町長をはじめ、杉並区の保健福祉部高齢者施設課長の海津課長出席の下で開催されました。東吾妻町老人クラブ連合会と杉並区いきいきクラブ連合会の会員約60名にて和気あいあいと協議が行われ、3時間があつという間にたち、午後から表彰式と懇親会が行われました。

杉並区と当時の旧吾妻町は平成元年に友好協定を結んで今年で35年が経過しました。今後も、教育・文化・経済の交流をさらに推し進めていくことを競技された皆さんと誓い合い、来年は杉並区での再会を楽しみにして、杉並区・東吾妻町グラウンドゴルフ交流会の報告といたします。

○議長（佐藤聰一君） 以上で里見武男議員の報告を終わります。

以上で議員派遣の件についてを終わります。

◎委員会報告について

○議長（佐藤聰一君） 日程第22、委員会報告についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査が実施され、それについての報告がありましたらお願ひいたします。

総務建設常任委員会。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 高橋 弘君 登壇)

○総務建設常任委員長（高橋 弘君） 令和6年度第4回定例会中の12月5日と6日に総務建設常任委員会の所管事務調査を行いました。

町長からは、12月1日、中之条まちなか5時間リレーマラソンが開催され、全国から283チームが参加し、東吾妻町役場チームが8位に入賞した報告がありました。おめでとうございます。

また、県消防ポンプ操法競技大会が8月24日に開催され、東吾妻町消防団第5分団が小型ポンプの部で準優勝した報告がありました。お疲れさまでした。

今回も各課の担当課長に出席いただき、本会議で説明していただいたほかに補足説明をしていただきました。担当課長から資料提出も頂き、令和6年度ひがしあがつま創生会議における評価実績状況、道の駅直売所・天狗の湯、桔梗館の利用状況、キャンプ場利用人数、町税収入状況、クビアカツヤカミキリの確認、町道の除雪ルート等の説明を受けました。

また、今回、地域おこし協力隊の車両事故処理について説明を受け、委員からは、今回起きた事故対応についてコンプライアンスの遵守・徹底を図り、再発防止に努めるよう要望しました。

また、第2次総合計画の評価や、現在、遺跡発掘をしている川戸地区、仙人窟の調査状況、小学校の統廃合、鳥獣害対策について様々な意見が出ました。特にクビアカツヤカミキリが当町で8月28日に岡崎地区で初確認されたこと、特定外来害虫に指定されているため被害が蔓延することが危惧されます。この害虫による被害の木の種類は桜類、梅、桃、スモモ等であり、今後注意深く観察する必要があると思います。

水道事業では、フッ素化合物のPFOA、PFOSが水道水から検出され、岡山県をはじめ各地で基準値を超えるとの報道がありました。当町においては、令和6年9月に水質検査を町内5か所の簡易水道水源水を検査したが基準値以下であり、問題がないとの報告がありました。

鳥獣害対策関係では、10月から国内鳥インフルエンザウイルス病が発生しているが、現在のところ町内では確認されていない。CSFは本年4月25日、須賀尾、5月2日、本宿、5月23日、原町で捕獲されたイノシシから確認されたが、その後は確認されていない報告がありました。

本年11月14日まで管内での獣の捕獲頭数はイノシシ110頭、前年191頭、ニホンジカ257頭、前年211頭、熊22頭、前年22頭などの報告がありました。特にニホンジカの捕獲頭数が多く

なっているので、人身、車両事故等に注意する必要があると思われます。

以上で総務建設常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（佐藤聰一君） 文教厚生常任委員会。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 重野能之君 登壇）

○文教厚生常任委員長（重野能之君） それでは、文教厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

去る12月5日、6日、2日間にわたりまして、町長、副町長はじめ担当課長の方々に出席をいただき、所管事務調査を行いました。以下、主なものを3点、報告をさせていただきます。

学校給食センター調理部門の業務委託。

町立学校給食センター調理部門の業務委託について予定が示されました。令和7年度に事業者の募集、選定を行い、初回の委託期間を令和8年1月から令和10年12月とするものであります。業者の選定方法は公募型の企画立案方式による方法で考えているとのことでした。

2つ目に休日部活動の地域移行について。

中学校に現在ある10の部活動について、指導者が確保できた部活動から随時、休日・土曜日の部活動を地域移行するというものです。活動は土曜日の午前中3時間程度を基本として、スクールバスは運行されます。平日また練習試合や大会は今までどおりの部活動として顧問の先生が指導、引率に当たるとのことでした。

3つ目に町子ども・子育て支援事業計画についてであります。

子育てを町全体で支える体制をつくることなどを基本的考えに据えた計画の第3期目についてです。厳しい少子化、子育て環境の中でこの計画の持つ意味は非常に重いものであります。今後のスケジュールとして令和7年1月に子ども・子育て会議の開催、同年1月から2月、計画案に対する意見募集の実施、3月に計画の決定とし、計画期間は令和7年度から令和11年度までの5か年とするものとのことでした。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（佐藤聰一君） 議会運営委員会。

議会運営委員長。

（議会運営委員長 渡 一美君 登壇）

○議会運営委員長（渡 一美君） 議会運営委員会からご報告させていただきます。

まず、先日の本会議初日にて議員派遣の報告をしたとおり、議会報告会は11月10日にコンベンションホールで開催され、議員の皆様にご参加いただきました。

11月21日に中学生議会を実施し、参加した中学生からは貴重なご意見をいただきました。議員全員協議会にて議員一人一人の感想をいただき、どの感想も非常に前向きなものでありました。準備や当日までの過程は大変でしたが、実施してよかったです。

議会報告会の開催場所や回数などについて検討を進めます。来年度以降は今回の経験を踏まえ、より充実した内容にできるよう検討していきます。

次に、DX、タブレット導入についてですが、導入は決定いたしましたが、具体的な導入時期は令和8年以降を予定しております。今後の進め方については、今後の開催予定の議会運営委員会にて検討を進めてまいります。

以上、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（佐藤聰一君） 予算決算特別委員会。

予算決算特別委員長。

（予算決算特別委員長 里見武男君 登壇）

○予算決算特別委員長（里見武男君） それでは、予算決算特別委員会の活動報告を行います。

去る定例会中の12月9日午後1時より、予算決算特別委員会を開催しましたので報告いたします。

最初に、9月定例会でメンバー替えになりましたワーキンググループのリーダーによる活動報告が発表されました。Aグループでは空き家対策について、Bグループでは小学校の統合について、Cグループでは地域防災についてそれぞれ発表がありました。12月定例会後のメンバー替えについて協議していく中で、今後の進め方について調査研究する中で、「期間が短い」や「まとまる時間がなく、提言等できないのではないか」と様々な意見が出されました。

全員で協議した結果、12月のメンバー替え後、令和7年第1回定例会までにワーキンググループを継続して調査研究し、4月以降に今までに調査した9種のテーマの中から絞り込みを行い、協議して、提言ができるものがあれば10月頃までにまとめて執行部に提出してはどうかという意見でまとまりました。

新グループは、Aグループ、佐藤、齋藤、高橋徳樹、里見で、リーダーは齋藤委員です。Bグループは、増子、渡、小林、重野委員で、リーダーは重野委員です。Cグループでは井上、高橋弘、竹渕で、リーダーは竹渕委員です。テーマについては本会議終了までに事務局

に報告をお願いいたします。

以上、予算決算特別委員会の活動報告といたします。

○議長（佐藤聰一君） 議会広報特別委員会。

議会広報特別委員長。

（議会広報特別委員長 里見武男君 登壇）

○議会広報特別委員長（里見武男君） 議会広報特別委員会の報告を行います。

去る令和6年11月22日に議会広報クリニック研修会に参加しましたので報告いたします。

講師は、一般社団法人埼玉県コミュニケーションセンター理事長の芳野政明先生で、群馬県市町村会館にて行われ、今回の研修ではクリニックの希望町村で榛東村、高山村、千代田町、東吾妻町の4町村が参加いたしました。各町村の議会だよりの中身についてアドバイスを受けました。

東吾妻町の議会だよりでは、8月1日発行の第74号について、アドバイスでは、表紙でコニャク畠が森に見えて幻想的で、写真を大きく出して効果的である。「がんばっている人応援し隊」コーナーでは今後の展望も語られ、興味を引き、読者の関心を誘って、よく読まれるのではないか。住民の自治活動の紹介で好企画です。この取組を通じ、議会や行政への意見や要望を引き出す問い合わせも欲しいところです。

屋外バスケットコートの実現では特集と銘打っており、中学生の要望が議会や行政を動かし、実現した取組や大きさをトップに置くのも一案です。トップの見開きにどの企画を置くか、読者にとってはその号で一番の重要な企画です。

一般質問については、タイトルやリード文がなく、いきなり質問が始まっています。コーナーの冒頭にタイトルやリード文を出すようにしたい。議員によりQ&Aの見出しの長いものがあり、瞬時に読み取れる11文字以内を勧めます。また、質問ごとの小見出しを出して読みやすくすることをお勧めいたします。「まちの声」では、記事がびっしりなので、小見出しや記事関連の写真も配置し、読みやすくしたい。以上のようなアドバイスを受けました。

総評として、「行政や議会への意見や要望、提案などを行う企画の挑戦も期待いたします。本文の文字の書体は教科書体みたいですが、一般的に本文のほうは明朝体を採用している広報が多いとされています。各ページの見出しやレイアウトが読みを左右します。基本的にスキルに習熟され、読者を意識した広報を目指してください」とのコメントをいただきました。

以上が議会広報クリニック研修会の報告です。

続いて、定例会中の議会広報特別委員会の委員会報告を行います。

去る12月10日の14時25分より議会広報特別委員会を開き、第76号議会だよりの編集についてそれぞれの役割分担を決め、令和7年2月5日配布に向けて活動していくことを確認いたしました。

以上で議会広報特別委員会の報告といたします。

○議長（佐藤聰一君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（佐藤聰一君） 日程第23、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聰一君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

◎町政一般質問

○議長（佐藤聰一君） 日程第24、町政一般質問を行います。

◇ 高 橋 弘 君

○議長（佐藤聰一君） 最初に、6番、高橋弘議員。

高橋弘議員。

（6番 高橋 弘君 登壇）

○6番（高橋 弘君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、健康寿命延伸対策について質問します。

厚生労働省では定期的に日本国民の寿命を調査・報告していますが、その項目は平均寿命と健康寿命の2つに区分されています。人生100年時代とも言われる現代日本では、健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題とされています。

健康寿命とは、健康上の問題によって日常生活が制限されることなく生活ができる期間のことです。平均寿命とは、ゼロ歳における平均余命、すなわち生まれてから亡くなるまでの時間を指す言葉です。

日本は世界的な長寿国と言われていますが、平均寿命と健康寿命の差は決して小さくなく、健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっています。令和元年の健康寿命と平均寿命の差は男性が8.73年、女性が12.07年です。健康寿命は令和元年の時点で男性は大分県が最長で73.72歳、岩手県が最短で71.39歳です。女性は三重県が最長で77.58歳、京都府が最短で73.68歳となっています。

2019年に策定された「健康寿命延伸プラン」は、2040年までに健康寿命を男女ともに2016年に比べ3年以上延伸し75歳以上とすることを目指しています。健康は日常の生活習慣によって形成され、短期的な取組ではなく次世代まで見通した技術的な取組が必要と思われます。疾病の罹患及び重症化は、日常生活に支障を来し健康寿命を縮める原因となります。健康寿命を延ばすためには自立した生活を送る必要があります。健康寿命が縮む主な要因は身体機能の低下と生活習慣病であり、生活習慣病は日本人の死亡率の6割を占め、生活習慣病を改善することでリスクを下げることができます。

質問として1点目、東吾妻町では健康寿命を延ばすために具体的にどのような取組を行ってきたか。また、今度どのような取組をしていくかお伺いします。

2点目、保健センターと連携して健康寿命を延ばす対策もあると思いますが、どのように考えているかお伺いします。

次に、東吾妻町は平成26年3月18日に「スポーツの町宣言」を議決しています。スポーツ基本法では、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充実感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」としています。また、群馬県スポーツ推進計画では、アウトドアスポーツ、健康づくりのためジムで行うフィットネス、ひとりで手軽にできる散歩や軽い体操などもスポーツとして捉えています。

当町では、2019年4月1日に町民体育館2階に健康増進センターとして新規オープンしました。また、令和6年度から令和10年度までの5年間、第1期東吾妻町スポーツ推進計画を作成し、スポーツ活動を通した健康づくりの計画的な推進を位置づけています。

そこで質問します。

1点目、今後も健康増進センターをより多くの人に利用していただき健康づくりに役立てもらいたいが、機能強化と健康づくりの充実をどのように図っていくのかお伺いします。

2点目、スポーツ活動を通した健康づくりの計画的な推進を具体的にどのように取り組んで健康づくりを行うのかお伺いします。

3点目、旧町村別の東、太田、原町、岩島、坂上の公民館を利用して、誰もが気軽に参加できる軽スポーツや体操等の講習会を実施する方法もあると思いますが、お考えをお伺いします。

次に、相続登記の義務化について質問します。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。相続登記は土地・建物といった不動産の所有者が亡くなったとき、被相続人から不動産を引き継ぐ人に名義を変更する手続のことです。不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記を行わなければなりません。相続登記がなされないことによって所有者不明土地が全国で増加し、周辺の環境悪化や民間取引・公共事業の阻害が生じるなどの社会問題となっています。

そこで、当町でもこのような事案が発生していると思いますが、相続人に対してどのような対策を講じているかお伺いします。

以降、自席にて質問をさせていただきます。

○議長（佐藤聰一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、高橋弘議員のご質問にお答えいたします。

1項目め、健康寿命延伸対策についての1点目、健康寿命を延ばすための具体的な取組でございますが、高齢化が進む中で、単に平均寿命が長くなればよいというものではなく、いかに健康な状態で長生きできるかが肝要となります。

当町においても、人口の高齢化とともにがんや循環器病などの割合が増加をしているため、生活習慣病の発症予防や重症化予防、社会生活を営むための必要な機能の維持及び向上を実現する取組を推し進め、健康寿命の延伸を図っております。具体的には、2点目の保健セン

ターと連携した対策の内容も含みますが、まず特定健診やがん検診の実施でございます。特定保健指導やがん検診の効果、必要性について普及啓発をしており、無料受診の設定や受診の再勧奨を積極的に行い受診率及び指導率の向上に努めております。

令和4年度からは健康に関心を持ち生活習慣を見直す動機づけとなるよう、健診を受けた方に町の特産品等を贈呈する事業、インセンティブ事業を始めております。生活習慣病には食生活の改善も重要でございますので、食生活改善推進員による減塩や野菜摂取の増加などを中心とした食育活動を推進しております。

また、多くの元気な高齢者に活躍していただくことが社会の活力の維持につながると考えております。介護予防、フレイル予防が健康寿命延伸への重要なアプローチとなることから、ふれあいサロンへの保健師や栄養士、リハビリ職等の専門職の派遣や各種運動教室を実施しております。

身体の健康は心の健康や認知症予防に効果があるとされ、かつ、サロン等への参加は高齢期の孤独や孤立を防ぐことにもつながります。地域での支え合いを進めるためにも、多くの皆様に興味を持っていただけるよう周知や環境づくりに努めてまいります。

ちなみに、令和6年3月に策定いたしました東吾妻町元気プラン第3次のダイジェスト版を毎戸配布いたしましたが、その掲載の各種取組が健康寿命延伸につながっておりますので、ご一読いただけすると幸いでございます。

3点目、健康増進センターの機能強化と健康づくりの充実についてでございますが、現在、健康増進センター主催で行なっておりますノルディックウォーキングに加え、高血圧や糖尿病に効く運動教室を開催し、暮らし方やライフステージに応じたスポーツに触れる機会を増やしていきたいと考えております。住民ニーズの高いウォーキングの充実を図る一つの案として、健康づくり支援のための群馬県公式アプリ「G-WALK+」の活用がございます。市町村独自で活用できる機能を搭載していることから、町民向けに歩数に応じたポイント付与などを検討したいと考えております。

4点目、健康づくりの計画的な推進でございますが、「スポーツの町宣言」のスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康な心と体をつくり活力ある町を築く取組を生かし、スポーツ推進計画を今年3月に作成いたしました。今後は、登山、ハイキングのニーズを踏まえた施策展開を行い目標達成に向け継続して取り組んでまいります。

5点目、公民館を利用した軽スポーツや体操等の講習会についてでありますが、12月8日に岩島公民館でボッチャ講習会を開催いたしました。岩島地区の方を中心に70歳代から80

歳代までの方11人に参加いただき好評でございました。今後は、1月下旬から2月中旬にかけて、公民館及びコンベンションホールでピラティスや座って筋トレ等の運動教室を開催してまいります。今後も、気軽にできる軽スポーツや運動教室を公民館等で行っていきたいと考えております。

多くの人が健康増進センターの利用や運動教室に参加していただけるよう、広報やホームページで積極的にアピールを行っていきたいと考えております。心身ともに健康で長生きしていただくため、その主役である町民皆様一人一人の健康づくりへの取組を今後とも最大限に支援してまいります。

2項目め、相続登記の義務化に関する町の対応についてのご質問でございますが、4月1日に相続登記義務化に先立ち、広報への記事掲載やポスターを税務課窓口に掲出するなど、町では早くから制度開始の周知に取り組んでまいりました。また、令和6年度の固定資産税納税通知書を送付した際には、前橋地方総務局が作成いたしました相続登記義務化スタートのリーフレットを全ての納税義務者宛ての封筒に同封いたしました。

基本的に、相続登記はどなたかがお亡くなりになった時点で発生するものでございますので、死亡届の提出があったときには相続登記のリーフレットをお渡ししたり、相続人代表者指定届、固定資産現所有者登記を提出いただくなどの相続登記を進めていただくよう、これまでご案内してきたところでございます。相続登記が義務化されたことをより広くご理解いただけるよう、来年度の納税通知書にもリーフレットを同封するなど今後も丁寧に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤聰一君） 質疑の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思います。

再開を2時15分といたします。

（午後 2時03分）

○議長（佐藤聰一君） 再開いたします。

（午後 2時15分）

○議長（佐藤聰一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋 弘君） ご答弁をいただきまして、大変ありがとうございました。

東吾妻町管内でも様々な取組をしているということが理解できましたので、今後も引き続き取り組んでいただきたいと思います。

それでは、参考までに申し上げますけれども、現在、2024年の日本の平均寿命というのは84歳というふうに統計上出ております。その中で全国ではどうなのかなということをちょっと調べてみました。健康寿命で、全国では男性では72.68歳であります。群馬県が73.41歳でありまして、これは全国で6位に入っているということであります。女性につきましては、全国では75.38歳、群馬県では75.80歳ということで全国で17位のランクになっておりますので、全国平均から見れば群馬県はかなり健康寿命が高いというようなことが分かると思います。

保健福祉課長のほうに東吾妻町はどうなんですかということで問合せしましたけれども、捉え方の差がありますので、数字については割愛させていただきたいと思いますけれども、同じような傾向だろうというふうに思っております。

そして、健康寿命を延ばすためにはどうすればいいかなということでありますけれども、先ほど町長のほうの答弁の中にもいろいろの取組をしているということで分かりましたけれども、とにかく体を動かすこと。リフレッシュできるだけではなくて、生活習慣病や認知症などによるリスクを下げるという効果があるわけでありますので、健康寿命を延ばすことができるわけであります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症がきっかけでかなり外出であるとか運動の機会が減ったということはご案内のとおりでございますので、しかし、昨年の5月に2類から5類に移行したということで、町内でもいろいろのスポーツ活動とか催物が活発に行われて増えてきているということはうれしいことであります。

筋トレというものはよくあるんですけれども、この筋トレというのは健康寿命を延ばすことができるということであります。私たちの筋肉量は何もしなければ年に約1%の割合で減っていくというふうな調査が出ております。20代のときに比べて60代では筋肉量が40%減ってしまうという計算になるわけであります。これが低下し続ければ運動機能が衰えるだけではなくて、着実に要介護や寝たきりに近づくということが分かるわけであります。

筋肉量を増やすにはどうしたらいいのかなということでありますけれども、これについて

はいろいろのスポーツ活動しなければいけない。そして、先ほど答弁でもありましたけれども、健康増進センター、これは器具がいろいろそろえてありますから、こういったものを有効活用していくことが必要ではないかなというふうに思っております。

そして、現在、健康増進センターの中で対応していただいているのが、指導員の方が1名おりますけれども、この指導員についてはオフィシャルですかと言ったら、そうではありません。別に資格はありませんよというような答えが返ってきました。

そして、健康増進センターで何人ぐらい器具を利用しているかということを調べてきました。登録人数が令和6年11月現在で1,687人の方が登録しております。使用の内訳につきましては、町内の方が60%、町外の方が40%いるというようなことあります。そして、令和5年度の利用者の年間何人いるかということではありますけれども、これについては1万521人の利用者がいるというような調査結果がありました。

そして、この指導員でありますけれども、正式なインストラクターではありませんので、やはりバランスの取れた健康づくりを行って健康寿命を延ばすというようなことであれば、正式なインストラクターが必要ではないかというふうに感じましたので、この辺について町長のお考えを伺います。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 健康増進センターのインストラクターはどうかということでござります。現在、指導員は、多分、私の記憶では2名いると思うんですけども、女性が。

（「そうですか」と呼ぶ者あり）

○町長（中澤恒喜君） はい、2名おりますが資格は持っていないんです。専門的なそういう資格を持つ人がいるということは、それだけ町民の皆様の健康に効果があろうかと思いますので、今後その点は検討してまいりたいと思います。

○議長（佐藤聰一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋 弘君） ありがとうございます。

やっぱり正式なインストラクターというものを常備していく必要があるのかなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。こういったことは保健師との関係もあるんでしょうけれども、あとは理学療法士、こういった方のやっぱり利活用も必要ではないかなというふうに思います。そうすることによって、健康寿命の延伸につながるというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

そして、健康寿命を延ばすためのポイントというものをちょっと調べたんですけども、

7点ほど申し上げます。1点目については喫煙を控えるというようなことだそうです。2点目が過度な飲酒は避ける。3点目が食事は年齢に応じた量をバランスよく取る。4点目が活発な身体運動を行う。5点目が睡眠時間をしっかりと確保する。6点目が孤独にならず社会関係を保つ。7点目で定期的に健康診断を受けるということがありました。

そして、先ほど答弁にもありましたけれども、健康診断もやっているというようなことでありますので、町民がなるべく一人でも多く受診できるような対応をしていただきたいと思いますし、4点目では活発な身体活動を行うということありますので、健康増進センターの活用というものをやはり見直して多くの方が利用できる体制を取っていただきたいというふうに思っております。

そして、東吾妻町スポーツ推進計画を作成していただきました。この中を私ずっと見ましたけれども、東吾妻町の高齢化率は令和2年には40.3%となっております。昭和60年には16.3%、平成17年には29.1%ということで毎年のように高齢化率が上がってきているということありますので、いかに健康寿命を延ばすかということが重要になってくることが分かろうかと思います。

そして、町民のスポーツに関する現状とか意識のアンケート調査をしたグラフがこの本の中に載っておりますけれど、その中でこの1年間でスポーツ・運動を行いましたかということ、個人で行ったのが51%あります。そして、スポーツ・運動を行う上で妨げになっているのは何ですか、それにはやっぱり時間がない、場所、施設、機会がないというものが全体の78%ぐらいを占めておるということあります。

そして、スポーツ・運動を行うに当たって重視することは何ですか。一番多いのは健康の増進・維持が63.9%になっております。利用したことがある町のスポーツの運動施設、社会教育施設はどこですか。一番多いのは町民体育館、2番目にはスポーツ広場というふうなアンケート調査になっております。

そして、町は今後どのようなことを力に入れるべきかというアンケートにつきましては、健康増進や体力づくり、介護予防のための教室の開催というようなことが出ております。そして、歩道を活用した散歩やランニングのコースづくりというものがありますので、今後、町がどこに、どのように力を入れて健康を保ち延伸していくのかというようなことについて町長のお考えをいま一度お伺いします。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 高橋議員に大変細かいデータ等もいただきましてありがとうございます。

す。

私も健康には十分注意しておるわけでございまして、特に週3回くらいはウォーキングしたりとか、またノルディックウォーキングもやっております。スポーツ広場の河川沿いのウォーキングコース、片道900メートルでございます。それを3回くらいやります。それは大体夕方です。それから、あづま温泉の「桔梗館」の川側に片道1,800メートルのジョギングとウォーキングコースがあります。これは2回やればまあいい結果だと思ってやっておるところでございます。

私も健康増進センターの建物があるときにはメンバーでやっておりましたが、忙しくなつたので今はできませんので、手軽にできるウォーキング、ノルディックウォーキングで健康を保ちたいなということでしっかりとやっております。町民の皆様にも、それぞれが利用できる広場、運動施設等を選んでもらって、自らのために、健康のために運動していただきたいと思います。そのためには町として、こういった施設をより町民の皆様に使いやすいように整備、管理していくことが必要かと思っておりますので、町民の皆さんに大いに元気に長生きしていただきたいと思っております。

○議長（佐藤聰一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋 弘君） ありがとうございます。

スポーツとか軽運動をするときについては、この原町地区を中心に非常にそういう施設とか環境条件はいいんですけども、それ以外の地区についてはなかなか歩道も整備されていない町道がたくさんありますので、年配者がよく、朝昼晩と、何というんだろう、老人車を押してよく出かける人がいます。道路の端を歩いてくれればいいんですけども、なかなかそうはいかないで真ん中をずっと歩いていて、後ろから来ると耳が遠いですからなかなか聞こえないので車の事故が起きないように私はよく気をつけるんですけども、クラクション鳴らしてたまげて倒れちゃ困るので、そういうことも控えながらゆっくりと脇を通り過ぎるようなことで対応しております。

なかなか原町、太田以外、東も結構そろっていると思うんですけども、ほかの地区というのはなかなかそういう施設、設備がないということあります。ここの仮に増進センターの器具を使うのにここまで来なければいけない。しかし、運転免許は返納すれば歩いてくるわけにいかないので誰か頼まなければいけないというようなこともありますので、公共交通を使ったバスの無料券、こういったものの考えはお持ちでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね、高橋弘議員のご提案と受け止めておりますけれども、ある程度の年齢を切って無料券を出すというふうな、あづま温泉「桔梗館」なり天狗の湯なりの無料券がありますが、あれがたしかお年寄りは70歳以上が無料というのがございました。そういう考え方もありますので、そういうことも今後は検討してまいりたいと思います。

また、やはり手軽にできるスポーツ、地域で手軽にできるスポーツというのももスポーツ協会なりスポーツ推進員なりに相談して、今後、各地域に合った運動種目、スポーツ種目というものを推進していただくようなことにしていこうかと思っております。そういういったスポーツ団体の協力も得ながら町民の皆様の健康のためにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（佐藤聰一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋 弘君） ありがとうございます。

やはり健康増進センターの利用を増やすためには、そして健康寿命を延伸させるためには、広報に今温泉の無料券がついておりますけれども、その脇にぜひ健康増進センターの無料券をもう一つ追加してもらえばありがたいなというふうに思うんですけども、それについてお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大分いろいろなアイデアが出てまいりましたけれども、そうですね、健康増進センターの無料券、そういう考えもございますけれども、一度、健康増進センターというものはどういうものかということを見ていただく、利用していただくために、開放日というものを月1回とか半月に1回とか、そのようなことで町民の皆様に実際に体験していただくということも考えられるかと思います。そういうことで健康増進センターの効果があるぞということを実感していただいて、そして大いに利用していただく、そういう考えもございます。高橋弘議員のご提案も踏まえながら十分に今後検討してまいりたいと思います。

○議長（佐藤聰一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋 弘君） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

そして、東吾妻町の高齢化がかなり進んでいるということありますので、介護給付費の状況でありますけれども、介護給付費は約15億9,500万円ほどあります。その中で介護給付の財源の内訳がずっとあるんですけども、町の負担は1億9,900万円ほどあります。これは一般会計からの繰入金ということで対応しておりますので、健康寿命を延ばすことにより医療費とか介護費用の削減になりますので、身体活動の普及に今後ますますご尽力いただき

たいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間になりましたので次に移ります。

相続登記の関係でありますので、町内に相続人の不明の土地で課税が保留されているところがあると思いますけれども、町の対応はどのように行っているのかお伺いいたします。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 相続登記の件につきましては、今、東吾妻町の中で上信自動車道の建設が進んでおりますけれども、当初は群馬県整備部の計画としては令和9年度には完成したいということでございましたが、2年遅れて令和11年度になるということでございました。その大きな理由が相続登記がなされていない土地があまりにも多過ぎてその処理に2年間かかると、非常にショッキングなことを言われまして誠に残念に感じております。

そういうことで相続登記をしっかりとやってもらうことがこの町の発展のためにも必要かと思っております。先ほどお見せいたしました相続登記の義務化スタートのチラシ等も配布いたしまして、担当課のほうでこれにつきましてPR、推進をしているところでございます。

○議長（佐藤聰一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋 弘君） そして、じゃもう1点伺いますけれども、令和5年度から相続した土地に対して国庫帰属制度が始まりましたけれども、どういう制度で、どのように町で対応しているのかお伺いします。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 国庫帰属制度につきましては、相続登記義務化に先立って令和5年4月27日から施行されました。帰属させることができる土地は建物がないことなど法令で定める要件を満たす必要はございますが、所有者からの申請によって所有権を国に移転することができる制度でございます。

しかし、国庫帰属が認められない土地もあるわけでございます。それは、建物、工作物、車両等がある土地、危険な崖がある土地、債務の担保となっている土地、土壤汚染や埋設物がある土地、境界が明らかでない土地、通路など他人による使用が予定されている土地でございます。

そのような帰属制度でございまして、これも担当課によりまして町民の皆様に周知しているところでございます。

○議長（佐藤聰一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋 弘君） どうもありがとうございます。

これは、多額な費用が当然かかりますので非常に大変だというふうに私は理解しておりますので、今後、町民に対して適正な課税で安定財源にご尽力していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤聰一君） 以上で高橋弘議員の質問を終わります。

◇ 増子京子君

○議長（佐藤聰一君） 続いて、3番、増子京子議員。

3番、増子議員。

（3番 増子京子君 登壇）

○3番（増子京子君） ただいま議長の許可をいただきましたので、今回、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は2点ございます。1つ目は、お悔やみハンドブックの配布を、2つ目、中央公民館に公共空間をというご質問をさせていただきます。

まず1つ目のお悔やみハンドブックの配布ということで、私、個人的なことではありますが、先月に我が家で急な葬儀があり家族は多くの慣れない手続に大変な思いをしました。以前に、お悔やみハンドブックという、家族が亡くなつてから行う手續が分かりやすく説明されている小冊子があるということを知りました。調べてみたところ近くの自治体では渋川市がこのような小冊子を出しております。このような小冊子です。この中にいろいろなことが書いてありますし、また、自分で書く場所があつて一冊のハンドブックとなっております。

今後葬儀を出す際に様々な事務手続に、やはりご遺族は戸惑うことが多くあると思います。さきの自治体では、市内の葬儀屋が市からお預かりしているこのお悔やみハンドブックを亡くなつた方のご遺族に配布するという形を取つてゐるそうです。ぜひとも、このお悔やみハンドブック、これは渋川市の内容となつておりますが、フォーマットは同じものを使うようにできているそうなので、我が東吾妻町向きのお悔やみハンドブックというものを取り上げていただきたいという思いであります。

2つ目の質問です。

現在、耐震改修工事中の中央公民館についてお伺いいたします。

我が町の中央公民館ですが、リニューアル後には今まで以上に町民の方にご活用いただきたいと思っております。例えば1階の玄関ホールには椅子やテーブルなどを置き、町民の皆様の居場所としてご利用していただいてはどうでしょうか。例えば子供連れの方の利用や暑い日などは高齢者の方々が熱中症対策として館内で多少話をされたりとか、また学生が読書や勉強をする場所としてなど、活用の仕方は様々あると思います。

館内はルールをきちんと守りながら気軽に利用できる公共空間、パブリックスペースとして活用していただきたい。そして、皆様に中央公民館が新しくなって本当によかったと喜んでいただけた施設に生まれ変わることを願っております。リニューアルのアピールをしっかりと行って、今後、玄関ホールは安心・安全な公共空間としてご利用いただく、このように考えておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

この後は自席にて対応させていただきます。

○議長（佐藤聰一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは増子議員のご質問にお答えいたします。

1項目めのお悔やみハンドブックの配布でございますが、県内12市中10市が作成し配布します。各町村においてはホームページ等で必要な手続のお知らせを載せているようございます。

当町におきましても、遺族の方などが死亡届を提出に来られた際、後期高齢者医療保険などの各種保険に関することや税金に関する手続など、葬儀が済み落ち着いたら申請や届出を行っていただけるよう、町ホームページでもご案内させていただいております。また、なかのじょう聖苑の利用案内や相続登記のリーフレットも併せてお渡ししているところでございます。

渋川市の取組は事業者との官民協働事業として制作され、発行に際しましては事業者が広告の募集を行い、市の財政負担なく作成し配布しているそうでございます。事業者に問い合わせたところ、人口の少ない町村レベルではスケールメリットが少なく有料になるケースが多いと聞いております。

ご提案のお悔やみハンドブックは、大切な方を失った悲しみの中で様々な申請や届出の手続が必要となるため、少しでも分かりやすくご案内するために有効な手段であると考えます。現在、当町においてご案内している内容の見直しを行い、配布だけではなく町ホームページ

にも掲載し、ご遺族の皆様にお役に立てるよう検討してまいります。

2項目め、中央公民館に公共空間をでございますが、公民館の目的は住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することとされております。耐震化工事前は玄関ロビーに椅子やテーブルが設置しており、新聞を読んだり親子が絵本を選んでおりました。工事後も、このような空間に加え、学習スペースを設置していき気軽に立ち寄れる空間をつくってまいります。より多くの町民の皆様にお越しただけるように広報やホームページでアピールしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤聰一君） 3番、増子議員。

○3番（増子京子君） ご丁寧なご説明、大変にありがとうございました。

例えばなんですかけれども、前橋市などの場合だと、市役所内で遺族の方の手続にご案内窓口を設置しているということをお伺いいたしました。亡くなられた方に対して市役所で必要な手続のご相談、また担当窓口を案内するというようなお悔やみ相談窓口というものを用意しているというふうに言っておりました。

また、他県になってしまって大きな市なんですかけれども、川崎市も同じようなお悔やみセンターということを今年の10月から開設されたそうです。この1か月間で本当に大きな市なので、様々な人口も多いんですけれども、10月の1か月間で90件の予約が入ったというぐいお悔やみに対して皆様が問い合わせたということでした。

このことで私が何を言いたいかと申しますと、高齢化社会に伴いお悔やみに関する、ご相談がこれまで以上にやはり増えてくるということを危惧しております。やはりハンドブックもなかなか市のような大きなところで出すのとまた様子が違うと思いますが、何か一冊のこういうものにまとめるということは、やはりご高齢の方がホームページを開く、そういう大変な思いをされなくとも、まだご健在のときにも見直したりとかできる良い利点がございまして、ぜひとも、こういう形にするというのも一つのいい案じゃないかというふうに思っております。

実際に以前にお父様と二人暮らしの息子がいらっしゃったんですけれども、突然お父様が亡くなられて、また社会に対してもなかなかなじめない息子だったので、やはり今後の葬儀をどうしようと迷っていたときに、たまたま近くに親戚がいたのでその方は助けられたんですけれども、こういうことでこれからもそういう人が周りにいるとも限りません。今後、こういう人が町外から自分の親であったり兄弟であったりの葬儀のときに来て、どういう手続

になるんだろうというのが急な課題になってしまったときに、こういうものの1冊があればまた違うかなというふうに思っております。

また、厚生労働省の推計によりますと、群馬県では現在65歳を超える独り暮らしのシニア世帯というのが20%を超えているという状況です。もしものときに、やはり町外から駆けつけなければならない親戚や子供たち、そのときの対策のためにもこういうものを1つのものにまとめるということも必要なのではないかというふうに考えました。では町長のご答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 増子議員から丁寧なご提案をいただきましたけれども、我が町では町民課でご遺族の葬儀が済みましたら、落ち着きましたらこの手続を行ってくださいという資料をお渡ししております。それはそれほど厚いものではなくても十分なわけでございまして、それにはそれ以外の情報や民間企業のPRの資料とかそういうものが入って、市としてはお金を出さなくてもできたということでございます。

東吾妻町の場合には非常にコンパクトに丁寧に書かれてありますけれども、お年寄りのためにもうちょっと字を大きくしたり、あるいはなくしてしまわないように簡単な表紙をつけて目立つようにするとか、そういう工夫も重ねて町民の皆様がお使いやすいものに今後はしてまいりたいと思います。あまり費用をかけずに効果が出るものと考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤聰一君） 3番、増子議員。

○3番（増子京子君） ありがとうございます。

確かに、費用がかかってしまうということはちょっと大きな痛手ですし、また存在感のあるこういうものに1つにまとめるということは、なくしたりせずに家の中にしまっておいて、いざというときにすぐにそれをさっと出せるという、その利点ということを考えてご提案させていただきました。

また、2つ目の中央公民館の件に関することなんですけれども、今回の中央公民館の耐震工事というのは大変大きな予算もかかっていて、また、これから長い期間に皆様にご利用いただく施設です。

先日に行われました、先ほども報告にありましたけれども、中学生議会でも町に図書館をとの声も上がっておりました。我が町には子供たちが心置きなく勉強や読書をする図書館のような公のスペースがなかなかありません。今回、中央公民館がリニューアルして勉強や読

書がしやすい空間、また、くつろげる居場所となるようにお考えいただきたいというふうに思っております。

以前も確かに、公民館では小さいお子様を連れたお母様が本を一緒に開いたり読んだりしている姿だったり、また学生が読書する姿というのも見受けられましたが、やはりなかなか周知されてないといいますか、そんなにたくさんの人が出たり入ったりということもなかなかありませんでした。

また、こういうところがうちの町にはあるんだというその誇りというものを子供たちや町民の方々が、こういう中央公民館があるんだというふうな誇りを持ってもらえるような公民館になっていったらいいんじゃないかというふうに思っています。そのためにはやはりリニューアルした後が大事かなというふうに思っております。しっかりとアピールしまして、こういう使い方ができますよというような具体例を様々挙げながら、図説などもしながら、新しい公民館の期待を皆様にしていっていただきたいというふうに思っておりますが、最後に町長どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 中央公民館は改修中でございますが、特に図書館がないということで、各地区の公民館にも図書コーナーがあって、一番、中央公民館が蔵書数は多いわけでございます。図書館については、中之条町のツインプラザの図書館を建設するときに各郡内で負担して、吾妻郡の方全てが利用できる、そういう施設にしようということでお金を出し合って造ったものでございまして、当然、東吾妻町の方も大手を振って使っていただきたいと思います。特に高校生などは勉強コーナーも大分よく使っているようなお話を聞いております。

中央公民館のロビー等に続くところは、改修後はそれに準ずるような形でうまくできればいいかなというふうに思っておりますので、使いやすいものにしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤聰一君） 3番、増子議員。

○3番（増子京子君） ありがとうございます。

中之条町のツインプラザは皆さんも使っているかなというふうに思っております。やはり本を借りるにはツインプラザというような、皆様図書館というとツインプラザということが頭に浮かぶと思うんですけれども、あそこまでの勝負はできないかもしれません、近場でこうやってちょっと借りていってみようかな、ちょっと寄ってみようかなというように皆様

が利用できる、また、図書館だけではなく、今、パブリックスペースといって公共空間というのが見直されてきていますけれども、なかなかコミュニケーションが取れる時代じゃなくなってきているので、ちょっと誰々さんがいるからあそこにまた行ってみようかな、誰々さんの姿が見えるからちょっと入ってみようかな、そういうような公共の皆様のための公民館になっていくように願っておりますので、ぜひとも皆様に周知していただけますようお願いしまして、私からの一般質問とさせていただきます。

以上です。ありがとうございます。

○議長（佐藤聰一君） 答弁はよろしいですか。

○3番（増子京子君） じゃ最後によろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 増子議員から大変に今日は良い一般質問いただきました。ご意見に沿って町としても前向きに考えてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 以上で増子京子議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（佐藤聰一君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聰一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は明日12月13日午前10時から開きますので、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（佐藤聰一君） 大変ご苦労さまでした。

（午後 2時53分）

令和 6 年 12 月 13 日（金曜日）

（第 3 号）

令和6年東吾妻町議会第4回定例会

議事日程(第3号)

令和6年12月13日(金)午前10時開議

第1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	佐藤聰一君	2番	齋藤貴史君
3番	増子京子君	4番	渡一美君
5番	井上日出来君	6番	高橋弘君
7番	高橋徳樹君	8番	里見武男君
9番	小林光一君	10番	重野能之君
11番	竹渕博行君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	石村文明君
教育長	茂木一弘君	総務課長	酒井文彰君
企画課長	寺嶋正春君	まちづくり 推進課長	玉橋晃君
保健福祉課長	小池さつき君	町民課長	谷直樹君
税務課長	堀込恒弘君	農林課長	白石彰久君
建設課長	福原治彦君	上下水道課長	高橋篤君
会計課長兼 会計管理者	関和夫君	学校教育課長	水出悟君
社会教育課長	角田良信君		

職務のため出席した者

議会事務局長 西山孝弘
議会事務局会計年度任用職員 田中すずの

議会事務局佐
補

西巻雅子

◎開議の宣告

○議長（佐藤聰一君） 皆さん、おはようございます。

連日お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静謐に傍聴されるようよろしくお願ひ申し上げます。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料はお帰りの際にはお返しくださいますよう併せてお願ひいたします。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤聰一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎町政一般質問

○議長（佐藤聰一君） 日程第1、町政一般質問を行います。

◇ 高 橋 徳 樹 君

○議長（佐藤聰一君） 最初に、7番、高橋徳樹議員。

7番、高橋徳樹議員。

（7番 高橋徳樹君 登壇）

○7番（高橋徳樹君） おはようございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問の通告書に基づきまして質問させていただきます。

まず、大きな項目ですけれども、中山間地域における地域の防災力向上について、特に、外部人材の効率的な活用について、お伺いします。

2番目には、持続可能な農地の保全対策について、お伺いします。

気象防災のアドバイザーについて、採用をしてはという題目でございます。

各自治体にとっては、住民が安全で安心して暮らせる持続的な町づくりの構築が重要な責務であります。その一つが地域防災対応力の向上です。

当町でも、災害対策基本法に基づく防災会議が取りまとめた防災ビジョンで、自助（住民の一人一人が自分の命は自分で守る）、共助（地域住民が連携して地域の安全はみんなで守る）、公助（災害に強い基盤整備や計画づくりを進める）の3つの要素をうまく機能させることで、災害に強い町を目指すとの将来像が示されております。

しかしながらコロナ禍以降、地域住民同士の絆づくりの希薄性、また、年々進む住民の方の高齢化、地域コミュニティの脆弱化、記録的な大雨の災害の複合化なども懸念される中、地域防災体制整備は急務といえます。

備えあれば憂いなし。今こそ地域一丸となって、防災力を高めていくべきとの視点からお伺いします。

公助の基本となる市町村防災会議はどのようなものですか。

防災計画では毎年、検討を加えることができるとありますけれども、防災会議の開催頻度は。また、令和元年台風19号などの豪雨等を経て、地域の住民、企業、警察、消防学校の連携等、最近の動きがあればお伺いします。

防災計画書について、今後新たに、リスクや気候変動の影響を反映させた、より実効性の高い、住民への啓蒙と行動を促す総合的な簡易冊子を作成、配布していく考えはありますか。

地域の防災力を高めるためには、職員のみならず様々な専門の外部人材を積極的に活用することが重要と考えますが、どのような認識ですか。

今後、具体的な専門分野としては、下記のような気象防災アドバイザーが考えられます。

つい先月、ワーキンググループで渋川市を訪問した際に、気象防災アドバイザーと会ってきましたけれども、最近、自治体では激甚化や頻発化する自然災害の対応する、気象防災アドバイザーの活用事例があります。

アドバイザーは気象台のOB、OGや所定の研修を修了した気象予報士に、国土交通大臣

が委嘱する気象と防災のスペシャリストです。

具体的な仕事の内容については、避難情報発令に関する市町村長への進言、平時の地域住民への普及啓蒙活動、市町村職員への人材育成等あり、自然災害の頻度、規模が増大する今日においては、極めて有意義な人材活用と考えております。

そこで、外部人材を活用、また、連携を推進する上での何か課題はありますか。

防災対応に向けたインフラの整備強化があれば取組をお伺いします。

緊急避難所の設置、受入れの環境整備、支援物資供給の現状と課題をお伺いします。

地域自主防災組織の現状及び支援、連携状況をお伺いします。

命と地域を守る学校現場での防災教育についての現状はいかがでしょうか。あわせて、今後地域住民参加型の防災訓練を実施していく計画はありますか。

心臓蘇生時の使用するAEDの公共施設内設置状況をお伺いします。夜間での運用はいかがでしょうか。今後各地区からの設置要望があれば応えていかれますか。

次に、農地集積で土地利用効率化をということで、当町における基幹産業であります農業を取り巻く環境は従事者の高齢化、担い手や労働者不足、耕作放棄地増、鳥獣害による作物被害、肥料、農薬などの生産資材高騰等もあり厳しい状況にあります。

これらの課題を克服し、再生産可能な農業所得を上げる農業経営を実現していくためには、まずは認定農業者の拡充の強化、経営支援及び将来期待される40歳以下の新規就農者の確保、育成、また、1経営体当たりの耕作面積拡大による土地利用の効率化を図る意味で、農地の集積と集約化を進めていくことが大切と考えています。

以下、関連質問をいたします。

農業従事者の高齢化や後継者不足解消への現状と課題は。

認定農業者の作物別の動向、また、今後地域に適した高付加価値作物導入研究の計画はありますか。

新規就農者の確保と育成の取組についてお伺いします。

農業経営基盤強化促進法改正に伴い、10年後の地域農業の設計図である、地域計画作成が義務づけられましたが、進捗状況をお伺いします。

今後、核になる担い手農業者ごとの農地利用の形を目標地図として整備し、優良農地集積率をどう高めていかれるのか、考え方をお伺いします。

以上です。次は、自席にてお伺いします。

○議長（佐藤聰一君） 町長の答弁を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、高橋徳樹議員のご質問にお答えをいたします。

1項目め、1点目の市町村防災会議についてでございますが、市町村防災会議は災害対策基本法第16条に基づき、地域防災計画の作成やその実施推進、重要事項の審議を行う機関でございます。

当町では、防災会議を条例で定めており、町長を会長とし国の出先機関、県職員、警察署長、消防関係者、さらにはNTTや東電などの民間企業を構成員としております。

防災会議は、平成26年度、地域防災計画を作成した際に開催をしておりますが、それ以降は開催をされておりません。

令和元年、台風19号以降は吾妻警察署との通信訓練やNTT、東電との災害時連携協定の締結など、関係機関との連携強化に取り組んでおります。

2点目の実効性の高い防災冊子の作成、配付についてでございますが、当町では令和5年5月に土砂災害警戒区域や避難所一覧、マイタイムラインなどを掲載した防災ハザードマップを全戸配付いたしました。また、地区自主避難計画の作成とそのリーフレット配布にも取り組んでおります。住民の自主的な避難行動を促す施策を進めております。

昨年度は、郷原の古谷地区で計画作成を行い、本年度におきましては三島の大竹、沢尻地区で計画作成を行っているところでございます。

3点目及び4点目の外部人材の活用でございますが、議員ご指摘の気象防災アドバイザーのような専門人材の活用は、地域防災力向上に大変有意義であると認識しております。

一方で人材雇用に伴う財源や条件面の調整などの課題もございます。そのため、前橋地方気象台の協力を得て、外部人材を活用した防災研修会を実施することを検討しており、町職員や住民の皆様への研修機会を提供してまいりたいと考えております。

5点目の防災インフラの整備についてでございますが、当町では令和3年度に東吾妻町国土強靭化地域計画を策定し、地域の脆弱性評価に基づく強靭化の推進方針を各課で共有し、計画的に整備を進めております。

1例を挙げれば、道路や河川水害対策はもとより、避難所となる施設への防災備蓄品の配備、非常用電源の拡充、エネルギー関連インフラなどがございます。今後も引き続き、防災インフラの強化を図ってまいります。

6点目の避難所設置に関する現状と課題についてでございますが、町では避難所運営マニュアルを作成し、年2回の避難所運営説明会を開催し、職員への周知を図っているところでございます。課題といたしましては、今後の実動訓練の実施が上げられますので、実施に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

7点目の地域自主防災組織の現状についてでございますが、町といたしましては自主防災組織イコール行政区と認識しております、地域防災計画の中でも組織率100%と位置づけております。支援策といたしましては、防災士資格取得補助や住民センター整備事業補助を行い、地域防災力の向上を図っております。また、有事の際には行政区から災害発生報告書の提出をお願いしており、これを基に必要な災害復旧対応に取り組んでいるところでございます。

8点目の学校現場での防災教育等についてでございますが、学校におきましては防災を含む安全教育を重要な学習内容として位置づけており、各教科において様々な災害について学ぶほか、避難訓練などの学校行事を通じて防災意識を高める取組を行っております。また、前橋地方気象台の協力を経た出前講座の実施につきましても、学校との連携を図りながら検討をしてまいりたいと考えております。

また、来年3月には郷原古谷地区におきまして県砂防課の支援を受け、地域住民参加型の避難訓練を実施予定でございます。次年度以降も、こういった住民参加型の避難訓練を実施できるよう取り組んでまいります。

9点目のAEDの公共施設内設置状況等についてでございますが、町公共施設のAED設置状況につきましては、防災ハザードマップにも記載されており、合計で31か所設置をされており、一部では夜間利用も可能でございます。行政区からのAED設置要望については今のところございませんが、行政区からの新たな設置要望が多数寄せられた場合には、導入補助などを検討してまいります。

今後も引き続き、地域防災力向上に向けて取り組み、町民の皆様が安心安全に暮らせる町づくりを進めてまいります。

2項目めの持続可能な農地保全対策についての1点目、農業従事者の高齢化や後継者不足解消につきましては、議員ご質問のとおり、農業従事者の高齢化や後継者が不足していると認識をしております。

地域農業の継承と活性化のため、担い手である認定農業者の育成や新規就農者の支援が必要と考えております。対策といたしましては、町独自の農業機械導入事業補助を通して機械

化による農作業の効率化、省力化を行い農業従事者の負担軽減を図っております。

また、今年度から農業の担い手への農業受託を推進するため、農作業受託事業補助を創設をいたしました。集落内、地域内で営農に当たり負担となる作業の田植、稻刈りなどを農業の担い手、作業委託することによりまして、農作業委託者の営農の継続が促されると考えております。後継者不足の解消につきましては、新規就農者の確保に向け取り組んでまいります。取組内容につきましては、3点目の新規就農者の確保と育成の取組においてでご説明を申し上げます。

2点目の認定農業者の作物別の動向につきましては、認定農業者の作物別の動向として、直近の5か年間で新規に認定された方々の営農類型では、複合経営が6名、酪農と稻作が2名ずつ、工芸農作物、花卉、花木、施設野菜が1名ずつとなっております。営農類型は、1品目で収入額の8割を超えないと単一経営とならないため、複合経営に多くの方が含まれます。そのため、単一経営の酪農、工芸農作物、花卉、花木、水稻は町の特色と言えると考えられます。

高付加価値作物導入研究の計画につきましては、現在、群馬県が推進をしております有機栽培であると思われます。消費者の食の安全と健康への関心の高まりにより、同じ作物でありながらより高価格で取引されております。

また、有機農業に取り組むことで、各種補助や交付金が受けられます。町内では環境保全型農業直接支払交付金事業により有機農業に取り組んでいる団体が2団体ございますので、今後も育成、普及に努めてまいります。

3点目の新規就農者の確保と育成の取組でございますが、昨年、東吾妻町農業担い手受入協議会が発足をいたしました。取組として、来月11日にGメッセ群馬で開催をされる「ぐんま就農FEST」へ見学と先進の産地受入協議会との意見交換を行い、来年開催をされる「ぐんま就農FEST」には、東吾妻町農業担い手受入協議会として出展し、積極的に就農希望者の取組をたってまいりたいと思っております。

新規就農者の育成につきましては、国庫補助事業を活用し、受入れ農家での農作業の体験、農林大学校での講座受講など研修し、その後自身による経営開始後、収入保険へ加入まで安定した営農ができるよう手立てし、新規就農された方が安心して、存分に農業経営が行えるよう支援してまいります。

4点目の地域計画でございますが、目標地図につきましては、現在の農振農用地に認定農業者から意見聴取を行い、それぞれが希望する農地を加え集積をされた将来図として作成し、

目標地図が含まれる地域計画は、3月末までに策定する予定でございます。

これら町の施策が、今後の農業に持続的な発展につながるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤聰一君） 7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） 町長、ありがとうございます。

今回時間の関係で、私は得意ではないんですけれど。

今回、地域防災ということで、11月に県町村議会議員研修会の講演とかワーキンググループで、同僚議員と渋川市役所に行って、気象防災アドバイザーにヒアリングをさせていただいた。ですけれども、非常に専門家の知見といいますか、すごく心に入ってくるものがいっぱいありますと、その事例を挙げさせていただきながら、またお聞きしたいと思っています。

一つにですね、地域防災と言いますけれども、専門家の方の言葉を借りますと、今、防災とか地域防災とはどういうことか、ということから、なんぞやということなんですねけれど、町長は行政のトップとして、地域防災ということでの哲学的意味合いといいますか、捉え方についてはどのような感じで考えていますか。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 地域防災につきましてはですね、我が町の地域の皆様の暮らしが、そして、安心して安全に過ごさせるよう、そしてまた、町民の皆様の命を守っていく、そういうものが地域防災だというふうに思っております。

○議長（佐藤聰一君） 7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

私も、そのように思っているんですけど。

専門家の解説によりますと、大切なものを守るということで、まず、自分自身を守っていくことで、それからが家族なり、大切に思っている、様々な最近いろいろ災害の中で、ペットということもあり得るということで、また会社の社長さんであれば、会社の従業員の命と尊厳を守っていくための防災。

行政ではトップの町長が、今おっしゃったような、地域の住民の方の命と尊厳を守っていくことが基本の中で、と思うんですけど、今、回答をいただいたときに、非常にこの町はいろいろな試みといいますか、やっているのかなという印象をすごく受けましたので、さらに今後、そこにアップグレードといいますか、さらに住民のサービスの向上に向けていくためには、それぞれの、特に防災の外部専門家の力といいますか借りていけば、さらによくな

るのかなと思っています。

渋川への防災の方にヒアリングをしたんですけど、その方については、長野県の気象台の長を経験された方なんですが、4年余り渋川の方の市役所で働いているんですけども、その間で105の地区の市民の方の防災活動の啓蒙活動、それから地区ごとの個別の組織づくりについて、職員と一緒に進めていたということでございます。

その際に市民一人一人が自分のこととして考えてもらいたい、地域のことは地域で守るということを第一にということでシナリオでいろいろ地区に説明に伺っているそうですけれども、そこでいろいろな住民、市民からいろいろな不平不満とかがある中で、その専門家については、市長や職員の方がなかなか言いづらいと思われる憎まれ役といいますか、嫌われ役を買って出て、やっていますということをお聞きしました。

このアドバイザーの方は、渋川市長から要請されたようでございますけれども、非常に地域についての職員の方とか、市長の方がなかなか言えないことを、率先してやっています、ということで成果を上げているということで、4年の中で、ほぼ105地域を回って、それぞれの啓蒙活動とか、今後に向けての個別避難計画ですか、自主防災セミナー等々、自主防災リーダーを育てるための基礎をつくっているみたいな話はありましたけれども、ぜひ町長、台風19号以降、町長も吾妻の安全神話というのが、だんだんということで、気象災害についての被害が非常に心配される中で、こういった防災の方を、今、前橋の気象予報にいろいろ連絡を取りながら、これから進めていくということですけれども、こういった専門家を採用していくというようなことは、町長いかがでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 渋川市の気象防災アドバイザーですか、尾台正信さんという方ですね。気象台のOBの方で専門家ということあります。

前橋気象台の台長に来ていただいたりして、研修を行ったこともありますけれども、渋川市の職員でありますけれども、得意とする分野が尾台さんに、特に得意とする分野があればですね、それについてお伺いをするということも、大変必要なというふうには思っております。

台風などのときに、行政にとっては避難勧告などの出すタイミングがなかなか難しいところなんです。台風19号で初めて東吾妻町は避難勧告を出しましたけれども、これも、その当時の気象台長のアドバイスをもらって、私が避難勧告を出しました。やはり、専門家のアドバイスというのはいつでも必要だというふうに思っておりますので、前橋気象台なり気象防

災アドバイザーなりも、また研修等も行ってですね、いざというときのために、町民の皆様の安心安全のために備えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤聰一君） 7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

尾台さんについて、いろいろ話を聞いたらですね、今、渋川市に住んでいて、今、町長おっしゃったように、これからこの東吾妻町でもいろいろ職員の方とか、あるいは学校のほうで、前橋の気象台との連携の中でというような話もありましたので、ぜひそういったような機会に、尾台アドバイザーも、要望があればいつでも行きますよみたいな話をいただきました。

積極的な方だったので、ぜひそういった機会も活用していただければと思って、ぜひよろしくお願いしたいと思いますけれども、町長いかがでしょうか。そういった講演会等に招いたらいかがかなと。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員のおっしゃる尾台さん、大変立派なよい人だということでございますので、こういった専門家に来てもらって、渋川市のアドバイザーですけれども、東吾妻町にもアドバイスをいただければと思いますので、そういった機会を設けたいと思っております。

○議長（佐藤聰一君） 7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） 今回、もう一人の方の専門家の話を聞いて、専門家というのは凄いなと思って、難しいことではなくて、当たり前のことを言っているんですけど、ビシビシ自分の勉強不足も含めて、心に入ってくるものがあったんですけど、もう一人の専門家についてもご紹介したいんですけど。

その方は、鍵屋さんという方で、今、跡見学園の先生なんですけれど、その先生の話も非常に最後まで時間の関係であれなんですけれど、盛りだくさんの内容だったんですけど。

その先生が話した中で一番印象に残っていることは、この方は秋田県の方なんですけれども、男鹿半島の出身で、非常に秋田弁を駆使してユーモアのある講演がありました。この中で印象に残っているのが、大みそかの晩に各家に回るような、なまはげというお祭りがあるんですけど、そのお祭りがだいぶ時代を経て変わってきて、昔は子供たちの家に行って、泣く子はいないかとか、怠け者はいないかとか、親孝行しているかとかということで、いろいろ回ったということですが、今、子供たちも少ない中でその祭りが継続されて、今は家族の

状況については、そのお祭りは各家に回った時に、お年寄りの状況、年輩の方の様子を見て、それをなまはげ台帳というところに、各家庭の状況を記帳して、災害があったときには、このなまはげ台帳に基づいて支援をしている。何かあったら丸ということで、日頃から地域でのつながりの大切さや人間関係のつながり、大事さみたいなのが、このお祭りの中から防災の支援というやり方もあるのかなと思って、非常に新しいという思いがありました。

今後もこういった民生委員とかそういったことだけではなくて、地域のこういったところのヒントを得ながら、お年寄りの状況を見守っていくような、自主防災組織が中心となると思いますが、地域のつながりの中でのこういった試みについて、町長なんか面白いと思ったのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 高齢化社会になって、特にそれが急激に進展をしている地域もありますので、そうやって何かの機会に見守っていただく、常に見守っていただく、そういった方も必要なのかなというふうには思っております。

今後も、民生委員の皆様には常に年間を通して、ありがたく見守り等を行っていただいております。民生委員さん以外に、そういった地域の安心安全のために動いていただける人がいらっしゃればそういった組織なり、また、個人なりにお願いをしていくことも、今後は必要なのかなというふうには思っております。

○議長（佐藤聰一君） 7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） それから、2人の専門家から聞いた中で、自助、共助、公助の関係でいろいろな話がありました。

町長、防災に関わる自助、共助、公助についての町長、考え、何かお考えありますか。感じるところ、役割といいますか。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 自分で全て自分の身を守れればいいんですけども、本当にいざというとき、追い込まれるようなことがありますけれども、そのようなときに共助、公助というふうなことで、自助ではなかなかなし得ない部分もありますので、共助、公助を頼りにすることがあるわけでございますけれども、公助として町として、そのようなときには、しっかり力が出せるように常に備えていかなければならぬというふうに考えております。

東吾妻町消防団も現在実質300人を切ってしまいましたけれども、しっかりした活動も行っていただいているので、こういった消防団の皆様のご協力をいただきながら、民生委

員の皆様のご協力もいただきながら、地域の皆様の安全安心のためにしっかりと備えてまいりたいと、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤聰一君） 7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

この専門家のほうの解説の中でお聞きして学ぼうと思ったんですけど、鍵屋さんについては、自分は大丈夫だと、自分だけは大丈夫、災害に遭わないということでの正常化の偏見をなくしていくことと、公助についての限界があるということで、自助、共助についての住民の方の意識については、先ほど言いましたけれど、なかなか行政の職員の方がなかなか住民の方に説明するということではなくて、専門家の人の力を借りてやっていくということも、非常に重要なのかなというふうに思いました。

それから、この渋川の尾台気象防災アドバイザーに町のこれを持っていって、こういうものがありますという話をしました。かなり古くなっているようですが、これはこれで内部の利用ということで重要なだけれども、現実的な面での対応という面では先ほど話があったように、ハザードマップみたいなよりグレードアップしたものとか、より実効性のある動けるものの資料を住民の方に、啓蒙とか配付をさらに強化していく必要があろうかなと思います。

専門家の方の知識だとかそういったことを入れると、お金の面ではコンサルタントに任せなくとも、自分たち、職員の方が、より地域に合った防災計画をつくっていける状況もできてくるのかな思いますので、ぜひそういったことも可能なので、様々な専門家の防災の知恵を活用していただければと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 地域防災計画等も、一番地域を知っているのは役場の職員だというふうに思っていますので、そういったコンサル等への委託のほかに、職員がしっかりとコンサルにもアドバイスができるような状況をつくりつつ、しっかりと計画をつくることが必要かなというふうに思っています。

町民皆様の安全安心を守ることが、町の第一の仕事だというふうに思っていますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（佐藤聰一君） 7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

時間の関係があるんですけど、先ほど町長が渋川の気象防災アドバイザーの方について

は、講演も含めて前向きに活用すればという話を聞きましたけれども、渋川の場合105地区をいろいろやっているようです。この町の行政区は、今、31区ありますけれど、対応まで至らなくても、期限付にいろいろ、様々な地区を回ってもらうとか、地区に分けて見てもらうとか、そういったことも可能なような話も受けてきましたので、ぜひ行政区に沿ったものを見てもらうこともいいのかなと思って、ぜひ検討していただければありがたいと思います。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） アドバイザーに、町をしっかりと地区ごとに見てもらうのがよいのではないか、というご質問でございます。そういった機会、時間がございましたら、アドバイザーに依頼をして、しっかりと地域を見てもらうということも必要かと思っております。

○議長（佐藤聰一君） 7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） ちょっとまとまらなかつたですが、渋川の市役所ではアドバイザーの話とともに、防災の方の職員のほうにも対応してもらったんですけど、渋川の場合、規模が大きいので15人でやっているという話でした。様々な災害に向けて。

この町とは規模が違うんですけど、かなり積極的な動きの中で、災害は忘れたころにやってくるということではなくて、いつ来ても大丈夫というか、いつ来るか分からぬといふかということで、非常に危機感みたいなものがあって、そういうところも非常に勉強になりました。

今後は、これからさらに個別避難計画、自主防災リーダー等々、多分この町でもいろいろやっていると思うんですけど、それを今後さらに詰めてやっていただければと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

○議長（佐藤聰一君） コメントはいいですか、町長の。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 高橋徳樹議員から、防災について細かな状況等もレクチャーいただきましたので、参考にいたしまして、これからも町民の皆様の安心安全のために、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐藤聰一君） 以上で、高橋徳樹議員の質問を終わります。

◇ 斎 藤 貴 史 君

○議長（佐藤聰一君） 続いて、2番、齋藤貴史議員。

2番、齋藤貴史議員。

（2番 齋藤貴史君 登壇）

○2番（齋藤貴史君） ただいま、議長の許可を頂戴いたしましたので、通告書に沿って一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

テーマは、中学生議会を受けて、観光振興からの活力創造・移住定住促進になります。

まず、毎回の私の質問の繰り返しになるんですけれども、町では2040年に人口1万人を維持することを最大のミッションにしておりますけれども、現状では厳しい状況にあります。これといった打開策が見いだされていないのかと思います。

それを前提に、11月21日に開催された中学生議会での中学生の提言をおつなぎします。

「20年後の東吾妻町に暮らす人々のための町づくり」をテーマにした3年生の卒業研究の中間発表を受けました。約80名の発表のうち、観光に着眼しての町づくりに期待する声が約3割と突出していました。まだまだ活用されていない町の自然や文化の地域資源を魅力的な観光資源に磨き上げて、戦略的に発信し、町外からの観光客を増やす、そういうことを町のアクションとして希望していました。

しかし、その大半の発表は、観光で盛り上げたいということにとどまらずに、大きな目的が別にありました。そうすることによって「明るく、楽しい町にしたい」というものでした。さらに驚くことに、中には、そのトライによって移住者・定住者が増えるのではないか、転出者が食い止められるのではないかというところまで言及されている発表がありました。冒頭に申し上げました、町が抱える最大の課題に対して、その手だてとなる可能性にまで踏み込むという発表でした。

2040年1万人問題について、中学生は真剣に打開策を考えているという姿がありまして、非常に感銘を受けました。

そうした声に押されまして、観光振興を行う自らの経験も交えつつ、観光振興、町有森林の活用、移住定住問題の現況の町の取組、次年度以降の計画を伺いたいと思います。

質問は5つございます。

まず1つ目、町はインバウンドを含め、年間を通じて多くの観光客が通過している。観光の経済的波及は裾野が広く、多くの町内事業者にとっても恩恵があると思われます。こうした観光客を取り込む戦略が必要かなと考えますが、今後、上信道全面開通を迎えると、逆にさらに通過されるだけの町になるという懸念があります。

観光を戦略的に展開することは、町の未来を左右すると思われます。そこで、ずばり観光を核にした地域振興の計画、戦略を伺いたいです。

2つ目、今年、台湾やタイも含む、大小のインバウンド観光事業者との商談会に、私は参加しました。そのところ、東吾妻町には外国人が望む観光資源がありまして、多くのインバウンド事業者が注目をしてくれています。実際に来訪の計画も進んでいる案件も多々ありますし、こうした動きをどのように捉えていらっしゃるのか。商談会、展示会に出展すればするほど、インバウンド向けのSNSの広報をすればするほど、その経費の何倍もの効果が得られると考えています。こうしたことから、中学生たちが望む未来へのアプローチをすることができると思います。

今後のプロモーションの計画についてありましたら、お伺いしたいと思います。

3つ目、町の観光にかける予算が少ないようと思われます。群馬県が進めるワイススペンドィングの考えにのっとり戦略的に計画することができれば、観光庁や文化庁、スポーツ庁、県などの資金で事業を行うことができ、町の持ち出しは少なく、大きな成果を得ることができます。

当町の特別な観光資源を考えると、ワイススペンドィングな事業展開が、まさに県が望むような形で可能と考えています。明るく楽しい町づくりのために、こうした積極果敢な取組をしていただけないか、その辺のお考えをお願いします。

4つ目、中学生からは、町の森林資源を観光、スポーツアスレチックとしての活用を望む声が大きかったように思います。昨日の高橋弘議員の質問のスポーツ活動を通じた健康づくり、というものにも通じる内容かと思います。町は原町の平沢地区に未利用の町有林がありますけれども、その取得の経緯と現在の状況、今後の活用方針がございましたら、お聞かせ願いたいと思います。

5つ目、中学生からは、観光振興からの移住定住者への効果があるのではないかという声が見られました。移住定住問題は町の大きな課題でありますけれども、これまでの町の移住定住政策の経緯と効果を、まとめて簡単に報告していただきたいです。

今年度も成果はあまり得られていないのかなというのが実感としてありますけれども、その原因はどこにあるのか、今後はどのような方針で進めていくのか、中学生が主張するように、裾野の広い観光で、地域振興することで、移住定住者を増やしていく可能性はあるのか、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

そのほかの追加質問等は自席にて行わせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願

いいたします。

○議長（佐藤聰一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは齋藤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目、観光を核にした地域振興の計画、戦略でございますが、東吾妻町には豊かな自然や歴史文化など、魅力的な観光資源が多く存在いたします。これらの資源を生かし、魅力的な周遊ルートの構築を図るため、関係機関や地域団体、さらには近隣自治体との連携を図りながら、必ず立ち寄りたい観光地づくりと周遊観光が楽しめる環境づくりに取り組んでおります。

また、多様な観光ニーズへの対応として、観光駐車場や案内看板など観光基盤の整備のほか、SNSやメディアを活用した積極的なPRなど観光情報の発信強化を行い、インバウンドを含む観光客の利便性向上と誘客促進に努めています。

観光客の増加は地域での交流を生み、地域振興につながるとともに地域経済の活性化にもつながりますので、観光協会をはじめとする関係機関や地域団体、地元事業者との連携を強化し、観光地としての魅力向上が図られるよう取り組んでまいります。

2点目の今後のプロモーションの計画でございますが、町では岩櫃山や岩櫃城跡をはじめとする歴史文化遺産と、真田氏ゆかりの吾妻真田忍者を核とした観光コンテンツの整備などを推進しております。

忍者は日本を代表する文化の一つで、海外でも高い知名度と人気を博しております。また、忍者に関する歴史文化や忍術、道具に興味を持つ人も少なくありません。このような中、真田忍者ゆかりの地として、今年9月に中之条町と共同で国際忍者学会大会の誘致を行いました。

また、観光協会が令和6年度観光庁特別体験事業として、インバウンド消費の拡大・質向上推進事業を取り組んでおり、町といたしましても、道の駅あがつま峡を中心に連携を図りながら、支援をしているところでございます。

主な内容といたしましては、吾妻真田忍者体験や外国でも人気の高いテレビアニメ、NARUTO-ナルトとのコラボレーションによる、吾妻真田忍者オリジナルグッズの販売などに取り組んでいるところでございます。

このような受け皿となる観光コンテンツを造成し、充実させていくことでインバウンドに

も対応する観光基盤が整備され、効果的なプロモーション活動につながるものと考えております。

また、令和7年度に開催をいたします大阪・関西万博におきまして、町が加盟している日本忍者協会が出展を予定しております。このような機会を捉え、町といたしましても会員として参加し、吾妻真田忍者と東吾妻町を国内外にPRしていきたいと考えているところでございます。

3点目、積極果敢な取組を、でございますが、令和6年度の一般会計当初予算が89億1,400万円でございますが、このうち、観光振興に関連のある予算は約2億1,000万円でございます。厳しい財政状況が続く中、最小の経費で最大の効果を生み出せるよう取り組んでいるものでございます。

町といたしましては、以前から観光協会や各団体が取り組む観光振興を目的とした事業に対し、補助金による支援を行っております。近年では、令和4年度に観光協会を中心となり実施をいたしました、吾妻真田忍者をテーマとしたプロジェクトマッピングなど、支援を行ってきたところでございます。

今後につきましても、引き続き取り組むとともに、過疎債等の有利な起債や国の交付金、民間活力の活用など、より効果的で効率的な手法を取り入れ、地域資源の活用や地域の新たな魅力の発掘により、観光振興に積極的に取り組んでまいります。

4点目の平沢地区の町有林取得の経緯についてでございますが、この土地は、平成18年第3回定例会での議決を経て購入したものでございます。

購入理由といたしましては、水源の涵養、地球温暖化防止対策としてのCO₂削減、都市基盤との交流、不法処理場の防止、野鳥・鳥獣との共生のための森林環境の整備、森林リエーションなどでございます。

この土地は、比較的売買単価が安く、面積が広いことに加え交通の便もよいという条件がそろっており、これらを総合的に勘案して購入した経緯がございます。

現在の状況といたしましては、広葉樹林が自然環境そのままに保全をされている状況でございまして、今後の活用方法につきましては、現時点では具体的な開発や活用計画はございませんが、購入当時の目的を踏まえつつ自然環境を保全しながら、有効に活用できる方策があるか、関係部局と連携して検討してまいりたいと考えております。

5点目の移住定住政策の経緯と効果についてでございますが、代表的な取組としては、お試し体験住宅、空き家バンク、移住相談、移住コーディネーターの配置、さらには経済的な

支援として、移住支援金、住宅の取得や改修等の補助事業を実施しております。加えて、首都圏の大学生に対し卒業時のU I J ターン就職を促し、東吾妻町への移住促進を目的とする地方就職支援金事業の実施につきましても、今回お認めいただいた補正予算により令和7年1月から実施を予定しております。

また、生涯支援年表に掲載しておりますように教育、子育て支援、経済的負担軽減など、様々な行政分野において、切れ目のない支援策を行っております。

なお、移住定住政策の効果でございますが、支援策の効果検証を含め、転入してこられた方が、どういう経緯や目的で当町を選び居住することとなったのか、現状把握をする必要がございます。転入届の窓口におきまして、その理由をお伺いし、好事例などの情報を収集、分析し、今後の成果に結びつくよう検討を重ねてまいりたいと思います。

結びに、中学生から主張のあった裾野の広い観光で地域振興することで、移住定住者を増やしていくことの可能性についてでございますが、観光地やイベントなど、交流を通じて地域に魅力を感じ愛着を持つことで、移住へのきっかけとなることは大いに考えられることと思います。

実際に、東吾妻むかし道MTBライドへの参加をきっかけに、イベントに魅力を感じスタッフとして参加するようになった方が、その後に本町へ移住をされ、現在もスタッフとしてイベント開催に力を注いでいただいているなどの事例もございます。

今後も観光やイベントを通じて、町の魅力を知ってもらうことで、移住定住へのきっかけ作りにつなげていき、さらには雇用の場が創出されることにもつながれば、移住定住者を増やすための非常に有効な手段であると考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤聰一君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思います。

再開を11時10分といたします。

（午前11時00分）

○議長（佐藤聰一君） 再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（佐藤聰一君） 2番、齋藤貴史議員。

○2番（齋藤貴史君） 町長、前向きなご答弁、ありがとうございます。

観光を核としました地域振興への町長の意気込みを頂戴しまして、中学生たちとのこれからの地域づくりが非常に楽しみになりました。

そこでもう一つ、踏み込んでになりますけれども、地域衰退が待ったなしという状況にある当町で、こういったことを戦略的に戦術を持って計画的に取り組む必要が重要と思います。

先ほどのお話の中では、必ず立ち寄りたい町、そして、周遊を生むコンテンツの造成というところで、そういう戦略を持って観光を盛り上げるというお話でしたけれども、折しもちようど当町は、今年度、総合戦略を策定しているという段階でございますけれども、総合戦略の中に、こういった観光の戦略的な要素というものが織り込まれているのかどうか、その状況をお聞かせ願えればと思います。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 総合戦略につきましても、観光面のテーマは入っております。

○議長（佐藤聰一君） 2番、齋藤貴史議員。

○2番（齋藤貴史君） ありがとうございます。

先ほどの力強い答弁、前向きなお話を伺いしまして、非常に期待が高まるところでございますので、策定中の総合戦略の中にも、こうした戦略、戦術が反映されることを願いたいと思います。

次に、インバウンドへの需要への挑戦に取り組んでいただけるということですけれども、これは本当に明るい町づくりへの大きな一歩となると確信いたしました。

しかし、そうはいっても、ここにいらっしゃる皆さん本当にインバウンド来るのか、インバウンドの効果、どれだけ出るんですかという疑問は、多分、頭の中にあるのかと思いまして、東吾妻町にインバウンドが来るというイメージがなかなか湧かないのではないかと實際には思います。

商談会とか展示会とか実際の旅行業者、旅行者との触れ合いがないと、なかなかインバウンドへの可能性を感じられないものではないかと思います。

先ほどの町長の答弁の中では、来年の大阪万博のほうで、町のほうで主体的にPRに行くというようなお話もありまして、その面でも大変心強く感じておるわけですけれども、そ

した町の職員、担当者が直接現場に行って風を感じるということが、政策への反映にも推進力にも大分変わってくると思いますので、その面につきまして、さらに積極的にお願いできればと思います。

話題になったマインドって大事だと思いまして、インバウンド行くぞというスイッチを入れるところです。

質問ではないんですけども、今年秋くらいから商談会などに行っている中での自分の経験で、こんなことが起きてますということを、この場を借りて紹介したいと思います。

まず、幾つかあるんですけども、例えば、NHKの海外向けの日本の文化を発信しますという番組で、NHKワールドというものがありますけれども、これは日本で見られない番組です。今年も2回、侍と忍者で人気シリーズがあるんです。「SAMURAI WISDOM」と「NINJA TRUTH」という人気シリーズがありまして、その番組のロケで東吾妻町が取り上げられました。ちょっと出るわけではなくて、15分とか20分の枠をほぼ全部が東吾妻町みたいな。

続きまして、富裕層の台湾人訪日旅行客を専門とする台北にある大手の旅行社太平洋旅行社というのがありますまして、例えば、京都とかでこの旅行社がする企画は1泊150万円とか、そういう旅行を扱う会社ですけれども、この会社が東吾妻町への送客を実は検討していると。

続きまして、外資の外資系大手ホテルの企画イベントで、そのホテルの会長さんを含む富裕層のインバウンド60名の団体送客を、この春に検討しています。

アメリカの大学の日本校、東京にありますけれども、それが来秋になりますけれども、修学旅行を東吾妻町で計画しています。

続きまして、サウジアラビアにある日本大使館で、日サウジ国交70周年を記念するセレモニーがこの冬に計画されていますけれども、吾妻忍者を出展するということについて、観光庁が計画しています。

同じくその観光庁は、来春ブラジルで観光展示会がありますけれども、そちらに吾妻忍者出展を予定しています。

群馬県文化振興課は、つい先日始めましたインバウンド向けの大型キャンペーン、ぐんま温泉街道がありますけれども、これについて文化振興課が吾妻忍者とのコラボレーションで発信していきたいと、希望が寄せられています。

台湾最大手のOTA（Online Travel Agent）、KKdayが東吾妻町のツアーを販売します。

オーストラリアの富裕層の学生旅行を扱うオーストラリアのOTAが、東吾妻町での修学

旅行、ゼミ合宿を計画しています。

数十万人のフォロワーを持つインフルエンサーが、今年秋くらいから、何人も当町の文化観光を発信し始めています。

先ほど、町長のお話にもありましたけれども、NARUTO-ナルト-のテレビ東京との連携したポップアップストアが来週道の駅にできます。NARUTO-ナルト-のポップアップストアというと、羽田空港、東京駅、富士急ハイランド、淡路島のニジゲンノモリと東吾妻町しかありません、日本の中に。とても特別だと思います。

旅行大手HISが海外への観光展示会で東吾妻町のブースを提供してくれています。HISがドカンと出る商談会に東吾妻町ブース、これ自由に使って下さいというのを提供してくれている。既に、2回参加させていただいている。

近い所で、町内のコニファーいわびつさんが、ぜひ忍者でやりたい。インバウンドをどんどん呼びたいということで、観光協会のほうに連携を申し込まれている。同じように、そこのお寺の善導寺さんも観光協会と一緒にやっていきたいと。

JR群馬原町駅ですけれども、JRさんのほうからこれを忍者のラッピングをしたいということで、検討されているという報告もあります。

こうした事例がありますけれども、現在の町を取り巻くインバウンドの熱いまなざしいうものはすごくてですね。ただこれは水面下で進んでいることが多いので、なかなか実感できないと思われますけれど、実は大きな波が押し寄せようとしています。

先ほどのプロモーションの計画について、町長の大変前向きな答弁ありましたけれど、さらに町の担当職員さん、あるいは幹部の皆さんも、こうした風を実感していただきたいなと思っています。

観光協会などと一緒に、展示会や商談会に参加することが必要と考えますけれども、改めまして、その辺の姿勢をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 斎藤議員のほうから、吾妻真田忍者に関連したインバウンドの話をかなり数多くいただきました。ありがとうございます。私も知らないことばかりで、これほど注目されているとは思いませんでした。

こういった流れをうまくつかんで、これに乗って、東吾妻町インバウンド観光の大きな波の中に入つていけば、相当の効果があるのではないかというふうに思っております。

大阪・関西万博につきまして忍者協会が出展するということで、8月5日から10日間予定

しているということで、当然ここに我が町の真田忍者も展示をしていって、大いに売り出していくことが必要かなというふうに思っております。

今後も、観光協会なり地域の団体なりの力を合わせて、東吾妻町を大いにインバウンド観光に強い町にしてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 2番、齋藤貴史議員。

○2番（齋藤貴史君） 前向きなご答弁、ありがとうございます。

先ほどのご答弁の中で予算の話がありまして、一般89億の中で2億円観光にというお話ですけれども、先ほどから忍者の話ばかり出ているんですけど、忍者というところで言うと、うちの町は確か200万円から300万円くらいの予算だったかなと思います。お隣の中之条は、実は800万円がついています。うちは全然、中之条の半分以下になっていまして、先ほど話のあった観光協会のほうは、観光庁の大型事業で5,000万円の事業を行っています。それを考えるともうちょっと町もいろいろな国庫などを使いながら取り込める、まだまだいけるところがあるのではないかと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

あとは質問ではなくてお願ひになりますけれども、先ほど申し上げました予算について、なかなか難しいものはあるかと思いますけれど、観光協会ですとか道の駅など、地域を観光で盛り上げるぞということで、国とか県の補助金を活用してやっていくことがここ数年で定着しております、これまでも町の当局の協力は多々ありましたけれども、次年度以降は本当に当町については、今後の浮沈をかけた勝負の年になると思われます。なお一層のご協力をお願い申し上げます。

最後になりますけれども、今回の議会で中学校の部活動移行というお話、主要な議題の一つだったかと思いますけれども、今回これだけ中学生のほうから、観光への思いというものを聞くと、地域部活として観光部とか観光インバウンド部とか、あってもいいのかなという思いをちょっと強くしました。教育上にも、地域問題解決のためにも、なかなか難しいかと思いますけれど、ただあつたら面白いのかなと思いました。

先ほどの高橋徳樹議員の質問の中で、なまはげ台帳の話がありましたけれど、秋田県のなまはげと同じような形で、忍者というものをいろいろな政策に生かしていければ、面白い町づくりができるかと感じました。

後方支援にとどまらず、ぜひマインドチェンジをインバウンドというスイッチを押していくだけで、観光だけではなくて教育、移住定住、農林物産開発、地域防災、そのほかもちろん町の施策のほうに観光をひもづけてやっていただければ、本当に中学生が望むような楽し

い明るい町ができると思いますので、ぜひ町執行部の皆さん、ここにいらっしゃる皆さんにはインバウンドを見据えたマインドセット、これを一つお願いしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 斎藤議員のインバウンドについて、本当に多くのデータを把握しているだけしております、それもうれしいデータばかりで、本当によかったです。

これからも忍者については、国の観光庁の補助金とか、県のほうも大分いいお話を聞いておるので、国、県のご支援もいただきながら東吾妻町の忍者を中心とした事業で、インバウンドスイッチをズバリ入れて、マインドをチェンジして観光に強い町にしてまいりたいと思います。その上で、観光と農業を結びつけたような、そういった取組もさらにできるかと思っておりますので、今後も力を合わせて取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤聰一君） 以上で、斎藤貴史議員の質問を終わります。

◇ 井 上 日出来 君

○議長（佐藤聰一君） 続いて、5番、井上日出来議員。

5番、井上日出来議員。

（5番 井上日出来君 登壇）

○5番（井上日出来君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

質問の項目は、3つあります。

1つ、令和7年度予算編成方針について。

2つ目は、自治会の高齢化対策について、そして、3つ目、個別避難計画の作成についてあります。

質問の要旨ですが、まず、1点目の予算編成方針についてお尋ねをします。

①これから各課から予算要求がなされ、町長の判断で取捨選択の重要な作業になると思われますが、次年度予算編成における当町の最重要課題とそのための事業予算についてはどのようにお考えでしょうか。

②これまで幾度となく町民や職員の人材育成（リスキリング）など、ソフト事業に対して事業化、予算化を訴えてきましたが、次年度予算に何か盛り込むお考えはあるでしょうか。

③上信道建設に伴うバスターミナル事業について、スケジュールの見直しや事業内容の進捗はどのような状況にあるでしょうか。次年度予算内での取扱いはどのようにお考えでしょうか。

④近年、行政の政策立案についてはE B P M、これは根拠に基づいた政策立案ということですが、これが常識になりつつあります。当町のE B P Mへの取組状況はいかがでしょうか。

大きな項目2点目、自治会の高齢化対策についてであります。

①自治会の高齢化は年々進んでおり、道路愛護など地域活動に対応できないというところも散見されるようになってまいりました。町としても自治会の協力は不可欠だと思うのですが、自治会組織の改革や負担軽減策など、次年度予算での追加の対策は何か検討されているでしょうか。

そして、3番目になりますが、個別避難計画の作成について。

①令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の個別避難計画作成が町の努力義務となりました。これに対し当町の取組状況はいかがでしょうか。

②個別避難計画の作成に併せ、これと密接に関連する各地区の地域防災組織を支援する専門組織やチーム、例えば、防災士等を中心とした町民主体の防災ネットワークの編成を提案しますが、いかがでしょうか。

以降自席にて二次質問をさせていただきます。ご答弁をよろしくお願いします。

○議長（佐藤聰一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、井上議員のご質問にお答えをいたします。

1項目め、令和7年度予算編成方針についての1点目、予算編成における最重要課題とそのための事業予算についてでございますが、東吾妻町第2次総合計画後期基本計画におきまして、特に地域医療の確保や社会基盤の整備等が町民の意識やニーズとして挙げられておりますので、令和7年度も引き続きそうした施策の実現に向けて、予算編成及び事業展開を進めてまいりたいと考えております。

また、当町では歳入財源の確保が課題となっておりますので、国・県の補助金等を有効に活用し、国の政策とも合致した事業展開を行いながら、町民ニーズの実現に応えていくこと

が重要と考えております。

2点目の町民や職員の人材育成などの予算化についてでございますが、現在本町では、町民及び職員が共通して利用できる補助制度として、防災士資格取得補助や消防団員に対する準中型免許取得補助などの実施をしております。これらは、地域防災力の向上や町の安全安心に貢献するための重要な取組でございまして、引き続き推進してまいります。

また、職員の人材育成においては、群馬県研修センターで提供される多様なスキルアップ研修に積極的に参加をさせているほか、町独自で計画した研修も実施しております。具体的には、DX研修、法制執務研修、コンプライアンス研修などを開催し、職員の専門性や業務遂行能力の向上を図っております。来年度におきましても、これらの取組を継続するとともに、必要に応じて新たな課題やニーズに対応するための研修や事業を検討し、予算化を検討してまいります。

町職員の能力向上は、町政運営の基盤でございまして、町民の皆様により、よりよい行政サービスを提供するための重要な施策と認識をしております。

3点目の上信道建設に伴うバスターミナル事業についてでございますが、令和6年3月に策定をいたしました、高速バス等交通結節点及び道路休憩施設整備基本構想に基づき、地域交通の結節点としての役割を果たすとともに、道の駅として整備することで地域振興の拠点となる施設の整備を目指しております。

本年度は、上信自動車道吾妻東バイパスの完成時期が令和11年度へ延期されたことに伴い、今後の事業展開に必要となる基礎的な情報収集や、関係機関との連携に向けた準備を進めている段階でございます。

令和7年度につきましては、基本構想記載の事業スケジュールに基づき、具体的な設計段階に移行するための基本計画の策定を進める予定としております。

具体的には、計画地周辺の交通需要や環境条件の調査を進めるとともに、住民の皆様や関係機関からの意見を反映した形で、施設の具体的な機能や設計方針を検討してまいります。

また、施設の整備内容や事業スケジュールについては、上信自動車道の進捗状況や植栗・中之条インターの開通スケジュールと整合性を図りつつ、現実的かつ実効性の高い計画となるよう進めてまいります。

この事業は、令和11年度完成予定の上信自動車道開通に合わせて開業を目指し、地域住民の利便性向上や地域経済の活性化に寄与する重要な施設でございます。限られた時間と資源の中での取組となりますが、計画的かつ着実に進めることで、町全体の発展につながる成果

を創出したいと考えております。

4点目のE B P Mに基づいた政策立案への取組状況についてでございますが、これまでも計画立案や事業実施の際、事前の町民ニーズ調査結果等を踏まえ計画策定をするなど、様々な根拠をもとに進めております。

このほか、予算編成前に実施をしております事務事業評価委員会やひがしあがつま創生会議での事業評価を踏まえまして計画、実行、評価、改善の流れで継続的な改善を促すP D C Aサイクルにより、次年度以降の政策展開を進めております。さらには、町政懇談会等における町民の声なども聞き取りながら、限られた財源の中で最大の効果を発揮できるよう、今後も根拠に基づく政策立案に努めてまいりたいと考えております。

2項目めの自治会の高齢化対策についてでございますが、議員ご指摘のとおり行政区、いわゆる自治会の協力は、町政運営に欠かせないものでございまして、区長会長や区長はじめとする皆様に、日頃から多大なご理解とご協力をいただいていることに、心より感謝を申し上げる次第でございます。

町では、令和2年度より各行政区との間で行政事務連絡業務委託契約を結び、町民と行政との協働により、お互い対等な立場に立って、よりよい地域づくりに取り組んでいるところでございます。

また、自治会は、地域住民が地縁に基づいて自主的、自律的に組織した任意団体であり、法律により設置が義務づけられたものではありませんが、住民にとって最も身近な組織として重要な役割を果たしており、町といたしましてもその運営にできる限りの支援を行っております。

平成30年9月には、文書配付方法を班分け方式に変更することで区長等の業務軽減に努めてまいりました。この取組により、多くの区長の方々から、以前より負担が減ったとの声をいただいており、一定の成果があったと考えております。今後も、回覧文書の量をさらに減らすため、職員の意識改革を含めた見直しを進めてまいります。

現在町では、D X推進を検討中であり、その一環として住民への情報提供のデジタル化も視野に入れております。これにより、回覧文書の大幅な削減が可能となり、区長等さらなる負担軽減につながると期待をしております。

一方で、D Xの推進には高齢者への配慮も必要であり、情報格差が生じないよう慎重に検討を進めるべき課題と認識をしております。

3項目め、1点目の個別避難計画作成の取組状況についてでございますが、町では令和5

年度から個別避難計画の作成に着手をしております。福祉分野において作成した避難行動要支援者名簿を基に、対象者のハザードの状況や心身の状態を考慮し、計画作成の対象者を選定しております。令和6年12月2日時点の対象者は98名となっており、そのうち約半数に当たる45名の方の計画が、今年度末までに完成見込みでございます。

2点目の地域防災組織を支援する専門組織のネットワーク編成についてでございますが、防災士などを中心とした町民主体の防災ネットワークを編成することは、有事の際の役割分担や迅速な対応だけでなく、平時の防災教育や啓発活動にもつながり、有意義であると認識しております。

現在当町では、防災士資格を持つ方々が交流や意見交換を行う場が設けられておりませんので、今後は、防災士資格取得者同士が連携できる場や組織づくりを前向きに検討してまいりたいと考えております。

結びに、防災全般についてでございますが、近年激甚化する自然災害に対応するため、町民皆様の防災意識のさらなる向上を図り、防災備品の整備や食料備蓄の充実に引き続き取り組んでまいります。

町民の皆様が安心して暮らせる災害に強く、安全で暮らしやすい町を目指して、努力を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤聰一君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） 町長、ご答弁ありがとうございます。

今ご答弁いただいた中から、1つお尋ねしたいことがあります。

上信道建設に伴うバスターミナル事業なんですが、上信道自体が令和11年度に開業が延びてしまったということです。バスターミナルのオープンする時期については言及がなかったんですけども、改めてお尋ねをします。いかがでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その時期につきましては、上信自動車道吾妻東バイパスの完成が令和11年度に延期されましたので、バスターミナルまたその関連施設につきましては、この令和11年度完成と合わせて考えております。

○議長（佐藤聰一君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） ありがとうございます。

私が聞き漏らしたと思います。申し訳ありません。

令和11年度に完成で開業ということになると、そもそも令和9年度に完成して、バスター
ミナルも令和9年度にオープンするという話で計画をされていたと思います。それが、来年
度予算の中に基本計画が盛り込まれてくるとなると、2年分計画が前倒しになった形になる
のではないかと感じるわけです。予算がトータル、オープンするまでにかかる年度が長け
れば長いほど、それだけ予算が増大してしまうのではないか、関連予算がです。ということ
が危惧されまして、その辺は町長がある程度セーブされながら、総合的に考えていらっしゃ
るのかどうか、お聞かせ下さい。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 2年送られてしまったということで、非常に残念な思いでございます
けれども、予算の関係は延びた期間に無駄な予算を使うことなく、しっかり目的に合った予
算を編成してまいります。

○議長（佐藤聰一君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） ありがとうございます。

ぜひとも、その方向でよろしくお願ひしたいと思います。

別件で追加質問として、予算編成の部分について、予算編成方針についてお尋ねをします。
予算編成というのは、大変な作業というふうに想像をしております。執行部の皆様には本
当にご苦労様ですという言葉をかけさせていただきたいと思います。

今定例会中の議員全員協議会において、予算編成方針についての資料が配付されました。
この中で4ページになりますけれども、東吾妻町デジタル田園都市構想総合戦略（仮称）と
いうものがありまして、これについて議員全員協議会の中では、これを十分に読む時間がな
くて、質疑ができなかったものですから、ここで関連事項としてお尋ねをさせていただきた
いと思います。

今後のスケジュールと町民のニーズを確認していくための手法について、どのようにお考
えなのかお聞かせをいただきたいと思います。もし、町長が具体的な回答が難しいという場
合には、副町長か担当課長のほうでお答えいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東吾妻町デジタル田園都市構想総合戦略についてでございますが、完
成は令和7年3月を予定しております。進め方としましては、1月にひがしあがつま創生会
議におきまして概要説明し意見反映を踏まえ、2月にパブリックコメントを実施予定してお
ります。

計画期間は、総合戦略自体が総合計画における重点施策の部分であり、総合計画の最終年と合わせ、一体化を見据えまして3年計画を予定しております。

策定に当たり、町民ニーズの収集につきましては、令和4年度に第2次総合計画策定時に実施をいたしました町民、関係団体、事業者アンケートの調査結果や今後行う、ひがしあがつま創生会議からの意見やパブリックコメントの意見を踏まえまして、調整してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤聰一君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） ありがとうございます。

パブコメも実施されるということなので、ぜひパブコメをやりますよということを広く町民に宣伝をしていただきたい思います。

予算編成方針の資料について、もう1点、お伺いをさせていただきます。

予算編成方針の4ページの基本方針の中で、①の部分なんですかけれども、政策を実施する事業にあってはその必要性と効果について検証してください、というふうにあります。これは各課の予算要求の時に、しっかりと検証して出して下さいという話だと思います。

各課でこのような必要性と効果について検証を行う方法というのが、今現在、確立されているものなのか、それとも職員の知識と経験値に基づいた判断というふうなことなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この点につきましては、既に今までの予算編成の段階から、各事業に関するデータ等、数量等また町民の皆様の要望等を踏まえて、そういうものを総合的に判断しながら予算を編成しております。

○議長（佐藤聰一君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） 恐らく経常的な業務については、そういう形であまり問題ないかなと思うんですけども。それ以外の投資的な事業であったりとか観光であったりとか、様々な分野において、恐らくEBPMのような検証というのが、今後必要になるのではないかというふうに思うわけです。

今後、事業の計画案、そして実施後の検証、この2点においてEBPMの手法を用いた検証する専門チームもしくは部署を、町内につくってはいかがかというふうに思うわけですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） E B P M、証拠に基づく計画政策立案ということで、例えばバスター ミナルにつきましては人口のデータ、交通量のデータまた入り込み客、バス停ごとの情報客 数などを把握しながら計画を立て実証するわけでございます。

そういうことで、完成後もその成果についてデータを積み上げることが、今後の将来に 向けての必要な事項だというふうに思っております。

専門的なチームというところが、まだあまりはつきり考えてはおりませんでしたけれども、 今後そういったことでE B P Mを進める中で必要であれば、今後検討してまいりたいと思 います。それにつきましては、最小限のスタッフで取り組むということが必要かというふうに 思います。

○議長（佐藤聰一君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） ありがとうございます。

担当課長のほうからD Xの推進について、いろいろ話を聞かせていただいたんですけど も、D Xの推進について、最近若い職員が大変活躍されているというふうにお聞きしたん です。若い方たちは、こういったものに対しての適応力が格段に速いんだと思うんです。な のでE B P Mなどに関しても、ぜひ若い職員を中心に、こういうものに関心があるよとか、や りたいという方を、ぜひとも教育をしていただきたいなというふうに思っております。

その際に、以前にも私この制度をご紹介したんですけども、総務省の地域おこし起業人 という制度があります。

これは、ノウハウを持つ民間企業とか研究機関から最大3年間、人材派遣をしてもらって、 当町の職員がそういう方たちから、直接、一緒に働きながら学べるというシステムです。人 件費については、総務省から約500万円ほどが1年間で出ていたと思うんですけども。こ のようなものをぜひ活用して、庁舎内の職員の、特に若手の皆さんに新しい分野で活躍して いただける人材を育てていただきたいというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 若手職員が、今本当に積極的に活躍をしております。ワーキンググル ープ等も立ち上がっておりますので、こういった今の意気込みを大いに雇用していきたいと 思います。

そのために、井上議員のおっしゃる外部人材、地域活性化起業人ということでございます けれども、年間560万円ほど国から支援があるというふうなことでございまして、こういう 人材を入れてさらに若手職員の職等の専門性を向上したり、スキルアップするということに

なるかと思いますので、今後は前向きに地域活性化起業人というものを受け入れていくよう
に、前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（佐藤聰一君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） ありがとうございます。

前向きなご回答いただきまして、ありがとうございました。ぜひとも、よろしくお願いし
たいと思います。

予算編成方針の関係で、また、追加の質問をさせていただきます。

今定例会中におかれまして、総務建設常任委員会の席で、町長が来年度事業の一つとして、
庁舎2階のロビーで、石坂莊作氏と小林宗作氏の2人の「そうさく」に関して展示を検討し
ておられるということで、大変すばらしいことで、本当にありがたいと思っております。

石坂莊作氏に関しては、既に小冊子ができているわけですけれども、小林宗作氏に関して
の小冊子の製作は検討されているでしょうか。もしまだ検討されていないということであれば、
この2人の「そうさく」の展示に合わせて、ぜひとも同時進行で着手していただきたい
わけですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 石坂莊作と小林宗作、2人の「そうさく」は東吾妻町の偉人でござい
ますので、これから2人の「そうさく」を庁内に展示して、大いに発信してまいりたいと思
っております。

石坂莊作さんの展示は、石坂莊作顕彰会でやっていただいておりまして、ただ大分経って
おるんで少し古いところもあるし、少しリニューアルする部分もあるので、それに合わせて
小林宗作のコーナーも設けていきたいというふうには思っております。

また、文化財の展示もやっておりますので、これも含めた形でいきたいと思います。

これを思ったのは、実は先月でしたかね。2階の展示のところに3、4人の女性の方が、
私よりはちょっと若い人かなと思うんですが、来て、石坂莊作さんの資料を一生懸命見て
いたんですね。それで、どちらからいらっしゃいましたかと聞くと、埼玉県からこのコーナー
を見に来たと。どこかで紹介されているのか、どこに掲載されたんだろうか、私も分からな
いので。それを見て来たんだということで、一生懸命見ていただいて、それで莊作さんのゆ
かりのお餅を作っていることを言ったら、そのお菓子屋も行ってみるというふうに言いまし
て、いい効果があったと思っておりますので、小林宗作と石坂莊作、2人の「そうさく」の
展示をしっかりと、これも東吾妻町を大いにPRするコーナーというふうに思っております

して、やっていきたいと思っております。

○議長（佐藤聰一君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） ありがとうございます。

小林宗作さんについては、資料がまだまだ十分にそろっていないと思いますので、今後、展示物の収集について、可能な限りご協力させていただきたいと思いますので、どうぞ担当課の皆様におかれましても、どうぞよろしくお願ひします。

もう1点、予算編成方針の関連で、お尋ねをします。

今年の8月、国立音楽大学附属幼稚園の林園長先生を当町にお迎えすることができて、講演会を開催することができました。これは過去の議会の一般質問で提案したことを実現していただきまして、町長はじめ関係職員の皆様には大変感謝を申し上げます。

この事業で小林宗作氏を核として、当町と国立音楽大学の接点がつくられたわけなんですが、このご縁を今後継続していくために、令和7年度の取組として国立音楽大学の学生の演奏会や、もし、演奏会に来ていただけましたら、中学校の吹奏楽部の指導に来ていたいたりとか、もしくは当町の幼児教育関係者に対して、国立音大の先生に来ていただいてリトミックの実技講習など実施されてはいかがでしょうか、ということなんですが、町長いかがでしょう。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 石坂荘作さんが初代の園長を務めたのが国立音楽大学の附属幼稚園ということで、林園長さんに来ていただいて講演会なり、子ども園、保育所の職員に公演をしていただいたり、研修をしていただいたということでありまして。石坂荘作さんじゃなくて小林宗作でした。どうも2人の「そうさく」さんが、ごっちゃになってしまいました。

国立音楽大学附属幼稚園との関係も、大切にしなければならないというふうに思っておりますので、今おっしゃったようなことも、非常にいいアイデアだというふうに思っておりますので、今後、幼稚園と交渉しながら、音楽大学とも交渉しながら実現できればいいかなというふうに思っております。

○議長（佐藤聰一君） 質問の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思います。

再開を1時といたします。

（午後 零時00分）

○議長（佐藤聰一君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（佐藤聰一君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） それでは、午前中に続いて追加の質問をさせていただきたいと思います。

質問項目の2番目になりますが、自治会の高齢化対策についてであります。

最初のご答弁いただいた中で、今後、高齢化対策については、配付物のデジタル化ということを触れておられましたけれども、具体的にいくつくらいに取りかかるとか、タイムスケジュールなことがもし分かりましたら、教えていただけますでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そこまでは、まだ突っ込んで計画してはいないです。

○議長（佐藤聰一君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） 分かりました。庁舎内のDXの本格導入というのが、大体令和9年をめどに取り組んでおられるのかなと思います。配付物のデジタル化などについても、ぜひそのタイムスケジュールに合わせて、できれば早め早めに対応をお願いしたいというふうに思います。

町長、その辺の答弁をお願いします。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね。早め早めということでございます。それを心がけてまいりたいと思います。

○議長（佐藤聰一君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） ありがとうございます。

1つ残念なお話を今ここでさせていただくんすけれども、これはもう過去の話になります。過去の話ですが、4、5年前、既にもう退職された当時の担当課長に、私実は、自治会への支援を何とかできませんかということで、お話をさせていただいたことがあります。その時、お話を聞いた時には、自治会組織というのはあくまでも自主組織であり、町が

組織改革の支援など積極的に関わる立場にはありません、というふうな回答をいただきました。

この見解を、当自治会役員をされている方々に説明をさせていただいたら、それなら自治会が町の配付物などを一切協力しなくてもよいのかという形で大変ご立腹されました。

結局は、お互いに本当に必要な立場にあると思うんです。そのためにぜひとも、高齢化対策というものを具体的に手がけていっていただきたいと思うわけです。

まずは、自治会関係者の本音を聞き出すという作業が必要なのかなと思うわけです。ニーズ調査の実施を、ぜひともしていただきたいと思うんですけれど。これは、行政アンケートのような形式的なものではなくて、本当に面と向かって、対面でお話を聞いていただくということが、非常に大事なのかなというふうに思います。自治会の役員の皆さんのお本音を聞く、そういういったニーズ調査を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 各自治会の区長さんに集まってもらって、区長会議なども開いておりますし、また、町政懇談会で区長さんもご出席をいただきて、お話をいただくこともあります。その都度、お話をいただいているところもありますので、遠慮がちにしているところもあろうかと思いますので、そういうものも遠慮なく言っていただくように、雰囲気づくりをこれからしてまいりたいと思います。

○議長（佐藤聰一君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） ありがとうございます。

町長から、雰囲気づくりというお言葉をいただきましたので、今、議会報告会も皆さんのお本音をいかに聞き出せるのかということで、新しい取組でカフェタイムを設けたりとか、あのような取組をしているわけですけれども、ぜひ町も町民の皆さんのニーズ把握をする時に、もう少し胸襟を開いてゆっくりとリラックスした形で意見を聞けるような、そういう機会をつくっていただけたらというふうに思います。ぜひ、ご検討いただきたいと思います。

それでは、時間が残り少なくなってまいりましたので、最後の個別避難計画の作成について、お尋ねをします。

先ほどの町長の最初の答弁の中で、防災士の活用について、大変前向きなお言葉をいただきました。

まずは、町内に在籍しています防災士の皆さんとのネットワークづくり、せっかく人数が増えてきたので非常に重要なことだと思います。これは、ぜひとも実施をしていっていただき

たいというふうに思っております。その上で、防災士というのが、もしまだよく認識されていない方がいるかもしれませんので、簡単に役割について、ご説明をしたいと思います。

防災士は、阪神淡路大震災の教訓から、地域防災のリーダーやつなぎ役となること、また、地域社会における防災対策や避難経路の確認、自治会への働きかけ、町民への啓蒙活動を担っている役割でございます。地域社会における防災分野の大変重要な人材となります。幸い、当議会の議員の中にも、複数防災資格を取得されている方がいらっしゃいます。私自身も今、勉強中で資格取得に向け頑張っているところであります。

防災士のままで、チームをつくっていただきまして、その上で、町内各自治会の防災組織づくりに対して、支援活動を積極的に取り組むべきだというふうに考えております。

例えば、自治会の防災組織体制をつくっていくチームづくり、各自治会の中の防災体制をつくっていくチームづくり、また、避難経路の確認、そして、模擬避難所の体験、そして、各家ごとに配付されておりますハザードマップの中にありますマイタイムライン。これ恐らく自分で記入されている方はほとんどいないと思います、今。せっかく担当課が苦労して作られた物ですから、それを活用していくためにも、ぜひ防災士と担当課の皆さんとタッグを組んで、マイタイムラインの活用を進めていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 防災士の皆様に、これから町の防災に向けた活動というものが非常に重要になるかと思っておりますので、町といたしましても、防災士の皆様のお互いに意見を交換するような場を設けたり、組織づくりをしたりということで、今後、進めてまいりたいと思います。そして、町民の皆様に細かいマイタイムラインの作成の指導等も、相談も乗っていただくことで、防災意識をさらに高めてまいりたいと思います。

○議長（佐藤聰一君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） ありがとうございます。

防災士の関連で言いますと、防災士資格というのは、防災士の資格を取ってそれで終わりではなくて、実はそこの先があります。防災士の資格を取った後、さらにもっと、指導的な立場になっていくために、地域の本当の防災のリーダーになっていくために、さらに研修を受けたり、いろいろな内容があるんです。そういうものに関しても、ぜひとも町の支援を考えていただければなというふうに思っております。

財政面、厳しいのは十分分かっておるんですが、ぜひ防災に関する人材育成、非常に重要

なことだと思いますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

以上、いかがでしょうか。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今の話は防災士を持っている方が、さらにスキルアップするための講習、研修みたいなものがあるわけですか。お金が必要だと講習料が、そういうことですか。だいたいどれくらいなんですかね。

○5番（井上日出来君） そんなに、べらぼうに高いものではありません。

○町長（中澤恒喜君） 頭に入れておきます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤聰一君） よろしいですか。以上で、井上日出来議員の質問を終わります。

◇ 重野能之君

○議長（佐藤聰一君） 続いて、10番、重野能之議員。

10番、重野能之議員。

（10番 重野能之君 登壇）

○10番（重野能之君） それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問の項目としまして、誰一人取り残さない町へ、施策の展開とPRについてということで、質問をさせていただきます。

質問の要旨。

1点目としまして、合併から18年、茂木前町長から中澤町長と二代にわたる町政で、多くの施策が展開され当町の基盤が築かれてまいりました。両町長、また、職員の方々の功績は極めて大きいものであります。

地方にとって厳しい時代の町政運営に当たり、町長が心がけてきたこと、また、今後の基本の方針等を改めてお聞かせ下さい。

2点目としまして、大きな成果の一つとして、財政調整基金の増加が上げられます。

家計に例えるなら、いわゆる町の貯蓄であります。合併時は約3億6,000万円だったのが、18年経った今では約37億円、10倍に増えております。国の基準に当てはめますと標準財政規模の10%程度へ、当町では約5億円から6億円となります。

このことはいずれ訪れるかもしれないさらなる行政の広域化、また、合併議論の時などに大きな糧となります。財政に関する町長の思い、考えをお聞かせ下さい。

3点目としまして、町には町民支援の各施策を分かりやすく示した生涯支援年表、子育てガイドブックがあります。当町におけるこの施策の展開は、誰一人取り残さない町の実現に向けた価値ある取組であり、私自身は全国約1,714市区町村の中でも上位に位置していると考えております。

さきに開催された議会報告会の中で、町民の方や高校生からも当町の施策によい評価がなされておりました。同時に町のPRに関する意見も出されておりました。

今後は、町や各施策のPRをいかにして内外に展開していくかが大事だと考えます。町長の考えをお聞かせ下さい。

令和6年11月24日、上毛新聞1面にも掲載をされましたが、渋川市では多くの人に市の魅力を知ってもらうため、SNS上で発信力を持つインフルエンサーを募集し、採用となつたインフルエンサーには投稿に係る費用を最大10万円補助する事業を始めております。ユーチューブとInstagram、TikTokでチャンネル登録者やフォロワーが1万人を超えるアカウントの管理者を募集し、県内の男女5人を補助対象と決めたということです。

以上、自席に戻らせていただきます。

○議長（佐藤聰一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、重野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町政運営で心がけてきたことでございますが、私は就任以来、住民の皆様の声を大切にし、それを政策に反映させることを最も重要な姿勢として取り組んでまいりました。その一環として毎年開催をしている町政懇談会をはじめ、定期的な住民との対話や意見交換の機会を設け、地域のニーズや課題を直接把握するよう努めております。

このような、住民の皆様との対話を通じ、実効性のある施策の推進につなげてまいりたいと考えております。

また、今後の基本方針でございますが、町の最上位計画である東吾妻町第2次総合計画後期基本計画を着実に進めることが重要であると考えております。この計画の基本理念として、町の目指す将来像「住民が誇りを持って暮らすまち」を掲げており、同時に副題として「東

吾妻 きみと あなたと」を定めております。これは、東吾妻中学校の校歌の一部を引用しており、この副題が町の未来を担う子供たちへのメッセージであるとともに、住民一人一人が地域の課題を自分事として捉え、町づくりに主体的に関わることを促す合言葉でもあります。

町政運営は、私一人でできるものではございません。職員と力を合わせ、住民の皆様と意見を共有しながら、共に考え、共に行動する姿勢を大切にしてまいります。

目指す将来像であります「住民が誇りを持って暮らすまち」の実現に向けて、地域の皆様とも協働を通じ、さらなる努力を重ねていく所存でございます。

2点目の財政に関する思い、考えについてでございますが、当町の財政につきましては、財政の健全度を示す健全化指標において、合併当時は実質公債費比率が20%を超える状況でありましたが、現在は11.7%まで改善をしております。重野議員がおっしゃるとおり、財政調整基金につきましても33億円強増加しており、不測の事態への備えもしてまいりました。しかしながら、当町は歳入財源の多くが地方交付税等の依存財源となっており、全国的な人口減少により税収の大幅な増加も見込めない状況でございます。

また、直近の話ですが、年収の壁引上げによる自治体の減収も懸念をされております。そういう状況を踏まえて、一定程度の基金残高を確保しつつ、歳出においても一層精査をし、施策の実現に向けた事業展開を進めて参りたいと思います。

さらに、財政に関する思いということで言いますと、財政も含めた町の施策全体にも言えることでございますが、民意を代表する町議会と町執行機関が、それぞれの立場から議論を深めることで町政を支える両輪として、引き続き住みよい町づくりを推進していきたいと考えております。

3点目の、町や各施策のPRについてでございますが、現在、当町では広報紙を毎月発行し、町の施策やイベント情報を住民の皆様にお届けをしております。また、公式ホームページを通じて、最新の情報を随時発信することで、情報提供の充実に努めております。

一方で、町外の方に対するPRについて、改善の余地があることは認識をしております。その課題解決につなげるため、現在、DXの推進に向けた検討を進めております。この中には、住民への情報提供のデジタル化も含まれており、例えば、スマホアプリの活用など、若い世代をはじめとする幅広い層の皆様に、よりタイムリーかつ親しみやすい形で情報をお届けできるよう目指してまいります。

今後も、町の魅力をより多くの方々にお伝えをするため、観光大使やふるさとサポートーの皆様とも連携しながら、町内外へのPR活動を積極的に展開をしてまいります。また、渋

川市などの他の自治体の先進的な取組も参考にしながら、町の魅力を広く発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤聰一君） 10番、重野能之議員。

○10番（重野能之君） ご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

いつも思うことなんですが、今までまとまらない質問で勝手に生意気なことを言ってきました、大変申し訳なく思っております。いろんな思いがあるんですが、心を込めて質問をさせていただきました。

まず2点、お伺いしたいと思うんですが。施策のPRということについて、改めての質問になってしまいますが、今回、議会報告会、中学生議会ということで実施をされました。

一つ感じたのが、町の生涯支援年表、また、子育てガイドブックなど、これだけの手厚い施策であったりが実施されておりますが、なかなかまだまだ知らない町民の方が、いらっしゃるなと思いました。たまたま、私が文教厚生常任委員長ということで、今お世話になつておりまして、議会報告会でも質問を町民の方からいただいて、答えをさせていただくということをやってきましたが、まだ、子育てガイドブック、生涯支援年表があつても、なかなか知らない方も実際いまして、あるいは総合計画、こういう存在もなかなか認知をされていなかつたという町民の方もいました。

今、私としては、委員長という立場で質問に答えるということなんですが、改めて生涯支援年表であり子育てガイドブック、また、町の総合計画これも町執行部はいたずらに、突拍子もなく何をするということではなくて、まずはこの計画に基づいて、しっかりと着実に行政というものが運営されているんだということの話を議会報告会でも私もさせていただきました。

また、中学生議会でも、先ほど齋藤議員も言われましたように、実に中学生からいろんな意見が出されました。今回、20年後のまちということで、いろんな提案を私も班別のところではお聞きをして、生徒たちの本当に熱い思いとか発想、アイデアはすごい感動しました。

総合計画ということもお話しさせていただいたら、やはり、知らなかつたんです、この総合計画というものを。

国で例えれば、町で言えば、憲法ということだという最高法規のような位置づけになり、非常に大切なものであるので、ぜひ一度、機会があったら目を通していただきたいということで、生徒の皆さんに話をさせていただきました。

改めて、身近なところからのPR、今、町も4月、今年度は4月と7月にですか、広報で2回にわたり、この町の支援制度を活用して下さいということで、掲載をしていただいております。

これも議会報告会の中で、懇談をする場で、町は解体とかそういうことについて何かやっているのかなという質問がありまして、私も手元にこれをもっていたので、4月の町の広報に掲載されているんですが、空き家除却補助事業こういうものを町はやっていますよということで話をさせていただきました。

それを知らないと、町は解体とか空き家などの支援をやっているのかなということを知らないと、そのまま町はやってないという話に、何となくイメージとしてなってきてしまうと、これだけのいい制度があるのに、まだ町民の方も知らない方もいらっしゃるということを改めて思いました。

町長、改めて町のPRについて、お考えをお聞かせください。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ありがとうございます。

生涯支援年表につきましては、私も様々な会議等で最新版の生涯支援年表を参加された方に、委員さんの皆さんとかにお配りをして、周知をしているところでございます。

今、重野議員がおっしゃったような広報にも年2回、町の支援の事業を網羅して保存版として、取っておいていただきたいというふうなことも言っておりまして、町の貴重な財源を使った支援事業でございますので、広く認識をしていただいて活用していただくということが、いいことだというふうに思っておりますので、支援年表、また総合計画等につきましても、しっかりと皆様にお目につくようにPRをしてまいりたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 10番、重野能之議員。

○10番（重野能之君） ありがとうございました。

特に、例えば、結婚、新生活の支援制度や育英貸与のことなどは、非常に充実をして、他にない画期的なことだと思いますので、このPRをさらにお願いをして、考えていただきたいと思います。

最後に、施策の展開ということについて、質問をさせていただきます。

これは、PRということと違う施策の展開ということについてなんですが、この辺はデジタルイコール、これは考え方の例え話なんですが、ある意味、アナログ的な部分というのが

ものすごく大事になってくるのかなというふうに思います。

これは、町民の人たちに対する施策であったり、支援であったり、イコールそれを展開していく、あるいはこれから新しいものを考えていくという、そういう意味では、やはり人と人、職員の方々の、その辺の人と人というものが、今の時代だからこそ非常に大事になってくるのではないかというふうに思っております。

まず、改めていい施策をつくり展開をしていく、そのためにはこれからまたそれを維持していくためには、職員の方々が改めて安心をして職務に公務に就ける、そういう環境をさらに町長に確保して、つくっていただきたいというふうに思っております。

今回も、議員全員協議会の中で、不祥事の再発、不正の防止計画ということで、議員全員協議会でも質問を、お示しをいただきました。その中にも内部通報などということがあります。確かに不正というものは、もちろん当然いけないですが、こういうものがまた変なふうに作用して、職員の方々が職場で委縮するような、いいところやいい才能など、伸び伸びできない環境、雰囲気的にそうならないように、ぜひ改めてなんですが、生意気なことを言いますが、そこら辺のところもぜひ今まで以上にご配慮いただいて、職員の他の方の今回受けたケアというもの、特に若い人を中心にそこら辺のところ、日々のコミュニケーションもそうなんですが、町長にはぜひ、そこら辺にも力を発揮をしていただきたいというふうに思います。

以前からもありましたが、職員の方々が職務を妨害されるような事案がありまして、そろそろそういう時期なのかなというふうに思います。改めて、職員の方々が業務を妨害されない、嫌な思いをして公務に当たらないような、職員の方々の安心安全策というものを、今後さらに町長には目を向けていただきて、職員の方々が安心安全で職務に就ける、万全の体制をぜひ築いていただきたいというふうに考えます。

改めて、町長のお考えをよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聰一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ありがとうございます。ご意見いただきまして。

職員と町民の皆様が人ととの付き合い、明るく元気に、そして、町民の皆様と明るく対話ができる、そして、雰囲気をつくって、東吾妻町全体が明るく元気になるような、そういう町にしてまいりたいと思っております。

重野議員にも大変ご心配をいただきて、時期というのは来年の話だと思いますけれども、そういうときには、町といたしましても対策を考えていまして、そのほうが効果を発揮する

のかなというふうには思っております。

特に若手職員、非常に頑張っておりますので、駅伝大会でいい成績を上げたり、活発に活動しております。そういう雰囲気を町民の皆様に伝えていただいて、そして、町全体が明るくなるような、そういうふうにしてまいりたいと思います。

重野議員のご意見のとおりでございますので、今後とも皆様の温かいご指導をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤聰一君） 以上で、重野能之議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（佐藤聰一君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字その他整理を要するものについてはその整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聰一君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（佐藤聰一君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聰一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（佐藤聰一君） 閉会の前に町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 令和6年第4回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る5日に開会をされました今期定例会におきましては、専決処分の承認について1件、条例改正9件、令和6年度一般会計補正予算など予算関係5件、その他4件を提案をさせていただきまして、全て原案のとおりご議決をいただき、本日、閉会の運びとなりました。

今回の審議の中で多岐にわたるご意見や具申をいただきましたが、これらの内容を真摯に受け止め、今後町政を執行する中で生かしていく所存でございます。

また、議員各位の会期中における熱心かつ活発なご審議と、町政に対する熱意に対しましても、感謝を申し上げる次第でございます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分ご留意の上、町政発展と町民生活の向上のため、議員活動にますますご精励くださるようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（佐藤聰一君） 閉会に際し一言ご挨拶を申し上げます。

令和6年第4回定例会は、12月4日から本日まで10日間にわたり開催され、承認1件、条例関係9件、令和6年度補正予算5件、その他4件の執行部提案に加え、委員会提出議案1件等終始熱心にご審議をいただきました。また、町政一般質問には6人が立ち、ここに終了することができました。

会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また諸般にわたりご協力いただきました執行部の皆様に心よりお礼を申し上げます。

会議の中の発言には町政を執行するに当たり参考になるものがあったかと思います。事務執行に当たり、それらが十分生かされてくるものと期待しております。

さて、これから年末年始を迎えることになりますが、皆様におかれましては、健康に十分ご留意の上、諸般の活動へのご活躍をご期待申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（佐藤聰一君） 以上をもって令和6年第4回定例会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

（午後 1時34分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和　　年　　月　　日

署名議員　　東吾妻町議会議長　　佐藤聰一

署名議員　　増子京子

署名議員　　渡一美

署名議員　　井上日出来